

経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第12条)

平成30年6月

株式会社 三十三フィナンシャルグループ

株式会社 第三銀行

目 次

はじめに.....	1
1. 前経営強化計画の実績についての総括.....	3
(1) 資産・負債の状況.....	3
(2) 損益の状況.....	3
(3) 不良債権の状況.....	5
(4) 自己資本比率の状況.....	6
(5) 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標に対する実績.....	6
(6) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化の指標に対する実績.....	8
2. 経営強化計画の実施期間.....	11
3. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標.....	11
(1) 収益性を示す指標.....	11
(2) 業務の効率性を示す指標.....	12
4. 経営の改善の目標を達成するための方策.....	13
(1) 前計画の総括.....	13
(2) 今後の経営戦略.....	19
(3) 今後の基本戦略と主要施策.....	20
5. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項.....	40
(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策.....	40
(2) リスク管理の体制の強化のための方策.....	41
(3) 法令遵守の体制の強化のための方策.....	44
(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策.....	45
(5) 情報開示の充実のための方策.....	46
(6) 持株会社における責任ある経営管理体制の確立に関する事項.....	46
6. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策.....	48
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針.....	48
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策.....	49
(3) 主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策.....	56
7. 剰余金の処分の方針.....	62
(1) 配当に対する方針.....	62
(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針.....	62
(3) 財源確保の方策.....	63
8. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策.....	64
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等.....	64
(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等.....	66
(3) 経営強化計画の適切な運営管理.....	68
9. 協定銀行が現に保有する取得株式等に係る事項.....	69
10. 機能強化のための計画の前提条件.....	73

はじめに

株式会社第三銀行（以下、「当行」または「第三銀行」といいます。）と株式会社三重銀行（以下、「三重銀行」といいます。）は、平成30年4月2日に共同持株会社である株式会社三十三フィナンシャルグループ（以下、「33FG」といいます。）を設立いたしました。

前経営強化計画の計画期間（平成27年4月～平成30年3月）の経済環境につきましては、日本銀行による大胆な金融緩和政策が続く中、公共投資や住宅建設が増加基調で推移したほか、世界経済の回復により輸出が持ち直すなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。このような中、当行が本店を置く三重県では、鋳工業生産は持ち直しの動きがみられたほか、雇用情勢についても有効求人倍率が全国水準を上回って推移するなど改善しました。

一方で、近年、人口減少や高齢化の進展等社会の構造的な問題が及ぼす地域経済への影響の増大に加え、市場金利の低下等の金融環境変化がもたらす金融機関同士の競争激化等、地域金融機関の経営環境は大きく変化してきており、こうした環境変化への対応が求められる中、地域金融機関として地域経済の発展・成長に向けて持続的に貢献していくためには、地域におけるプレゼンスをこれまで以上に発揮できる強固な経営基盤を確立していくという取組みが、これまで以上に重要性を増しています。

こうした地域金融機関に共通する経営課題を発展的に解決していくため、当行と三重銀行は経営資源やノウハウを相互活用し、将来を見据えた新たなビジネスモデルを確立していく必要があるとの判断のもと、経営統合を行いました。

33FGでは、「地域のお客さまから愛され信頼される金融グループとして、地域とともに成長し、活力あふれる未来の創造に貢献します。」を経営理念として掲げ、4月より第1次中期経営計画をスタートさせております。

第1次中期経営計画では、地域のお客さまと圧倒的なリレーションを構築し、お客さまの経営課題やニーズに対して多様なソリューションを提供することで、地域に貢献する信頼度ナンバー1のグループを目指してまいります。

当行はグループの総合力を活かして、これまで以上に金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮し、地域の中小規模事業者等の皆様へ円滑に資金供給を行うことで、地域経済活性化に積極的に貢献するとともに、地域社会、地域経済、そして新金融グループがともに成長する好循環を実現してまいります。

【各種指標（表1）】

指標	27/3 実績	28/3 前提	28/3 実績	28/3 計画比	29/3 前提	29/3 実績	29/3 計画比	30/3 前提	30/3 実績	30/3 計画比
無担保コール翌日物(%)	0.015	0.07	△0.002	△0.072	0.07	△0.060	△0.13	0.07	△0.068	△0.138
TIBOR 3M(%)	0.171	0.17	0.099	△0.071	0.17	0.057	△0.113	0.17	0.069	△0.101
新発10年国債利回り(%)	0.400	0.40	△0.050	△0.450	0.40	0.065	△0.335	0.40	0.045	△0.355
ドル/円 為替レート(円)	120.17	123	112.68	△10.32	123	112.19	△10.81	123	106.24	16.76
日経平均株価(円)	19,206	20,000	16,758	△3,242	20,000	18,909	△1,091	20,000	21,454	1,454

【33FG の概要とビジネスモデル】

概要		持続的発展に向けたビジネスモデルの実現
本店所在地 (登記上の住所)	三重県松阪市京町510番地	<p>三重県に本拠地を置く最良のパートナー同士が協働することで、地域とともに持続的に発展するビジネスモデルの実現を目指します。</p> <p>地域活性化に向けた取組みによる 地元のお客さま、地域経済の成長</p> <p>お客さまへの 貢献</p> <p>圧倒的なリレーションの構築 多様なソリューションの提供</p> <p>お取引の 発展</p> <p>安定した収益の確保による 三十三フィナンシャルグループの成長</p>
本社所在地 (本社機能)	三重県四日市市西新地7番8号	
代表者	代表取締役会長 岩間 弘 (第三銀行 取締役頭取) 代表取締役社長 渡辺 三憲 (三重銀行 取締役頭取)	
資本金	100億円	
設立日	2018年4月2日	
上場証券 取引所	東京証券取引所 名古屋証券取引所	

【33FG の中期経営計画の概要】

ビジョン **質の高い地域ナンバー1金融グループ**
 地域のお客さまと圧倒的なリレーションを構築し、お客さまの経営課題やニーズに対して多様なソリューションを提供することで地域に貢献する信頼度ナンバー1の金融グループを目指します。

第1次中期経営計画 (2018年4月～2021年3月)

統合効果を早期実現・最大限発揮しつつ、強固な経営基盤を構築することで、質の高い地域金融グループを目指す期間

次期中期経営計画 (2021年4月～2024年3月)

両行の強みを完全に融合させ、本格的な成果を実現し、更なる成長へ挑戦する期間

本中計のテーマ

統合効果の
早期実現・最大化

×

強固な経営基盤の構築

||

地域とともに成長し続ける

↑

統合効果の早期実現・最大化
強固な経営基盤の構築

↑

完全融合
本格的な成果実現
更なる挑戦

2018年4月～

2021年4月～

1. 前経営強化計画の実績についての総括

(1) 資産・負債の状況

① 貸出金

貸出金は、中小規模事業者等向け貸出や住宅ローンを積極的に推進した結果、平成30年3月末では1兆2,765億円と、前期末比163億円増加し、計画始期対比では530億円の増加となりました。

② 預金

預金は、法人預金を中心に預金の積み上げに努めたことなどから、平成30年3月末では1兆8,120億円と、前期末比150億円増加し、計画始期対比では301億円の増加となりました。

③ 有価証券

有価証券は、市場動向に注視しつつ機動的な運用に努めた一方、国債償還分の再投資を抑制したことなどから、平成29年3月末比223億円減少し、計画始期対比では396億円の減少となりました。

【資産・負債の推移（表2）】（単体）（単位：百万円）

	27/3末	28/3末	29/3末	30/3末		
	実績	実績	実績	実績	29/3末比	27/3末比
資産	1,951,610	2,011,992	2,009,423	2,028,647	19,224	77,037
うち貸出金	1,223,513	1,249,377	1,260,183	1,276,526	16,343	53,013
うち有価証券	607,625	608,668	590,315	568,007	△ 22,308	△ 39,618
負債	1,840,911	1,902,933	1,900,802	1,915,492	14,690	74,581
うち預金	1,781,918	1,788,453	1,797,029	1,812,092	15,063	30,174
うち社債・借入金	30,037	38,976	75,454	76,579	1,125	46,542
純資産	110,698	109,059	108,620	113,155	4,535	2,457

(2) 損益の状況

① 資金利益

資金利益は、平成30年3月期では221億79百万円となり、前期比2億95百万円増加しましたが、計画期間を通して預金利回りの低下等により資金調達費用は減少したものの、貸出金利回りの低下を主因とした資金運用収益の減少分をカバーするには至らず、計画始期対比では16億70百万円の減少となりました。

② 役務取引等利益

役務取引等利益は、計画期間のうち平成28年3月期及び平成29年3月期の2期間は、預かり資産やソリューション関連手数料を中心に増加基調で推移しましたが、平成30年3月期は、生命保険販売手数料の受取方法の変更に伴う預かり資産関連手数料の減少や消費者ローンの取組強化による保証料の増加により役務取引等費用が増加したことなどから、前期比5億45百万円減少し、計画始期対比では26百万円の減少となりました。

③ その他業務利益

その他業務利益は、前期比 79 百万円減少し、国債等債券損益を 12 億円計上した計画始期対比では 12 億 70 百万円の減少となりました。

④ 経費

物件費は、引き続き業務の合理化、効率化に取り組むとともに、平成 28 年 7 月からは、外部コンサルタント会社の支援のもと、永続的な物件費の削減を図ることを目的に「経費削減プロジェクト」を開始し、コストデータを整備するとともに、削減余地の特定を行い、削減施策を実施することにより、計画始期対比では 6 億 95 百万円の減少となりました。

また、人件費は、計画期間中に健康保険料の引上げや初任給の見直しなど、増加要因があったものの、収益力に応じた効率的な配分を実施してきたことなどから、計画始期対比では 1 億 71 百万円の減少となりました。また、税金は、平成 28 年 4 月からの外形標準課税の税率引上げの影響などにより、計画始期対比では 2 億 47 百万円の増加となりました。

その結果、経費トータルでは、計画始期対比 6 億 20 百万円減少し、205 億 15 百万円となりました。

⑤ 一般貸倒引当金

一般貸倒引当金は、平成 30 年 3 月期では 2 億 36 百万円の繰入となり、65 百万円の戻入となった前期との比較では、利益に対して 3 億 1 百万円のマイナス要因となり、15 億 61 百万円と大幅な戻入であった計画始期対比でも 17 億 97 百万円のマイナス要因となりました。

以上の結果、平成 30 年 3 月期の業務純益は、49 億 8 百万円と、資金利益の減少、一般貸倒引当金繰入によるマイナス影響により、前期比 5 億 97 百万円の減少となり、計画始期対比では、国債等債券損益の減少影響もあり 41 億 44 百万円の減少となりました。

また、平成 30 年 3 月期のコア業務純益は、50 億 82 百万円と、前期比 1 億 92 百万円の減少となり、計画始期対比でも 12 億 1 百万円の減少となりました。

⑥ 臨時損益

臨時損益のうち、平成 30 年 3 月期の不良債権処理額は、13 億 25 百万円と、前期比 2 億 86 百万円の減少となり、計画始期対比でも 16 億 25 百万円の減少となりました。

また、株式等関係損益は、16 億 25 百万円と、前期比 1 億 88 百万円の増加となり、計画始期対比でも 9 億 15 百万円の増加となりました。

これらにより、平成 30 年 3 月期の臨時損益は、5 億 7 百万円のプラスと、前期比 6 億 67 百万円の改善となり、計画始期対比では 26 億 65 百万円の改善となりました。

以上の結果、平成 30 年 3 月期の経常利益は、54 億 15 百万円と、前期比 71

百万円の増加となりましたが、計画始期対比では14億79百万円の減少となりました。

また、平成30年3月期の当期純利益は、43億47百万円と、税金費用等が減少したことなどから、前期比11億35百万円の増加となり、計画始期対比では1億49百万円の増加となりました。

【損益状況の推移（表3）】（単体）（単位：百万円）

	27年3月期 実績	28年3月期 実績	29年3月期 実績	30年3月期 実績
業務粗利益	28,626	27,809	25,990	25,661
（コア業務粗利益）	（ 27,419 ）	（ 27,527 ）	（ 25,824 ）	（ 25,598 ）
資金利益	23,849	23,477	21,884	22,179
役務取引等利益	3,413	3,868	3,932	3,387
その他業務利益	1,364	464	173	94
（うち国債等債券損益）	（ 1,207 ）	（ 281 ）	（ 165 ）	（ 62 ）
経費（除く臨時処理分）	21,135	20,903	20,550	20,515
（うち人件費）	（ 11,651 ）	（ 11,817 ）	（ 11,476 ）	（ 11,480 ）
（うち物件費）	（ 8,564 ）	（ 8,103 ）	（ 7,917 ）	（ 7,869 ）
一般貸倒引当金繰入	△ 1,561	△ 298	△ 65	236
業務純益	9,052	7,204	5,505	4,908
（コア業務純益）	（ 6,283 ）	（ 6,624 ）	（ 5,274 ）	（ 5,082 ）
臨時損益	△ 2,158	△ 1,277	△ 160	507
（うち不良債権処理額）	（ 2,950 ）	（ 1,482 ）	（ 1,611 ）	（ 1,325 ）
（うち株式等関係損益）	（ 710 ）	（ 406 ）	（ 1,437 ）	（ 1,625 ）
経常利益	6,894	5,926	5,344	5,415
特別損益	△ 108	△ 41	△ 119	△ 431
税引前当期純利益	6,786	5,885	5,224	4,984
法人税、住民税及び事業税	678	223	495	489
法人税等調整額	1,909	1,981	1,516	147
当期純利益	4,198	3,680	3,212	4,347

（3）不良債権の状況

営業店及び本部が一体となって、地域における金融の円滑化に向け、事業先の経営実態の把握に努めるとともに、経営改善支援への取組みを着実に推進する中で、お客さまが作成する経営改善計画が計画通り進捗していない先の債務者区分をより慎重に精査し、経営改善支援は継続しつつ、引当てについては保守的に実施しました。

その結果、平成30年3月末の金融再生法開示債権残高は、計画始期対比では46億5百万円増加し291億57百万円、金融再生法開示債権比率は、計画始期対比では0.27ポイント上昇し2.25%となりました。

【金融再生法開示債権比率の推移（表4）】（単体）（単位：百万円）

	27年3月末 実績	28年3月末 実績	29年3月末 実績	30年3月末 実績	27年3月末 対比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,217	3,317	3,245	4,447	230
危険債権	19,075	17,564	19,633	24,110	5,035
要管理債権	1,259	1,342	995	599	△ 660
合計（A）	24,552	22,224	23,874	29,157	4,605
正常債権	1,210,557	1,236,469	1,248,776	1,266,618	56,061
総 与 信（B）	1,235,110	1,258,693	1,272,650	1,295,775	60,665
金融再生法開示債権比率(A)/(B)（%）	1.98	1.76	1.87	2.25	0.27

（注）27年3月末には部分直接償却 16,116百万円、28年3月末には13,551百万円、29年3月末には9,834百万円、30年3月末には7,118百万円をそれぞれ実施しております。

（4）自己資本比率の状況

自己資本比率は、経営強化計画に基づき収益力の強化とコスト削減・合理化の徹底など効率的な経営を実践し、内部留保となる利益剰余金の蓄積に努めておりますが、貸出金の増加等に伴いリスクアセットが増加したことに加え、バーゼルⅢの経過措置による負債性調達手段の算入額の減少などから、平成30年3月末では計画始期比 1.53 ポイント低下し 8.16%となりました。

【単体自己資本比率の推移（表5）】（単位：%）

	27年3月末実績	28年3月末実績	29年3月末実績	30年3月末実績	27年3月末対比
自己資本比率	9.69	9.21	8.33	8.16	△ 1.53

（5）経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標に対する実績

① コア業務純益

前経営強化計画期間を通じて、三重県や愛知県を中心に中小規模事業者等向け貸出及び住宅ローン等に積極的に取り組んでまいりましたが、マイナス金利政策の導入に加え、他行との激しい競合等により、特に、貸出金利回りが平成29年3月期以降、当初想定した水準を大きく下回って推移し、平成30年3月期は計画を 0.14 ポイント下回ったことから、貸出金利息は計画を 19億 87 百万円下回りました。加えて、平成30年3月期の有価証券利息配当金は、計画を 4億 26 百万円下回り、資金運用収益としては、計画を 23億 81 百万円下回りました。

一方、資金調達費用は、預金金利の低下に加え、大口預金等の金利上乘せ抑制などにより、預金利息が計画を下回ったことを主因として、計画を 7億 33 百万円下回りました。

以上により、資金利益全体では、計画を 16億 47 百万円下回りました。

役務取引等利益については、生命保険販売手数料の受取方法の変更に伴い、預かり資産関連手数料が減少したことや消費者ローンの取組強化による保証料の増加により役務取引等費用が増加したことなどから、計画を 5億 54 百万円下回りました。

経費については、計画策定時には想定していなかった三重銀行との経営統合に係る費用が発生したものの、引き続き業務の合理化、効率化を推進し、人件費が5億48百万円、物件費が2億34百万円それぞれ計画を下回ったことから、経費トータルでは計画を7億92百万円下回りました。

以上のように、経費の削減に努めたものの、資金利益の未達分や役員取引等利益の落ち込み分をカバーするまでには至らず、コア業務純益は、計画を16億78百万円下回る50億82百万円となりました。

平成30年3月期のコア業務純益の実績を踏まえ、今後、当行は33FGの傘下銀行として、経営統合によるシナジー効果の早期発現を目指し、中期経営計画に掲げる諸施策の着実な実行を通じて収益力の強化を図ってまいります。

【コア業務純益の計画・実績（表6）】 (単位：百万円)

	27/3期 (始期)	27/9期	28/3期	28/9期	29/3期	29/9期	30/3期	始期対比
計画		3,140	6,300	3,150	6,326	3,386	6,760	477
実績	6,283	3,226	6,624	2,703	5,274	2,611	5,082	Δ 1,201
計画比		86	324	Δ 447	Δ 1,052	Δ 775	Δ 1,678	

(単位：百万円、%)

	27年3月期 実績	28年3月期		29年3月期		30年3月期	
		強化計画	実績	強化計画	実績	強化計画	実績
コア業務粗利益	27,419	27,461	27,527	27,665	25,824	28,067	25,598
資金利益	23,849	23,572	23,477	23,580	21,884	23,826	22,179
貸出金利息	18,926	18,483	18,286	18,238	17,036	18,080	16,093
平残	1,181,844	1,219,540	1,217,677	1,244,524	1,242,119	1,265,526	1,250,073
利回(%)	1.60	1.51	1.50	1.46	1.37	1.42	1.28
預金利息	2,095	2,016	2,017	1,841	1,418	1,482	739
平残	1,748,069	1,769,890	1,768,121	1,795,872	1,771,838	1,818,875	1,767,705
利回(%)	0.11	0.11	0.11	0.10	0.08	0.08	0.04
有価証券利息	7,158	7,240	7,328	7,218	6,276	7,193	6,767
役員取引等利益	3,413	3,615	3,868	3,785	3,932	3,941	3,387
経費	21,135	21,161	20,903	21,340	20,550	21,307	20,515
うち人件費	11,651	11,907	11,817	12,018	11,476	12,028	11,480
うち物件費	8,564	8,251	8,103	8,232	7,917	8,103	7,869
コア業務純益	6,283	6,300	6,624	6,326	5,274	6,760	5,082

② 業務粗利益経費率

平成30年3月期の機械化関連費用を除く経費は、引き続き業務の合理化、効率化に努めた結果、計画を7億85百万円、計画始期を6億22百万円それぞれ下回り、167億13百万円となりました。

一方、マイナス金利の影響を受け、貸出金利の低下により貸出金利息が減少したことに加え、有価証券利息配当金が計画を下回ったことなどから、資金利益が計画を16億47百万円下回ったほか、国債等債券損益が計画を8億38百万円下回ったことなどを主因として、業務粗利益は、計画を33億6百万円、計画始期を29億65百万円それぞれ下回り、256億61百万円となりました。

その結果、業務粗利益経費率は、計画を4.73ポイント、計画始期を4.58ポイントそれぞれ上回り、65.13%となりました。

【業務粗利益経費率の計画・実績（表7）】

（単位：百万円、％）

		27/3期 (始期)	27/9期	28/3期	28/9期	29/3期	29/9期	30/3期	始期対比
経費（機械化関連費用を除く）	計画		8,756	17,220	8,816	17,341	8,853	17,498	163
	実績	17,335	8,605	16,909	8,501	16,609	8,561	16,713	△ 622
業務粗利益	計画		14,345	28,361	14,522	28,565	14,632	28,967	341
	実績	28,626	14,105	27,809	13,364	25,990	13,165	25,661	△ 2,965
業務粗利益経費率	計画		61.03	60.71	60.70	60.70	60.50	60.40	△ 0.15
	実績	60.55	61.00	60.80	63.61	63.90	65.02	65.13	4.58
	計画比		△ 0.03	0.09	2.91	3.20	4.52	4.73	

（6）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化の指標に対する実績

① 中小規模事業者等向け信用供与の残高及び総資産に占める割合

中小規模事業者等向け信用供与の増強に向けた取組みは、コベナンツ活用型融資、ABL など担保・保証に必要以上に依存しない融資への取組みを強化したことに加え、日本銀行による成長基盤強化を支援するための資金供給制度を利用した「成長基盤分野応援ファンドⅡ」や、日本銀行による貸出金増加支援資金供給制度を利用した融資のほか、小規模な法人及び個人事業主向け融資商品「K・L」、地方創生、地域産業・経済の発展に資する事業を取り組む事業者に対する融資商品「Charge（チャージ）」などを活用し、取引基盤の強化に取り組むとともに、経済規模の大きい取引基盤拡充地域（愛知県、大阪府、三重県北勢地域）に、事業融資先の開拓を専門とする法人推進担当者や、主に事業先を担当する融資渉外担当者を手厚く配置するなど、貸出金の増強に加え、付随取引を含めた総合的な取引を推進いたしました。

さらに、平成29年4月より本格的に開始したリレーションシート（事業性評価シート）を活用した事業評価に基づく融資や本業支援に積極的に取り組んでまいりました。

これらの取組みを積極的に実施してきた結果、中小規模事業者等向け信用供与の残高は、6,374億円と、計画始期より382億円増加し、計画期間を通じて、目標値を達成いたしました。

また、総資産に対する比率においては、中小規模事業者等向け融資の増加に伴う日銀借入金（貸出増加支援資金）が増加したことなどから、平成30年3月期における総資産は計画を451億円上回ったものの、中小規模事業者等向け信用供与の残高が計画を282億円上回ったことから、総資産に対する比率は31.42%となり、計画を0.71ポイント上回り、計画始期対比においても0.72ポイント上回りました。

今後も、地域での円滑な金融仲介機能を発揮し、地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいります。

【中小規模事業者等向け信用供与残高・比率の計画・実績（表8）】（単位：億円、％）

		27/3期 (始期)	27/9期	28/3期	28/9期	29/3期	29/9期	30/3期	始期対比
中小規模事業者 等向け貸出残高	計画		6,006	6,021	6,041	6,061	6,076	6,091	100
	実績	5,991	6,073	6,185	6,283	6,352	6,359	6,374	382
	計画比		67	163	241	290	283	282	
総資産	計画		19,516	19,607	19,610	19,684	19,746	19,835	319
	実績	19,516	19,624	20,119	20,057	20,094	20,238	20,286	770
	計画比		108	512	447	410	492	451	
総資産に対する 比率	計画		30.77	30.71	30.80	30.79	30.77	30.71	0.01
	実績	30.70	30.95	30.74	31.32	31.61	31.42	31.42	0.72
	計画比		0.18	0.03	0.52	0.82	0.65	0.71	

② 経営改善支援等取組先の数の取引先の総数に占める割合

平成30年3月期における経営改善支援等の取組数は、創業・新事業開拓支援、経営相談、早期事業再生支援及び事業承継支援並びに担保・保証に必要以上に依存しない融資促進件数の全ての項目で計画を達成し、トータルでは計画を203先上回ったほか、計画始期対比216先増加し、511先の実績となりました。

また、取引先総数に占める割合も、計画を1.68ポイント上回る3.79%の実績となりました。

創業・新事業開拓支援では、三重大学や信用保証協会等の関係機関との連携を積極的に強化するとともに、ソリューション営業部内に農業経営アドバイザーや環境・エネルギー担当者を配置し、アグリビジネス等への創業・新事業開拓支援を実施するなど、地域における創業・新事業に取り組む事業者の支援に積極的に取り組んでまいりました。

経営相談支援では、本部の企業支援部が中心となり、取引先の中から企業支援部が所管する先を特定債権先として選定し、営業店と協力しながら、経営課題の洗い出し、解決策の検討・提案等を実施するとともに、ビジネスマッチングや産学官連携、中小企業再生支援協議会などの外部機関の積極的な活用などを通じ、本部と営業店が一体となって取引先の経営改善支援に取り組んでまいりました。

早期事業再生支援では、地域における事業再生の重要なパートナーである中小企業再生支援協議会との連携による支援に取り組んだほか、事業再生支援を目的とした債権放棄やDDS等を実施するなど事業先の事業再生に取り組んでまいりました。

事業承継支援では、事業承継セミナーの定期的な開催などにより事業承継ニーズの把握に努めるとともに、弁護士、税理士等の専門家、外部コンサルタント等との連携による事業承継支援に積極的に取り組んでまいりました。

担保・保証に必要以上に依存しない融資促進では、中小規模事業者等の多様化するニーズに的確に対応するとともに、コベナンツ活用型融資やABLなど、信用供与手法の多様化に向けた取組みを強化してまいりました。

【経営改善支援等取組みの計画・実績（表9）】

（単位：先、％）

		27/3期 (始期)	27/9期	28/3期	28/9期	29/3期	29/9期	30/3期	始期対比
創業・新事業開 拓支援	計画		30	30	30	30	30	30	△ 8
	実績	38	40	39	43	32	53	53	15
	計画比		10	9	13	2	23	23	-
経営相談	計画		64	64	65	66	66	66	34
	実績	32	82	123	99	102	113	90	58
	計画比		18	59	34	36	47	24	-
早期事業再生支 援	計画		7	7	8	8	9	9	1
	実績	8	7	7	12	18	19	27	19
	計画比		0	0	4	10	10	18	-
事業承継支援	計画		3	3	3	3	3	3	0
	実績	3	4	2	3	5	11	33	30
	計画比		1	△ 1	0	2	8	30	-
担保・保証に必 要以上に依存し ない融資促進	計画		194	195	196	197	198	200	△ 14
	実績	214	231	266	290	491	336	308	94
	計画比		37	71	94	294	138	108	-
合計	計画		298	299	302	304	306	308	13
	実績	295	364	437	447	648	532	511	216
	計画比		66	138	145	344	226	203	-
取引先	計画		14,000	14,030	14,070	14,110	14,140	14,170	213
	実績	13,957	13,859	13,860	13,855	13,754	13,617	13,470	△ 487
	計画比		△ 141	△ 170	△ 215	△ 356	△ 523	△ 700	-
経営改善支援等 取組率	計画		2.12	2.13	2.14	2.15	2.16	2.17	0.06
	実績	2.11	2.62	3.15	3.22	4.71	3.90	3.79	1.68
	計画比		0.50	1.02	1.08	2.56	1.74	1.62	-

2. 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第12条第1項の規定に基づき、平成30年4月より平成33年3月までの経営強化計画を策定、実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

3. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

(1) 収益性を示す指標

【コア業務純益の改善額（表10）】 (単位：百万円)

	30/3期 実績	30/9期 計画	31/3期 計画	31/9期 計画	32/3期 計画	32/9期 計画	33/3期 計画	始期から の改善額
コア業務純益	5,082	3,070	5,901	3,147	6,148	3,252	6,409	1,327

※ コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券損益

※ 30/3期が計画始期

前経営強化計画期間において、日本銀行によるマイナス金利政策の導入や金融機関間の競合の激化等から貸出金利回りは低下傾向が続き、資金利益が減少いたしました。

本経営強化計画期間においても、金融機関を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続くものと考えておりますが、三重銀行との統合効果の早期実現・最大化に取り組むとともに、地域のお客さまとの圧倒的なリレーションを構築し、お客さまの経営課題やニーズに対して多様なソリューションを提供することで、地域経済の活性化に貢献するとともに、収益力の強化を図ってまいります。

具体的には、事業性評価に基づく融資や本業支援を本部と営業店が一体となって強力で推進する体制を構築し、地域の事業先に対する融資や本業支援を強化するとともに、様々なライフステージにある事業者のニーズや経営課題に対するソリューション提供力の強化を通じて、ソリューション手数料の増強を図ってまいります。

このほか、富裕層や経営者等に対する資産形成・資産承継ニーズへの取組みを強化し、預かり資産販売の増強を図るとともに、顧客接点の拡充に資する「暮らしのコンサル」広場（「ローンプラザ」、「ほけんの窓口」、「資産運用相談窓口」）を併設したワンストップ型の総合相談ブースの強化や非対面チャネルの拡充のほか、個人ローンの増強などに取り組んでまいります。

加えて、三重銀行との協働によるコストシナジー施策の早期実現を図るとともに、業務プロセス改革（BPR）を引き続き推進し、融資事務を中心とした営業店事務の効率化や本部業務の集約化・効率化に取り組んでまいります。

これら施策の着実な実現を図ることによって、平成33年3月期におけるコア業務純益は、計画始期対比13億27百万円上回る64億9百万円を確保する計画としております。

(2) 業務の効率性を示す指標

【業務粗利益経費率の改善幅 (表 11)】

(単位：百万円、%)

	30/3 期 実績	30/9 期 計画	31/3 期 計画	31/9 期 計画	32/3 期 計画	32/9 期 計画	33/3 期 計画	始期から の改善額
経費(機械化関連費用を除く)	16,713	8,627	16,833	8,524	16,660	8,485	16,555	△158
業務粗利益	25,661	13,428	26,151	13,271	26,046	13,372	26,241	580
業務粗利益 経費率	65.13	64.24	64.36	64.22	63.96	63.44	63.08	△2.05

※ 業務粗利益経費率 = (経費 - 機械化関連費用) / 業務粗利益

※ 機械化関連費用は、事務機器等の減価償却費、機械賃借料、機械保守費等を計上

※ 30/3 期が計画始期

本計画期間中の経費については、三重銀行との経営統合によるシナジー効果の早期実現に取り組むとともに、引き続き収益力に応じた効率的な人員配置を実施するほか、本部業務の集約化・効率化など BPR を推進し、人件費及び物件費の削減に努めることで、機械化関連費用を除く経費は、平成 33 年 3 月期において、計画始期対比 1 億 58 百万円の減少を計画しております。

業務粗利益については、貸出金利回りや有価証券利回りの低下幅は縮小するものの、資金運用利回りの低下により資金利益は計画始期対比 6 億 48 百万円減少を見込む一方、役務取引等利益をソリューション関連手数料の増強により計画始期対比 13 億 63 百万円増加を図ることにより、計画始期対比 5 億 80 百万円の増加を計画しております。

以上の結果、平成 33 年 3 月期において、業務粗利益経費率は計画始期対比 2.05 ポイント改善の 63.08%を計画しております。

【収益計画 (表 12)】

(単位：百万円)

	30年3月末 実績	30年9月末 計画	31年3月末 計画	31年9月末 計画	32年3月末 計画	32年9月末 計画	33年3月末 計画
業務粗利益	25,661	13,428	26,151	13,271	26,046	13,372	26,241
資金利益	22,179	11,026	21,666	10,903	21,543	10,900	21,531
うち貸出金利息	16,093	7,959	15,848	7,911	15,812	7,913	15,811
うち預金利息	739	339	659	298	594	282	563
役務取引等利益	3,387	2,384	4,432	2,388	4,543	2,492	4,750
その他業務利益	94	18	53	△ 20	△ 40	△ 20	△ 40
経費	20,515	10,359	20,251	10,124	19,898	10,120	19,832
うち人件費	11,480	5,699	11,234	5,620	11,093	5,597	11,037
うち物件費	7,869	3,982	7,866	3,816	7,620	3,798	7,572
一般貸倒引当金繰入額	236	26	△ 130	5	△ 17	25	14
業務純益	4,908	3,043	6,031	3,142	6,166	3,227	6,395
コア業務純益	5,082	3,070	5,901	3,147	6,148	3,252	6,409
臨時損益	507	83	123	△ 8	△ 33	0	△ 18
うち不良債権処理額	1,325	500	1,000	500	1,000	500	1,000
経常利益	5,415	3,126	6,154	3,134	6,131	3,227	6,377
当期 (中間) 純利益	4,347	2,106	4,110	2,219	4,340	2,290	4,520

4. 経営の改善の目標を達成するための方策

(1) 前計画の総括

当行は、前経営強化計画に沿って、地域における金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮し、地域の中小規模事業者等の皆様へ安定的に資金供給を行うことが、地域金融機関としての最大の責務であるとの認識の下、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化への取組みを強化してまいりました。

具体的には、財務基盤の安定を維持しつつ収益力の強化を図るため、以下の4項目を経営戦略上の基本方針として掲げ、更なる経営改善に取り組んでまいりました。

- (1) 営業力と地域サポート力の強化
- (2) 経営の合理化・効率化
- (3) 人材力の強化
- (4) 内部管理態勢の強化と CSR の取組強化

これらの基本方針に基づく諸施策に着実に取り組んだ結果、一定の成果をあげることができたものと認識しておりますが、より一層、地域経済の活性化に貢献するためには、33FG の設立による統合効果を最大限発揮し、より高度で安定的かつ持続的な金融仲介機能の発揮を通じて、中小規模事業者等への円滑な資金供給の取組みを強化していく必要があると認識しております。

① 営業力と地域サポート力の強化

事業先を担当する渉外担当者の人員配置は、平成 27 年 3 月末の 227 名（法人推進担当 24 名、事業先担当 130 名、混在型担当 73 名）体制から、平成 30 年 3 月末には 304 名（法人推進担当 13 名、融資渉外 86 名、地区渉外 205 名）体制へと大幅に増加（+77 名）させ、事業先向け営業力の強化を図ってまいりました。

地域別営業戦略については、経済規模の大きい三重県北勢地域、愛知県、大阪府を「取引基盤拡充地域」として設定し、同地域での融資の増強や総合的な取引基盤の拡充、及び企業ニーズ等情報の収集・蓄積に取り組んでまいりました。

また、経済環境が厳しい状況にあると認識している三重県中勢地域、伊賀地域、南勢地域、紀州地域（和歌山県の一部を含む）については、「活性化推進地域」として設定し、当行のネットワークを最大限地域の商流に活用し、ビジネスマッチングによる販路拡大支援や農業の 6 次産業化支援などの本業支援に加え、農業・環境エネルギー分野等への融資に積極的に取り組んでまいりました。

こうした取組みにより、中小規模事業者等向け貸出金について、取引基盤拡充地域は計画始期対比 158 億円増加するとともに、減少傾向が続いていた活性化推進地域についても、前計画期間中に増加に転じ、計画始期対比 122 億円増加するなど、営業エリア全般で増加いたしました。

一方、事業融資先数は計画始期対比 487 先減少いたしました。事業融資先数の減少については、地域の事業所数の減少に加え、過度な金利競争による

新規融資の抑制や取引先の廃業等のほか、大口事業先等を担当する融資渉外を除く地区渉外に融資経験の浅い職員が多く、事業先の資金ニーズ等に対する融資やソリューションの提案不足のケースもあったことなども要因と認識しております。

さらに、日本銀行による低金利政策の長期化や金融機関間の競争激化により貸出金利回りの低下傾向が続く中、当行の主たる営業基盤である活性化推進地域においては、本業支援による事業先の成長・発展に取り組んでまいりましたが、依然、愛知県等の他地域と比較して経済環境も厳しく、人口・事業所数の減少が進んでおり、当行の事業先のお客さまには業況改善が図られていない先も多く存在します。

こうしたことから、低金利競争とは一線を画し、お客さまの事業内容や成長性などを適切に評価したうえで、地域の事業者に対する積極的なリスクテイクを行う方針のもと、地域金融機関として活性化推進地域のお客さまはもとより、支援を必要としているお客さまに対する本業支援に経営資源を投下し、地域の事業者の持続的な成長・発展にこれまで以上に取り組んでいく必要があると認識しております。

さらに、事業先とのリレーションを強化し、事業先のニーズや課題に最適なソリューションを提供するとともに、新規事業先開拓等を引き続き強化することで、事業融資先数の増加を図っていくほか、コンサルティング機能をより一層発揮できる人材の育成に取り組んでまいります。

このほか、地方創生等の取組みとして、平成27年4月には、銀行全体として「まち・ひと・しごと創生」に取り組むため、「まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト」を開始し、各自治体の地方版総合戦略策定会議に参画するとともに、松阪市をはじめ各自治体と「地方創生に係る包括連携協力に関する協定」等を締結のうえ、各自治体と連携して地方創生に取り組んでまいりました。

今後も、各地方自治体と連携を図ったうえで、策定した地方版総合戦略の実践についても積極的に関与するとともに、地方版総合戦略のみならず地方創生に関する取組みを一層強化していくことで、地域経済の活性化に貢献し、いって収益力の強化を図る必要があると認識しております。

また、地域金融機関として中小規模事業者等に対する資金供給者としての役割だけでなく、外部機関等との連携も最大限に活用しつつ、当行の持つコンサルティング機能を発揮し、事業先のライフステージ（創業・新事業段階、成長段階、経営改善、事業再生、自主廃業や債務整理、事業承継）のそれぞれの段階で必要な支援に取り組んでまいりました。

しかしながら、三重県中南部地域における経済環境は愛知県など大都市地域と比較して厳しい状況にあることに加え、地域経済活性化を図る観点から、創業期や再生期など、本業支援が特に必要とされるお客さまに対する支援を強化するとともに、お客さまのライフステージに対応した多様なソリューションの提供をより一層強化していく必要があると認識しております。

個人先向け営業力の強化については、女性渉外体制を強化し、預かり資産

販売の増強など個人取引基盤の拡充を図ってまいりました。

また、インターネットを活用したサービスや電子マネーチャージサービスの導入等により、インターネット等を利用するお客さまの利便性向上を図るなど、様々なお客さまのニーズへの機動的な対応を図ってまいりました。

このほか、顧客接点の拡充として、平成27年7月より、平田駅前支店の休日営業の開始や「暮らしのコンサル」広場の「ほけんの窓口」の専門職員の増員を行うなど営業体制の強化を図ってまいりました。

個人先向け貸出金の増強については、住宅ローンの増強をコア融資戦略と位置づけ、渉外担当者による担当エリア内の住宅ローンの推進はもとより、「ローンプラザ」の職員の増員、ハウスメーカーへの営業活動強化、休日営業の拡充、全店統一住宅ローン日曜相談会の開催など、住宅ローンの増強に取り組んでまいりました。

こうした取組みにより、預かり資産残高、住宅ローン残高等も順調に増加いたしました。

一方、住宅ローン残高は増加したものの、他行競合による収益性の低下などが課題となっており、採算を考慮した取組みも必要であると認識しております。

また、少子高齢化が加速する中、今後は、相続・資産承継ビジネスに加え、現役世代の将来を見据えた資産形成に対する取組みを強化する必要があると認識しております。

さらに、金融ITの進展に合わせ、お客さまのニーズやライフスタイルも益々多様化しており、こうした変化を的確に捉え、お客さま本位の付加価値のあるサービスの提供等を一層強化するとともに、営業チャネルの拡充を図ることで、渉外担当者に偏ることのない効率的な営業体制の構築に取り組む必要があると認識しております。

本部の営業店支援体制の強化については、本部のソリューション営業部等の担当者による営業店担当者との帯同訪問のほか、アドバイス・ノウハウの提供などを通じて営業店を積極的にサポートするなど、営業店の支援体制を強化してまいりました。

今後も、本部の営業店支援体制の強化に取り組んでまいります。

【地域別の中小規模事業者等向け信用供与の残高推移（表13）】（単位：億円）

	27/3末実績 (計画始期)	28/3末実績	29/3末実績	30/3末実績	計画始期 対比
取引基盤拡充地域	3,202	3,303	3,325	3,360	158
三重県北勢地域	1,363	1,381	1,393	1,382	18
愛知県	1,351	1,428	1,439	1,457	105
大阪府	486	494	492	520	33
活性化推進地域	2,051	2,122	2,199	2,174	122
その他の地域	737	759	827	839	101
合計	5,991	6,185	6,352	6,374	382

【地域別取引先数推移（表 14）】

（単位；先）

	27/3末実績 (計画始期)	28/3末実績	29/3末実績	30/3末実績	計画始期 対比
取引基盤拡充地域	7,022	7,013	6,947	6,765	△257
三重県北勢地域	3,160	3,151	3,133	3,125	△35
愛知県	2,946	3,001	2,976	2,843	△103
大阪府	916	861	838	797	△119
活性化推進地域	5,840	5,747	5,727	5,673	△167
その他の地域	1,095	1,100	1,080	1,032	△63
合計	13,957	13,860	13,754	13,470	△487

※取引先：経営改善支援等取組みの計画に掲げる取引先

② 経営の合理化・効率化

当行の経営課題である「収益力の強化」を実現するため、平成 27 年 4 月より、抜本的な業務プロセス改革（BPR）に取り組んでまいりました。

これまでの渉外担当者の店内事務の負担軽減策として、信用格付稟議書や融資稟議書作成の簡素化・省力化や融資契約事務の見直し等に加え、預かり証などの店舗外収納事務を簡素化するなど、渉外担当者の事務負担を一層軽減することにより、お客さまとの面談機会の増加を図りました。

また、平成 28 年 9 月には、店舗政策を含む営業チャンネル戦略、エリア営業体制の拡大、本部組織の見直しなどの方向性を定めた「営業力強化に向けた基本方針」を策定いたしました。

この基本方針に基づき、平成 28 年 10 月には、本部組織の変更を行い、営業本部の体制強化、BPR 推進体制とコスト管理体制の強化を図ったほか、これまでの取組みを通じて創出された人員を渉外担当者等として再配置し、渉外担当者等の人員を平成 27 年 3 月末比 30 名増加（平成 30 年 3 月末時点）させるとともに、「経費削減プロジェクト」によるコスト削減の取組みにより平成 30 年 3 月期には 94 百万円の経費削減効果が発現いたしました。

今後も、低金利政策の長期化や金融機関競争の激化等による資金利益の減少等を踏まえ、引き続き BPR を推進するとともに、統合効果の早期実現・最大化に取り組むことで、更なる経営の合理化・効率化を図ってまいります。

③ 人材力の強化

中小規模事業者等のニーズに的確に対応するとともに、中小規模事業者等向け貸出の増強を推進するため、係長以下の行員を対象とした「目利き入門塾」と主に係長から支店長代理の行員を対象とした「目利き師範塾」の 2 講座体制で、事業先に対する目利き能力を持った人材の育成に取り組んでまいりました。

このほか、支店長の与信判断能力の向上や預かり資産の販売や個人向け融資の推進に関する研修の充実を図り、個人のお客さまのニーズに応じた最適なソリューションの提案ができる人材の増強を図ってまいりました。

具体的には、集合研修の充実や「ローンプラザ」における個人向け融資の実務研修の実施による「LA」（ローンアドバイザー）の養成のほか、行内イントラネット上の研修メニュー「eラーニングシステム」のコンテンツを充実

させ、商品知識や販売スキル等の向上を図りました。加えて、新入行員の初任店舗でのジョブローテーションをより高度化するなど、若年職員に対する育成プログラムを見直し、渉外担当者としての早期戦力化に取り組んでまいりました。

しかしながら、地区渉外として事業先を担当している渉外担当者は融資経験の浅い職員が多く、事業先の資金ニーズの掘り起こしや的確な融資提案など、依然、融資スキルの向上に課題があると認識しており、今後も融資スキルの向上を図るため、若年職員に対する育成を強化してまいります。

また、女性職員の活用については、平成27年5月に再編した「新渉外体制」において、「個人渉外」として積極的に営業部門に配置するとともに、女性管理職の増加に取り組むなど、活躍機会の拡充を図ってまいりました。

さらに、転居を伴う人事異動がない一般職コースの職員の昇格について、「代理」までとしていた職位を、平成27年6月に「支店長席」として登用することができるよう変更するなど、人事制度面から女性職員のキャリアアップを支援し、更なる活躍機会の拡充を図りました。

今後は、ますます高度化・多様化するお客さまのニーズや課題に対して高度な専門知識を備えた確かなソリューションを提供できる人材の育成に一層取り組むとともに、女性の活躍機会の更なる拡充や働き方の改革などにより、組織力の向上に取り組んでまいります。

【女性管理職の推移（表15）】

（単位：人）

	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成27年3月末比
管理職	96	97	101	111	15

※女性管理職：代理以上及び担当席以上の職員

④ 内部管理態勢の強化とCSRの取組強化

当行にとって、強固なコンプライアンス態勢を維持・構築していくことは、業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして取り組んでまいりました。

このため、コンプライアンス委員会の機能を強化するとともに、コンプライアンスマニュアル等、法令等遵守基本方針の周知徹底を図ってまいりました。

具体的には、インサイダー取引、利益相反管理等の強化を図ったほか、反社会的勢力との取引排除に向けた取組みを強化し、関係遮断等適切に対応いたしました。

このほか、支店長会議において外部の弁護士によるコンプライアンス研修を実施したほか、各地区での拠点研修や集合研修等においてコンプライアンス研修のプログラムを当該集合研修のプログラムに組入れるなど、コンプライアンス教育の徹底を図りました。

今後も、業務の健全性及び適切性の確保に向け、コンプライアンス態勢の強化を図ってまいります。

リスク管理態勢については、銀行経営に係る各種リスクを掌握し、問題点及び課題を抽出のうえ、対応策を検討するとともに、銀行全体のリスクを管理・統括するため、リスク管理の基本方針（リスク・マネジメント・トータル・プラン）に基づき、リスク管理統括部署であるリスク統括部が中心となり、リスク管理態勢の充実・強化を図ってまいりました。

また、銀行業務の中で発生するリスク全体をモニタリングし、適切な管理を行うため、頭取を委員長とし、取締役を中心に構成する「リスク管理委員会」を設置し、毎月1回及び必要が生じた場合に開催してまいりました。

さらに、平成29年3月より、各種リスクと管理の現状を記載した行内資料である「Sangin Risk Report」を事前に取締役及びリスク管理委員会の構成員並びに関係者に配布し、「リスク管理委員会」での協議の実効性向上を図りました。

今後も、多様化・高度化する金融手法や地域の成長企業の育成や事業再生など、地域産業の活力向上の支援を行う過程で高まるリスクが経営体力で許容できるリスクかを見極めながら、リスク管理に対する取組みを引き続き強化してまいります。

CSRの取組みについては、お客さまの視点に立ったCS向上を図るため、三重県内の北牟婁郡紀北町、南牟婁郡紀宝町、志摩市、鳥羽市、名張市など、当行の営業エリア内の自治体と高齢者等支援事業に関する協定を締結し、各行政機関との連携をさらに強化するとともに、徘徊SOSネットワークへの参画及び認知症サポーターへの登録等の対象店舗の拡大を図りました。

これらの地域の一部店舗では、店内ロビースペースを改装し、高齢者の方々をはじめとした地域の皆様の交流の場として、また、行政等地域の情報発信の場として、店舗のロビーを提供することにより、お客さま満足度の向上を図るとともに、地域コミュニティの活性化を支援いたしました。

また、伊勢市が三重県の支援を受けて設立した「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会」の低炭素社会に向けた取組みに賛同し、平成27年9月には、走行中にCO₂を排出しない超小型電気自動車を5台導入するなど地球温暖化対策への貢献活動を展開したほか、平成28年4月には、80店舗のロビーに介助用の「車いす」を設置し、お身体の不自由な方や高齢者の方に配慮した取組みを行いました。

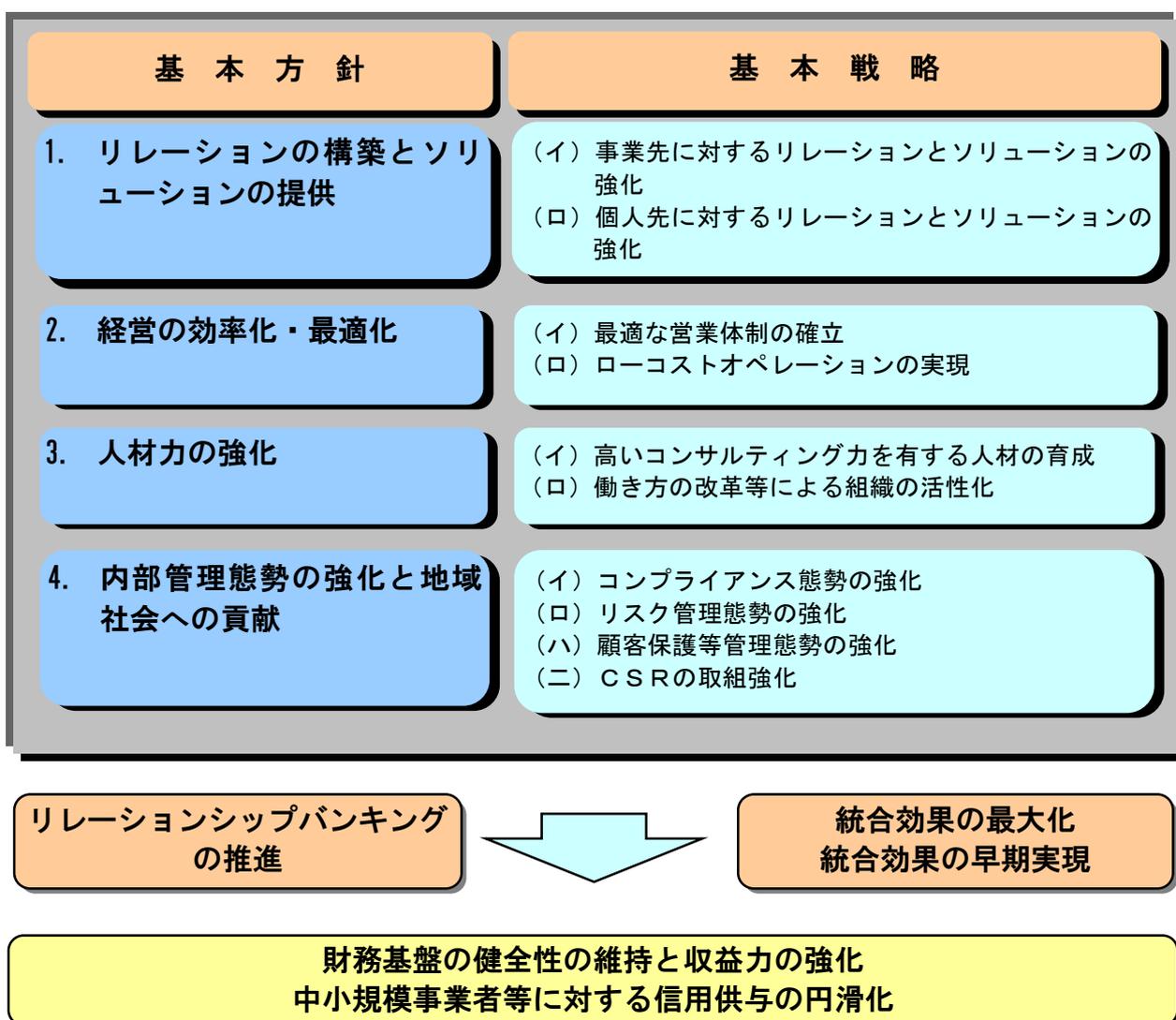
今後も、各行政機関との連携強化を図りつつ、こうした取組みを推進するとともに、33FGのプレゼンス強化の一環として、三重銀行との協働による取組みも検討・実施してまいります。

(2) 今後の経営戦略

当行は、前経営強化計画において、地域での金融仲介機能の発揮を通じて、「財務基盤の安定及び収益力の強化」、「中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化」の実現を図るため、前述した基本方針及びそれに基づく基本戦略を設定のうえ、各施策に取り組んでまいりました。

この間、日本銀行による大胆な金融緩和政策の長期化や金融機関間の競争激化など、地域金融機関を取り巻く経営環境は、大きく変化してきております。

こうした厳しい収益環境や、前経営強化計画の取組評価と課題を踏まえ、本計画においては、次の基本方針及び基本戦略の下、内部管理態勢をより一層強化し、財務基盤の健全性を維持しつつ、中小規模事業者等に対する安定的かつ円滑な資金供給に資する取組みを強化することで、地域経済の活性化に貢献してまいります。



(3) 今後の基本戦略と主要施策

① リレーシンの構築とソリューションの提供

イ. 事業先に対するリレーシンの構築とソリューションの強化

本計画期間において、当行は33FGの傘下銀行として、三重銀行とともに互いの経営資源やノウハウを融合し、統合効果の最大化と早期実現に取り組むとともに、地域に寄り添う「かかりつけ医」として、お客さま一人ひとりの本業支援に尽力することで、地域経済の活性化に貢献してまいります。

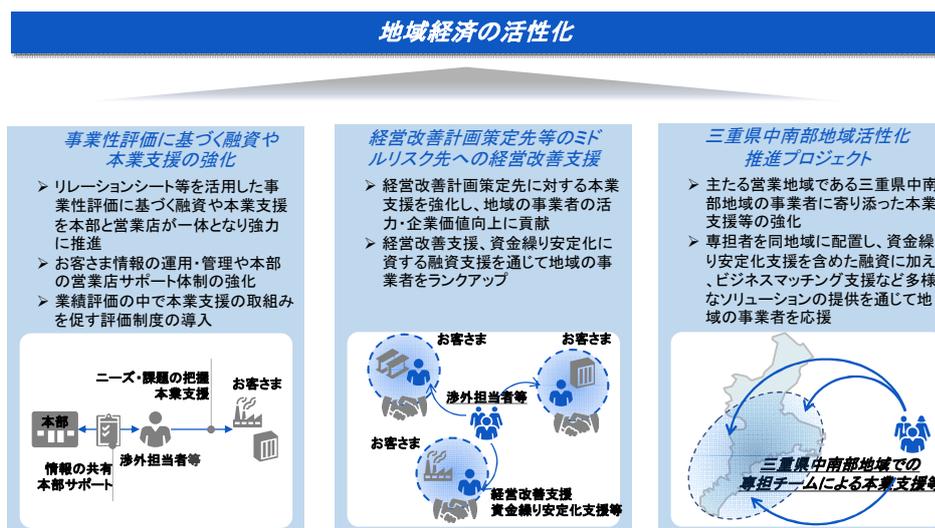
また、地域金融機関として、様々なライフステージにある中小企業者等の事業内容や成長可能性等を適切に評価したうえで、円滑な資金供給や最適なソリューションの提供を行うなど、金融仲介機能をより一層発揮してまいります。

このため、事業先とのリレーシンの構築とソリューションの提供を基本方針の一つとして掲げ、地域経済の活性化への貢献とともに、当行自らも成長することで収益力の強化を図ってまいります。

さらに、本計画で掲げる諸施策を着実に実現するため、経営統合による統合効果を最大限発揮するとともに、経営資源を地域に寄り添う「かかりつけ医」として取り組む以下の重要施策（事業性評価に基づく融資や本業支援の強化、経営改善計画策定先等のミドルリスク先への経営改善支援、三重県中南部地域活性化推進プロジェクト）に投下してまいります。

【重要施策の概要】

3つの重要施策の推進



A. 事業性評価に基づく融資や本業支援の強化

前計画期間中の事業性融資取引先数の減少等を踏まえ、これまで以上に事業先のお客さまとのリレーシンを強化し、お客さまのニーズや経営課

題に対する融資や本業支援に取り組むことで、事業取引基盤の拡充を図ってまいります。

このため、当行は平成 29 年 4 月に 3 ヶ月間の試行期間を経て、取引先のニーズや経営課題を把握し、経営者と課題等を共有するためのツールとして本格的に導入したリレーションシートや事業性評価サービスを活用した取組みを強化し、本部と営業店が一体となって事業性評価に基づく融資や本業支援に取り組んでまいります。

具体的には、リレーションシートなどのツールの高度化を図るとともに、お客さま情報のデータ化、一元管理を実施してまいります。

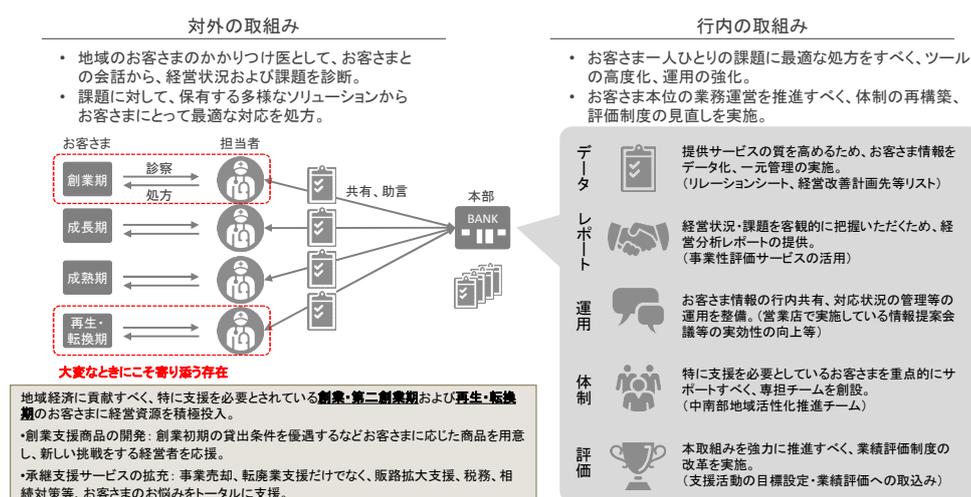
また、お客さま情報の行内共有、対応状況の管理など運用体制の整備を図るとともに、事業性評価サービスを活用した経営分析レポートに基づくソリューションの提供に取り組んでまいります。

さらに、地域の「かかりつけ医」として、支援を必要としているお客さまを重点的にサポートするため、専担チームによる経営改善支援等の本業支援や創業期・第二創業期及び再生・転換期のお客さまに対する本業支援に積極的に取り組んでまいります。

このほか、お客さま本位の本業支援の取組みを評価する業績評価体系を整備することで、営業店の本業支援の取組みを促してまいります。

【本業支援体制の整備】

地域の”かかりつけ医”として本業支援の強化



(a) 事業先向け貸出金の増強

これまで取引基盤拡充地域を中心とした事業融資の増強により事業先向け貸出金残高は堅調に増加させてまいりました。本計画においては、33FG の設立を受け、三重銀行と一体で捉えた地域別営業戦略

を立案することにより、より効率的かつ地域のニーズを捉えたきめ細やかな営業を実践していくため、「取引基盤拡充地域」と「活性化推進地域」の2つの区分を廃止のうえ、お客さまとのリレーションを構築し、事業性評価に基づく融資を更に強化するとともに、お客さまのニーズや経営課題に対して最適なソリューションを提供することで、33FG が地元と定義する三重県、愛知県を中心に事業融資の増強を図ってまいります。

具体的には、リレーションシート等を活用した融資や本業支援の推進体制を強化し、これまで捉えきれなかった資金ニーズを掘り起こすなど、リレーションをベースにした事業性評価に基づく貸出金の増強に取り組むとともに、本部のソリューション営業部営業課に新たに設置したデリバティブチーム（金利・為替デリバティブ業務）による推進や、営業推進部に配置している医療・介護担当者による融資サポートなど、本部のソリューション営業部等によるソリューションの提供を通じて新たなニーズの発掘に努めてまいります。

また、小規模事業先に対する取組みを強化するとともに、引き続き、ABL やコバナンツ付融資など多様な信用供与手法を活用し、担保・保証（経営者保証に基づくガイドラインの活用を含む）に必要以上に依存しない事業性評価に基づく融資の促進を図るほか、農業分野、医療・健康関連分野、環境・エネルギー分野等を成長産業と捉え、積極的にこれらの分野の融資を推進してまいります。

このほか、8つの地区営業部体制のもと、三重銀行との店舗ネットワークを踏まえた地域の特性に応じたきめ細やかな地域別営業戦略を立案・実行するとともに、支店長席から担当者を含めた重層管理を通じた推進により貸出金の増強に取り組んでまいります。

【33FG の店舗ネットワーク（平成 30 年 6 月末）】



【三重県内の地域の区分け（表 16）】

北勢地域	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡
伊賀地域	伊賀市、名張市
中勢地域	津市、松阪市、多気郡
南勢地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡
紀州地域	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

【地域別貸出金の推移と計画（表 17）】

（単位：億円）

	28年3月 末実績	29年3月 末実績	30年3月 末実績	31年3月 末計画	32年3月 末計画	33年3月 末計画	30年3月 末対比
三重県	6,656	6,710	6,657	6,735	6,794	6,853	196
うち中南部地域 （中勢、南勢、紀州）	3,788	3,793	3,717	3,744	3,760	3,776	59
愛知県	2,581	2,614	2,624	2,702	2,782	2,862	238
大阪府	930	904	949	988	1,009	1,030	81
その他の地域	2,324	2,371	2,533	2,518	2,538	2,558	25
計	12,493	12,601	12,765	12,945	13,125	13,305	540

【三重県及び愛知県の経済水準等のデータ（表 18）】

	全国	三重県	愛知県	大阪府	出所等
	総面積 (k m ²)	377,973	5,774	5,172	1,905
構成比 (%)	100.00	1.52	1.36	0.50	—
人口 (千人)	127,907	1,841	7,532	8,861	平成 29 年住民基本台帳
構成比 (%)	100.00	1.43	5.88	6.92	—
製造品出荷額等 （億円）	2,999,173	98,768 （全国 9 位）	446,416 （全国 1 位）	156,962 （全国 4 位）	平成 29 年工業統計（速報） （従業者 4 人以上）
構成比 (%)	100.00	3.29	14.88	5.23	—
製造業事業所数 （従業者 4 人以上）	189,799	3,466 （全国 19 位）	15,724 （全国 2 位）	15,844 （全国 1 位）	平成 29 年工業統計（速報）
構成比 (%)	100.00	1.82	8.28	8.34	—

【三重県の地域別経済データ（表 19）】

	三重県	北勢	伊賀	中勢	南勢	紀州
	総面積 (k m ²)	5,774	1,108	688	1,841	1,145
構成比 (%)	100.00	19.19	11.91	31.89	19.84	17.15
人口 (千人)	1,841	850	173	496	247	73
構成比 (%)	100.00	46.18	9.43	26.94	13.43	3.99
製造品出荷額等 (億円) （従業者 4 人以上）	98,768	70,871	9,754	13,207	4,120	813
構成比 (%)	100.00	71.75	9.87	13.37	4.17	0.82
製造業事業所数 （従業者 4 人以上）	3,466	1,761	401	800	405	99
構成比 (%)	100.00	50.80	11.56	23.08	11.68	2.85

出所：三重県戦略企画部統計課、平成 29 年住民基本台帳

（b）事業先との安定した取引基盤の構築

事業先との安定した取引基盤を構築するため、事業性評価に基づく融資や本業支援を一層強化するとともに、事業融資先数の増加に取り組んでまいります。具体的には、三重銀行との連携による取組み（お

客さまの紹介等)、新規取引先開拓、創業支援等を強化するとともに、支店長席から担当者を含めた重層管理を通じたリレーション強化により強固な取引関係を構築することで事業融資先数の増加を図ってまいります。

さらに、地域の若手経営者や事業の後継者等向け経営塾の開催等を通じて次世代の経営者とのリレーションの構築を図るとともに、事業承継支援を強化することで、取引基盤の拡充を図ってまいります。

また、本部のソリューション営業部営業課にコンサルティング営業チーム (M&A、ファンド業務等)、デリバティブチームを新設し、事業先の多様化・高度化するニーズに対して的確なソリューションを提供するとともに、営業推進部法人営業課にも経営者等に対する資産運用コンサルティングに特化した法人 FA チームを新設し、同チームによる推進等を通じた取引先とのリレーションを強化することで、取引基盤の拡充を図ってまいります。

このほか、ビジネスマッチング等による販路拡大支援や産官学連携強化による農業等の 6 次産業化支援など、お客さまの多様なニーズに最適なソリューションを提供することで、安定した取引基盤の構築を図ってまいります。

B. 地域経済活性化への取組強化

(a) 経営改善計画策定先等のミドルリスク先への経営改善支援

地域の「かかりつけ医」として、ミドルリスク先に対する真正面の本業支援として、経営改善計画策定先等に対する経営改善支援を最優先事項として取り組むとともに、この取組みを通じて培われた能力・ノウハウを新たなお客さまへと活用することで、地域と当行の持続的な発展を図ってまいります。

具体的には、本部と営業店が一体となって、合実計画策定先等に対して、リレーションシートや事業性評価サービス等を活用して経営課題を把握したうえで、販路拡大支援など経営改善支援に取り組んでまいります。

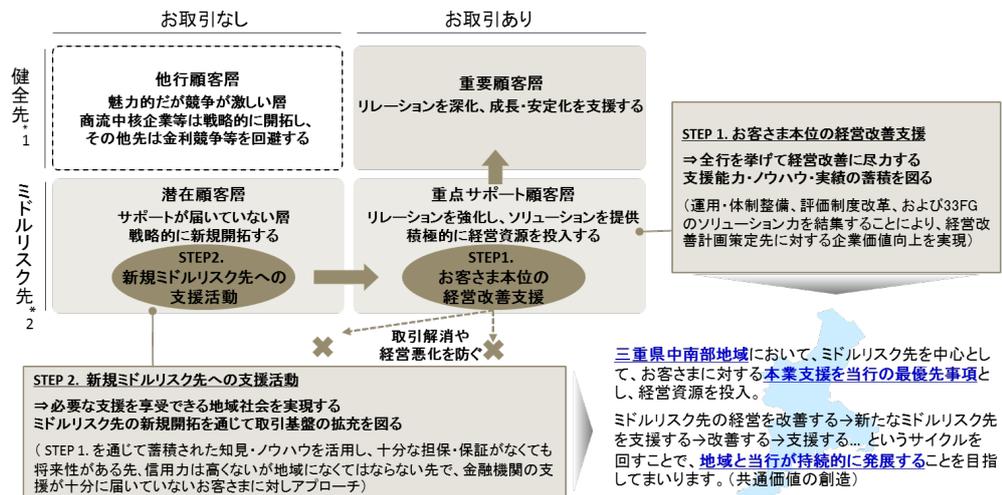
また、営業推進部法人営業課の事業性評価担当者を増員し、ミドルリスク先等に対する事業性評価に基づく融資や本業支援の営業店サポートを強化するとともに、従来の発想では融資の取組み等が困難な先について、事前協議書を制定のうえ、本部と営業店が一体となって取組方針を決定し、その方針に沿って取引先の課題解決に向けた資金繰りの安定化に資する融資支援を実施してまいります。融資支援を行うにあたっては、効果の最大化を図るうえで、信用貸の増加を伴う金融支援が必要な場合もあり得ることも踏まえ、審査部が制定した「要注意先等へのガイドライン」に沿って、当行が主体的にリレーションを持続的に図られる先に対して、営業推進部法人営業課がリレーションシートの内容を精査のうえ、全行レベルで取り組んでまいります。

さらに、経営改善支援のノウハウを有する企業支援部が知見やノウハウを営業店に積極的に提供するなど営業店サポートを一層強化するほか、外部機関、専門コンサルタントや弁護士、公認会計士などの専門家等との連携による経営改善支援に取り組んでまいります

このほか、ミドルリスク先に対する経営改善支援の取組みについて、行内で独自に設定した経営改善提案支援先数などの KPI に対する取組みの進捗管理を、営業店での情報提案会議や各部横断的な会議等を通じて PDCA サイクルを有効に機能させていくほか、業績評価の中で割り増し評価を行うなど、全行挙げて強力で推進してまいります。

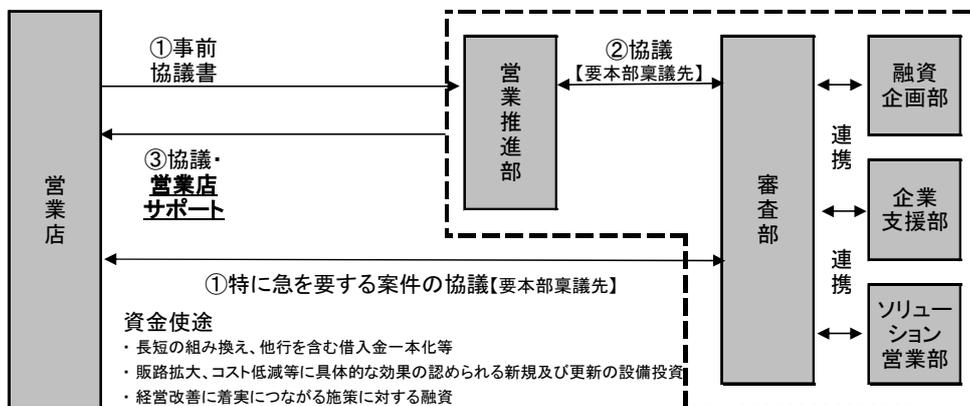
【ミドルリスク先に対する支援イメージ】

ミドルリスク先への真正面の本業支援



*1 正常先上位のお客さま
 *2 正常先下位等のお客さま

【取組方針事前協議書のフロー図】



(b) 三重県中南部地域活性化推進プロジェクト

当行の主たる営業基盤である三重県中南部地域（中勢地域、南勢地域、紀州地域）については、三重県北勢地域や愛知県などと比較すると、人口・事業所数の減少は進展が早いことから、これまでも地域の活性化に資する6次化産業支援やビジネスマッチングによる販路拡大支援などの取組みを強化してまいりました。

これらの取組みをより実効性のある取組みとするため、平成30年4月には、「三重県中南部地域活性化推進プロジェクト」を始動し、本部関係各部が緊密に連携するとともに、本部・営業店が一体となって同地域のミドルリスク先を中心とした事業先に対して融資や経営改善支援等の本業支援に取り組んでいくことといたしました。

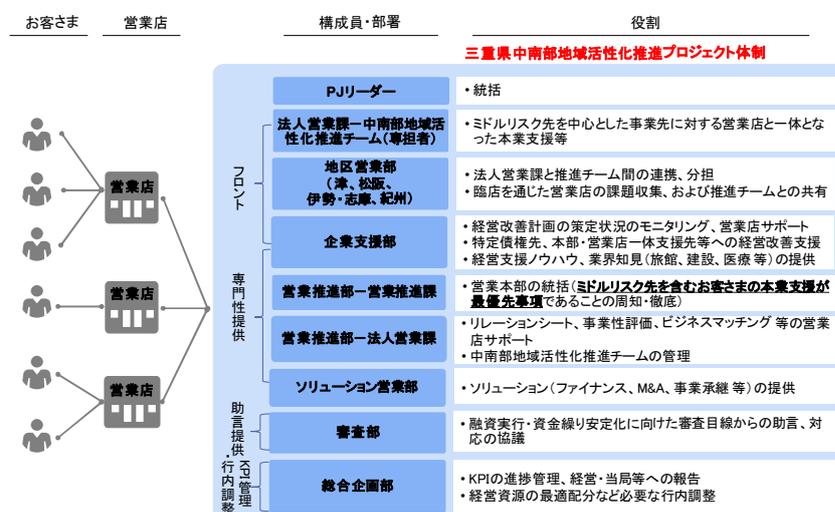
具体的には、営業推進部法人営業課に中南部地域活性化推進チーム（専担者5名）を設置のうえ、三重県内の津、松阪、伊勢・志摩、紀州各地区に専担者を配置し、ミドルリスク先を中心とした事業先に対して本部、営業店及び各地区営業部と連携を図りながら資金繰り安定化に資する融資支援や経営改善支援などの本業支援に取り組んでまいります。

さらに、この取組みをより実効性あるものとするため、営業本部副本部長をプロジェクトリーダーとする三重県中南部地域活性化推進プロジェクトワーキンググループを組成し、プロジェクトの進捗管理や課題に対する解決策の検討等を実施するなど、PDCAサイクルの確立によりプロジェクトの実効性の向上を図ってまいります。

このほか、この取組みから得られたノウハウや知見を他地域に活用するとともに、三重銀行ともノウハウを共有し、協働による取組みを検討していくなど、プロジェクトの段階的な拡大を検討してまいります。

【三重県中南部地域活性化推進プロジェクトの概要】

三重県中南部地域活性化推進プロジェクトの発足



(c) 地方創生に関する取組

前計画期間において、銀行全体として「まち・ひと・しごと創生」に取り組むため、「まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト」を開始し、積極的に地方版総合戦略に参画してまいりました。

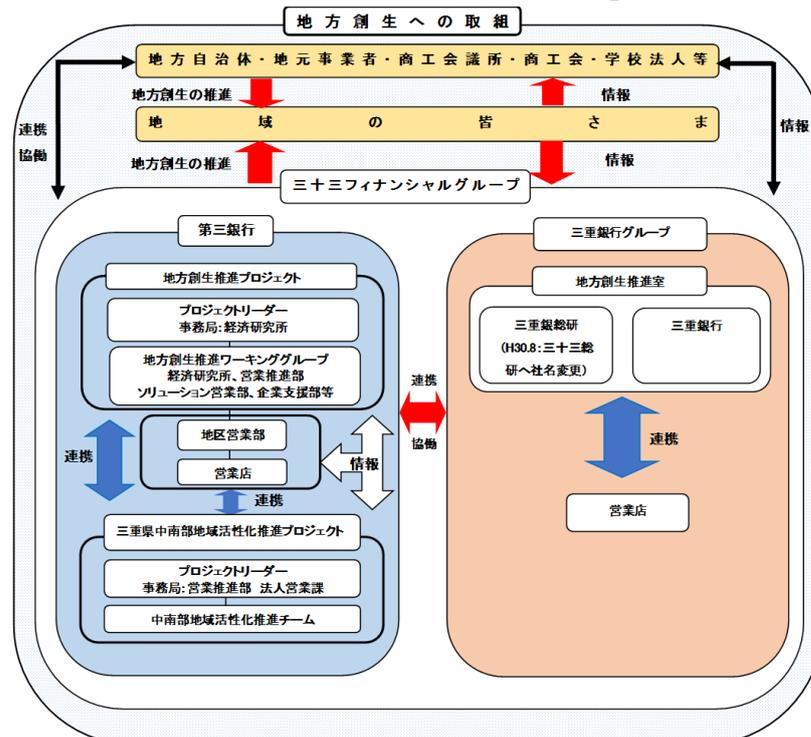
本計画期間においては、地方版総合戦略の実現に向けた取組支援はもとより、より一層地方創生に資する取組みを強化してまいります。

具体的には、これまでの取組に加え、地方版総合戦略のみならず、地方創生全般に関する諸施策を検討・実施するとともに、33FGの総合力を発揮し、三重銀行及び同行子会社である株式会社三重銀総研（平成30年8月に株式会社三十三総研へ社名変更）と地方創生に関する取組みについて連携・協働していくため、「まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト」を発展的に再編し、平成30年6月から「地方創生推進プロジェクト」を開始いたしました。

このプロジェクトにおいて、地元の特産品・観光資源のインバウンド・アウトバウンドの促進を図るほか、グループネットワークを活用した地域の商流拡大支援などの具体的な施策の策定・推進に取り組むとともに、株式会社地域経済活性化支援機構との連携や、政府系金融機関との協働案件の発掘・組成等を通じて、地域における金融機能の高度化を図ってまいります。

こうした取組みを通じて地方自治体等との連携を強化しつつ、地方創生の実現に取り組むとともに、自らの収益力の強化も図ってまいります。

【地方創生推進プロジェクトの推進イメージ】



C. 営業推進体制の強化

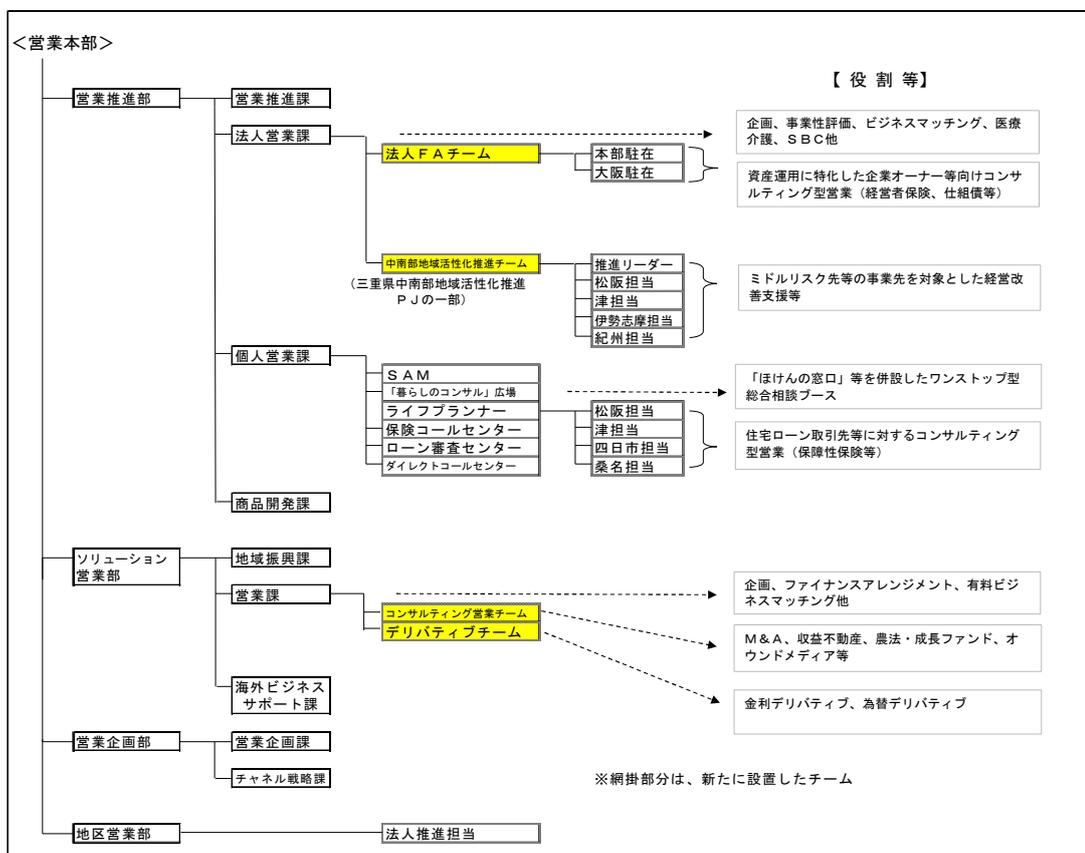
(a) 本部営業推進体制の強化

これまで以上に営業戦略を迅速に実行し、地域の事業先のニーズや課題に対してスピーディーかつ的確に対応することで、地域経済の活性化への貢献と自らの収益力の強化を図るため、効率的かつ実効性のある営業推進体制の構築に取り組んでまいります。

具体的には、前述した本業支援体制や三重県中南部地域活性化推進プロジェクトの推進体制の整備に加え、平成30年4月には、ソリューション営業部にコンサルティング営業チーム、デリバティブチームを、営業推進部に法人FAチームを新設し、ソリューション提供力の強化を図ってまいります。

また、既にソリューション営業部に設置している医療・介護・健康関連事業の担当者や「農業経営アドバイザー」の資格を持つ農林水産業・農商工連携事業の担当者、海外進出支援等に精通した担当者などによる取組みを引き続き強化するとともに、8つの地区営業部を含めた本部と営業店との更なる連携強化や三重銀行との協働による営業推進体制の構築に取り組んでまいります。

【営業本部の体制図】



(b) お客さま本位の業務運営に適う業績評価制度の整備

業績評価制度については、平成 29 年 4 月より、お客さま本位の業務運営に適う業績評価体系の整備に取り組むことで、お客さまの利益と営業店等の営業推進に対するモチベーションの向上に取り組んでまいりました。

本計画期間中においても、お客さま本位の業務運営に資する業績評価制度の実効性の向上に取り組んでまいります。

具体的には、経営強化計画等に掲げる本業支援等の取組みの着実な実現を図るため、これまで業績評価体系の中で本業支援に関する評価は、「加減点項目」で評価していたのを改め、業績評価項目に「本業支援項目」として新設するとともに、本項目の中で、ミドルリスク先に対する支援等については割り増し評価とするほか、三重県中南部地域活性化推進プロジェクトにおいて顕著な取組みに対して「中南部地域活性化賞」として表彰するなど、本業支援を促す評価体系の整備に継続的に取り組んでまいります。

D. ソリューション営業力の強化

(a) ソリューション手法の多様化・高度化

多様化・高度化する事業先のニーズに的確に対応するため、担保・保証に必要以上に依存しない融資であるコベナンツ活用型融資や ABL 等多様な信用供与手法をさらに積極的に活用するとともに、ソリューション手法の多様化・高度化を図り、付加価値を創造するコンサルティング機能の強化を図ってまいります。

具体的には、これまで取り組んできたコベナンツ活用型融資や ABL 等の手法の拡充を図ることはもとより、三重銀行が有するデリバティブ業務などのソリューションノウハウの共有・相互活用に取り組んでまいります。

このため、三重銀行に職員をトレーニーとして派遣し、ソリューションノウハウを蓄積するとともに、協働による取組みを推進してまいります。

さらに、高度な専門知識を有する人材の育成を強化するため、外部の専門機関や専門家との連携を強化するとともに、外部機関等への職員の派遣等を通じてソリューションノウハウの蓄積に努めるほか、ソリューションの取組事例を広く行内に周知することで、取組ノウハウを当行全体で共有してまいります。

(b) ソリューション手数料の増強

本部と営業店が一体となって、事業先のニーズや経営課題の解決に最適なソリューションの提供を通じてソリューション手数料の増強を図ってまいります。

具体的には、コベナンツ活用型融資、ABL、私募債など担保・保

証に必要以上に依存しない融資等の取組みを引き続き積極的に推進するほか、ソリューション営業部に設置したコンサルティング営業チーム、デリバティブチームや営業推進部に設置した法人 FA チームなど本部の専門チームによるソリューションの提供力の強化を図ってまいります。

(c) ライフステージに応じた最適なソリューションの提供

事業先とのリレーションを構築し、様々ライフステージにある事業先の課題やニーズに対して、最適なソリューションの提供を強化してまいります。

具体的には、本部に設置したコンサルティング営業チーム、デリバティブチーム、法人 FA チーム、中南部地域活性化推進チームなどによる多様なソリューション（M&A 業務、為替・金利デリバティブ、ビジネスマッチング支援、経営改善支援等）の提供に取り組むとともに、外部機関や外部専門家等との連携を一層強化し、外部機関、外部専門家等を活用した支援を実施してまいります。

【ライフステージに応じた多様な支援】

	主要施策等
創業・新事業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業計画の策定支援、6次産業化支援、創業向け融資商品の拡充 ・ 保証協会、政府系金融機関、商工会議所等を活用した支援
成長支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ABL やコベナンツ付融資など多様な信用供与手法による支援 ・ ファンドやクラウドファンディングによる支援 ・ ビジネスマッチングを活用した販路拡大支援 ・ 補助金等申請支援、知財ビジネス評価書を活用した支援 ・ クロスボーダーローンの推進、提携先の活用等による事業先のアジア事業へのファイナンスや外為取引に対する支援 ・ 東南アジア（タイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン等）を中心とした取引先の海外進出支援
経営相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善計画の策定支援 ・ 外部機関、外部専門家との連携等を通じた経営改善支援
事業再生・転廃業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業再生支援協議会等の外部機関、専門コンサルタント等を活用した支援 ・ DDS 等の金融支援 ・ 債務者の負担軽減と再スタートを図るための早期の転廃業支援
事業承継支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「企業オーナーonline」や提携専門家等を活用した企業経営者の事業承継等の課題解決支援 ・ M&A アドバイザリー業務 ・ 自社株評価の実施など、株式承継に関する支援 ・ 「経営者保証に関するガイドライン」を活用した支援

(d) ビジネスマッチング支援の強化

本部と営業店が一体となって事業先とのリレーション強化を図り、事業先のニーズや課題解決に向けた最適なソリューションの提供を行うための手段の一つとして、ビジネスマッチング支援の強化を図ってまいります。

具体的には、三重銀行とビジネスマッチング情報を共有するととも

に、マッチング契約先の相互活用や取引先の相互紹介を実施することにより、お客さまの販路拡大や事業譲渡など多様なニーズに応じてまいります。

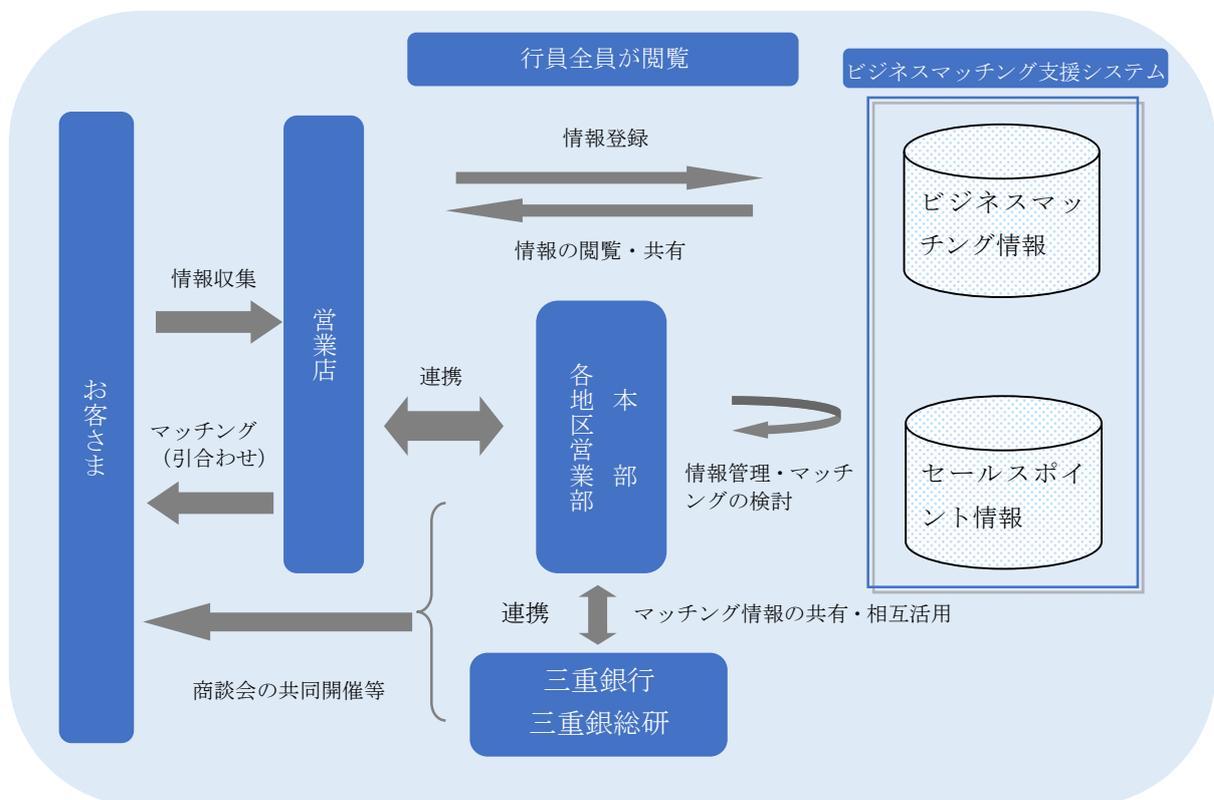
さらに、33FG の持つあらゆるネットワークや経営資源を活かして、その他の金融機関等との連携による商談会を実施するほか、マッチング情報の質と量を向上させるため、両行でビジネスマッチング支援の諸施策の検討やマッチング情報を定期的に交換するなど、33FG グループ一体となってビジネスマッチング支援に取り組んでまいります。

また、渉外担当者等が顧客管理等に活用している営業支援システムにおいて、営業推進部が一元管理しているビジネスマッチング情報に対して、平成 29 年 12 月にキーワード検索機能を付加したうえで、カテゴリー別に一覧できるようバージョンアップしたほか、事業内容・他社へのセールスポイントなどの情報を共有できるシステムを導入いたしました。

今後は、このシステムの利用促進を図り、ビジネスマッチング情報等の収集と一元管理体制を強化してまいります。

こうした取組みを通じて、取引先のビジネス機会の創出に貢献するとともに、営業基盤の拡充や収益の増加に繋げてまいります。

【ビジネスマッチング推進イメージ】



ロ. 個人先に対するリレーションとソリューションの強化

A. 営業チャネルの強化による顧客基盤の拡充

個人先向け取引基盤の拡充を図るため、営業チャネルの強化による顧客接点の拡充に取り組んでまいります。

(a) 対面チャネルの強化

対面チャネルの強化として、「暮らしのコンサル」広場を併設している徳重支店（名古屋市緑区）において、平成26年7月より平日の営業時間延長及び土・日・祝日の休日営業を開始したことに加え、平成27年7月より平田駅前支店（三重県鈴鹿市）で、土・日の休日営業を開始するとともに、「暮らしのコンサル」広場を設置したほか、「ほけんの窓口」の専門職員の増員を図るなど、お客さまのライフニーズに合わせてご利用いただける営業体制の整備に取り組んでまいりました。

本計画期間中においては、「暮らしのコンサル」広場の拠点拡充を検討するとともに、住宅ローン等のご相談・お申込み窓口である「ローンプラザ」の機能強化を図ってまいります。

具体的には、「ほけんの窓口」で培った保障性保険の販売ノウハウを有する職員を新たに「ライフプランナー」として配置し、住宅ローン等のご相談・お申込みのお客さまに対して保険証券分析システムを活用した保障性保険等を提案するなど、お客さまの資産形成等を含めたライフプラン設計の総合相談窓口として機能させることで、「ローンプラザ」の「暮らしのコンサル」広場化を推進してまいります。

さらに、お客さまのニーズや市場の状況等を踏まえたうえで、休日営業店舗の拡充の検討や店舗の営業時間を柔軟に設定するなど、お客さま本位の対面チャネルの整備に取り組むほか、三重銀行の休日営業チャネルなども活用し、お客さまの相互紹介を通じた顧客基盤の拡充を図ってまいります。

また、お客さまとのリレーションの強化として取り組んできた職域営業の推進や各種相談会の開催などを継続して実施するとともに、高齢者や富裕層等に対するリレーションを一層強化し、預かり資産の保有世帯数や預かり資産残高の増加を図ってまいります。

このほか、対面チャネル（渉外担当者等）と非対面チャネル（eメール、DM等）との連携を強化し、顧客接点の拡充を図ってまいります。

具体的には、対面チャネルではアプローチが難しい層の顧客ニーズを、Web・モバイルやダイレクトコールセンター、ATM、DMなどの非対面チャネルの活用を通じて収集し、渉外担当者等は、これらの非対面チャネルを通じて収集した情報をもとに営業活動を効果的に行う取組みを推進してまいります。

(b) 非対面チャネルの強化

渉外担当者等や店舗等での接触が困難であるお客さまとの顧客接点の拡充を図るため、Web・モバイルを活用したサービスを強化し、若年層をはじめ、これらを利用するお客さまの利便性向上を図るとともに、様々なお客さまのニーズに積極的な対応を図ってまいります。

また、FinTech企業との連携を強化し、お客さまサービス向上に繋がる新しいサービスの提供を検討してまいります。

このほか、その他のマス取引層に対しては、Web・モバイル、保険コールセンター等のダイレクトチャネルを活用した効率的な推進を行うなど、お客さまの多様化するニーズに的確に対応してまいります。

B. 個人先向け貸出金の増強

個人先向け貸出金の増強については、総合取引や将来にわたるリレーションの構築が期待できる取組みとして位置づけ、収益性に配慮しつつ貸出金の増強に取り組んでまいります。

具体的には、住宅資金需要のあるお客さまのニーズに的確に対応した住宅ローン商品のラインアップの拡充を図るとともに、ハウスメーカー等との連携を強化してまいります。

これらの取組みに加え、住宅ローン等に対する高度な知識や推進のスキルを有するローンアドバイザーを引き続き養成し、住宅ローンに的確に対応できる人材を育成してまいります。

目的ローンや消費者ローンについては、商品ラインアップの拡充を図るほか、Web・モバイル取引を推進することにより、申込手続の簡素化や審査スピード向上等に取り組む、お客さまの利便性向上を図ってまいります。

また、過剰な借入れに対しては、注意喚起を行うとともに、適切な広告や審査の実施など顧客保護にも十分配慮しつつ、個人先向け貸出金の増強を図ってまいります。

C. ソリューション提供力とフィージビネス等の強化

(a) ライフニーズに対応した商品・サービスの提供

お客さまの多様化・高度化するニーズに的確に応えるため、個人のお客さまのライフニーズに応じた最適な商品を拡充するとともに、お客さま本位の良質で付加価値の高いサービスの提供を行ってまいります。

具体的には、少子高齢化がますます加速する中、資産形成・資産承継ニーズがこれまで以上に高まっていることを踏まえ、暦年贈与関連等の商品ラインアップの拡充や資産承継関連サービスの強化を図るとともに、つみたてNISA、i DeCo等の推進を強化してまいります。

このほか、ブランドデビットの導入など決済サービスの多様化を推進することで、お客さまの利便性の向上を図ってまいります。

(b) 預かり資産の増強

お客さま本位の営業を実践し、お客さまのニーズに最適な商品やソリューションを提供できる人材の強化を図ることで、預かり資産の増強に引き続き取り組んでまいります。

具体的には、女性渉外が中心となる「個人渉外」や営業店窓口担当を兼任しつつ、預かり資産を販売する「SA」(セールスアテンダント)の拡充を図ってまいります。

さらに、渉外担当者や「SA」を指導する「SAM」(セールスエリアマネージャー)を拡充するとともに、「SAM」に預かり資産販売の役割を新たに加え、SAMによる預かり資産販売の増強を図るほか、ライフプランナーによる保障性保険等の推進を強化してまいります。

また、定期的に「資産運用セミナー」や「運用報告会」を開催し、お客さまの資産運用ニーズを的確に把握するとともに、お客さまの資産運用ニーズに真に適う投資信託、生命保険等の商品ラインアップを拡充し、様々なライフステージにあるお客さまのニーズに的確に対応するほか、投資信託等をご購入いただいたお客さまへのアフターフォローを通じて、お客さまとのリレーションの強化に引き続き取り組んでまいります。

これらの取組みにより、預かり資産保有世帯数や預かり資産残高の増加を図ってまいります。

② 経営の効率化・最適化

イ. 最適な営業体制の確立

リレーションの構築、多様なソリューションの提供に向け、強力な営業体制の構築とローコストオペレーションの実現に取り組んでいくことで、収益力の強化を図ってまいります。

A. 効率的な営業体制の構築

平成28年10月に策定した「営業力強化に向けた基本方針」に基づき、営業力の強化やBPRの推進による営業人員の創出など収益力強化に取り組んでまいりました。

本計画期間においては、三重銀行との経営統合や営業戦略を踏まえた効率的で強力な営業体制の構築に取り組むとともに、「営業力強化に向けた基本方針」に基づき取り組んできた施策の中で、統合後においても有効な施策については、引き続き取り組んでまいります。

具体的には、リレーションシート等を活用した本業支援体制を整備するとともに、営業本部内に新たにコンサルティング営業チーム、デリバティブチーム、法人FAチーム等を設置するほか、能力や適性に応じて機動的な人員配置を実施してまいります。

また、これまで取り組んできた「暮らしのコンサル」広場の拡充を図るほか、三重銀行との経営統合後においても店舗網が重複しない三重県内の鵜方エリア(志摩市)でのエリア制(効率的な営業活動の実現と融資事務

をエリア母店へ集中化させることにより創出される融資事務人員を営業部門へ再配置し、営業力の強化を図ることを目的とした取組)の試行を継続し、店舗の軽量化等による効率化を進める地域(志摩・紀州地域等)において、地域特性、お客さまのニーズ等を踏まえたエリア制の確立を図ってまいります。

このほか、預かり資産販売において、事務処理等の手続きの効率化を図るため、タブレット端末を活用した金融商品の販売など、ITを活用した効率的な営業体制の構築に取り組んでまいります。

B. 店舗の効率化・最適化

前述した「営業力強化に向けた基本方針」において、店舗の統廃合等を検討するなど店舗の効率化・最適化に取り組んでまいりました。

本計画期間中においても、三重銀行との将来的な合併を踏まえた店舗ネットワークの最適化や店舗の効率化に取り組んでまいります。

具体的には、平成30年6月に阿倍野支店を大阪支店へ統合するとともに、同年9月に岐阜支店を大垣支店へ統合することを予定しているほか、三重銀行と重複する店舗・店舗外ATMの統廃合を検討・実施してまいります。

さらに、店舗やATMの統廃合に加え、お客さまの利便性に配慮しつつ、店舗営業時間の柔軟な設定などの店舗軽量化を推進することにより、顧客ニーズや営業戦略に合致した最適な店舗ネットワークの構築に取り組んでまいります。

このほか、店舗ネットワークへの影響や顧客ニーズなどを十分調査したうえで、新しいコンセプトの店舗等の出店について検討してまいります。

ロ. ローコストオペレーションの実現

A. 本部業務等の共通化・効率化

これまで取り組んできたBPRを引き続き推進するとともに、統合効果を最大限発揮し、両行のノウハウ・リソースの共有・相互活用により本部業務等の共通化・効率化に取り組んでまいります。

具体的には、融資事務等の営業店事務の本部集中化やペーパーレス化を推進するとともに、RPA(Robotic Process Automation)の導入を検討してまいります。

さらに、統合効果が期待できる取組みとして、商品やサービスの統一化・共同開発を推進するとともに、手形交換事務の共同化など本部業務の共同化・一元化に取り組むほか、三重銀行とのシステム統合に向けた準備を開始し、効率的な諸システムの運用体制の構築に取り組んでまいります。

B. 物件費等のコスト削減

経費削減に向けた取組みとして、平成28年7月より開始した「経費削減プロジェクト」により特定した削減施策により、不動産管理費や店舗警備料を中心に経費削減を実現するとともに、三重銀行との経営統合を踏まえ、

事務機器等の投資について経営統合後の有用性を判断し、新規投資を抑制した結果、ATM 等に係る減価償却負担の減少などにより物件費の削減を図りました。

人員については、定年退職と依願退職による人員の減少を新規採用で計画的に補充し、嘱託・パート職員の採用により補完するとともに、平成 29 年 4 月より新規採用者及び若手職員の給与引上げを実施し、人件費の効率的な配分を図ってまいりました。

引き続き、「経費削減プロジェクト」により特定した削減施策の実現については総合企画部コストマネジメント課が引継ぎ、外部コンサルタント会社の支援で得た経費削減ノウハウを物件費全体へと段階的に拡大し活用することにより、経費の一層の削減を目指してまいります。

また、三重銀行との経営統合によるシナジー効果の早期実現に取り組むとともに、引き続き収益力に応じた効率的な人員配置を実施するほか、お客さまへのサービスや利便性向上、セキュリティ強化などに向け、必要なシステム投資は行いつつ、本部業務の集約化・効率化など BPR を推進し、人件費及び物件費の削減に努めてまいります。

人員については、今後も引き続き、定年退職と依願退職による人員の減少を新規採用で計画的に補充しつつ、嘱託・パート職員の比率を高めながら、三重銀行との経営統合による 33FG 全体の人員の最適化を検討することにより、人件費の効率的な配分を図ってまいります。

【物件費の実績・計画（表 20）】 (単位：百万円)

	30年3月期 実績	31年3月期 計画	32年3月期 計画	33年3月期 計画
物件費	7,869	7,866	7,620	7,572
うち、機械化関連費用	3,802	3,417	3,238	3,276

【人件費の実績・計画（表 21）】 (単位：百万円)

	30年3月期 実績	31年3月期 計画	32年3月期 計画	33年3月期 計画
人件費	11,480	11,234	11,093	11,037

【従業員数の実績・計画（表 22）】 (単位：人)

	30年3月末 実績	31年3月末 計画	32年3月末 計画	33年3月末 計画	30年3月末 比較
期末従業員数	2,036	2,042	2,031	2,015	△21
正行員	1,392	1,380	1,368	1,353	△39
嘱託・パート	644	662	663	662	18

③ 人材力の強化

イ. 高いコンサルティング力を有する人材の育成

A. コンサルティング営業ができる人材の育成

お客さまとの強固なリレーションを構築するとともに、中小規模事業者

や個人のお客さま等のニーズに的確に対応し、最適なソリューションを提供するため、高いコンサルティング力を有する人材の育成を図ってまいります。

具体的には、係長以下の行員を対象とした「目利き入門塾」と主に係長から支店長代理の行員を対象とした「目利き師範塾」の2講座体制で開講している目利き能力向上研修及び渉外担当者全般を対象とした7講座の「事業融資スキルアップ講座」（債権管理編、企業再生編、外為ソリューション編、アプローチ編、与信判断編、マーケティング編、財務分析編）を継続して開催してまいります。

また、資産承継・資産形成ニーズに的確なコンサルティングができる人材の育成を図るため、店頭FA（ファイナンシャル・アドバイザー）研修や証券会社など外部機関主催の預かり資産研修等を継続して実施するほか、支店長の与信判断能力の向上やマネジメントスキルの強化等を図ることで、高度な与信判断能力を有し、適切に店務を運営できる経営職の養成に取り組んでまいります。

さらに、三重銀行が単独で実施する研修への参加や当行と三重銀行の共同開催による研修を実施するとともに、ソリューション業務に係るノウハウの共有を図るため、平成30年4月からトレーニーとして三重銀行に職員を派遣いたしました。

このほか、研修内容の高度化・充実化に取り組むとともに、外部研修等の活用により、ソリューション等の専門知識を持った人材の育成を図ってまいります。

これらの取組みを継続して実施することにより、高いコンサルティング力を発揮できる人材の育成を図ってまいります。

B. 若年職員の能力向上

預かり資産の販売や融資の推進に関する研修の充実を図ってまいります。

具体的には、若手渉外行員向けの渉外融資能力強化研修を継続的に実施するとともに、個人渉外等の実務研修の実施や融資渉外等による若手職員等との帯同訪問など、OJTによる若手職員の能力向上に継続的に取り組んでまいります。

これらの取組みを通じ、若年職員の融資等に対するコンサルティング力の強化を図ってまいります。

ロ. 働き方の改革等による組織の活性化

A. 働き方の改革と女性職員の活躍促進

働き方の改革や女性職員の更なる活躍機会拡充に取り組むことで、職員一人ひとりが最大限に能力を発揮できる機会の拡充を図るとともに、多様な人材を受け入れる環境整備に取り組んでまいります。

具体的には、有給休暇の取得率向上や適切な労働時間の管理の徹底等により、総労働時間短縮に向けた取組みを強化してまいります。

また、女性職員を幅広い職域に配置するとともに、より一層女性管理職の育成・登用を図るほか、多様な働き方を検討し、子育てや介護など家庭と仕事の両立をこれまで以上に支援してまいります。

これらの取組みにより、組織の活性化、生産性の向上を図ってまいります。

B. 職員等の意欲・能力向上に向けた職場環境の整備

職員等の意欲・能力向上に向けた取組みを強化し、職場環境の充実に取り組んでまいります。

具体的には、集合研修やOJT等を通じて若年職員の能力向上をサポートするとともに、意欲や能力を備えた若年職員の登用や本部等への配置を実施するほか、職員の希望や職務遂行能力及び職員の適性等に応じた適材適所の人員配置を実施し、労働意欲の向上に取り組んでまいります。

さらに、将来的な三重銀行との合併を踏まえ、職員のモチベーション向上に繋がる新しい人事制度について、三重銀行とともに検討してまいります。

このほか、シニア職員の職域開発、適正配置等により、活躍機会の拡充に取り組むとともに、非正規雇用者の処遇改善を図り、全職員がいきいきと働きやすい職場環境を整備してまいります。

④ 内部管理態勢の強化と地域社会への貢献

イ. コンプライアンス態勢の強化

当行にとって、強固なコンプライアンス態勢を維持・構築していくことは、業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つであると認識しております。

今後も、当行の社会的責任と公共的使命に鑑み、長期間に亘って、清廉で透明性の高い経営の確保を図るとの認識の下、引き続きこれまでの取組みを実施し、コンプライアンス態勢の強化とPDCAサイクルの改善を図ってまいります。

このため、コンプライアンス委員会の機能強化を図り、コンプライアンスマニュアル等、法令等遵守基本方針の周知徹底を図ってまいります。

具体的には、各地区での拠点研修や集合研修等を実施するなど、コンプライアンス教育の充実に図ってまいります。

さらに、インサイダー取引、利益相反管理、外部委託先管理の強化を図るほか、反社会的勢力との取引排除に向けた取組みを強化し、関係遮断等適切に対応してまいります。

また、営業店は具体的に実践する「支店コンプライアンス・プログラム」を年1回策定し、本部による検証やモニタリングを通じた指導を強化のうえ、実効性の確保を図ってまいります。

ロ. リスク管理態勢の強化

当行にとって、リスク管理を強化していくことは、将来にわたり金融仲介機能を安定的に発揮し、地域経済活性化に貢献するとともに、安定した収益を確保していくために必要であると認識しております。

今後も、多様化・複雑化する金融手法や事業継続に伴う各種リスクに対してリスク管理の強化を図ってまいります。

ハ. 顧客保護等管理態勢の強化

お客さまの様々なライフステージや多様化するニーズを踏まえ、最適な商品・サービス等を提供するとともに、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けた取組みを引き続き強化してまいります。

具体的には、リスク商品等の販売に係る説明態勢を強化し、お客さまとのトラブルを未然に防止するとともに、お客さまからの苦情等に適切かつ迅速に対応するほか、対応事例等を行内周知し、再発防止を図ってまいります。

また、振り込め詐欺や預金等の不正な払い戻し及びマネー・ローンダリング等の金融犯罪並びにテロ資金供与を防止する態勢を一層強化し、適正かつ安全な金融取引の保護を図るとともに、被害者救済にも適切に対応してまいります。

さらに、個人情報などの情報セキュリティ管理を強化し、お客さま情報の適切な保護・管理体制の実効性の向上を図ってまいります。

二. CSR の取組強化

地域金融機関として、地域の持続的な発展に向け、地域社会が抱える少子高齢化等の社会問題に対して、積極的な役割を果たしてまいります。

このため、高齢のお客さまに配慮した取組みや次世代を担う若年層の育成支援に取り組んでまいります。

具体的には、営業店舗のバリアフリー改装など高齢者に配慮した店舗づくりなど、身体に障がいをお持ちのお客さまや高齢のお客さまが安心して金融サービスが受けられる態勢の充実を図るとともに、地域の若年層に対して金融セミナーや青少年スポーツ支援等を実施するほか、森林保全など環境保全に対する取組みを引き続き強化してまいります。

また、33FG のプレゼンス強化の一環として、三重銀行との協働による取組みも検討・実施してまいります。

5. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

① 33FGの経営管理体制

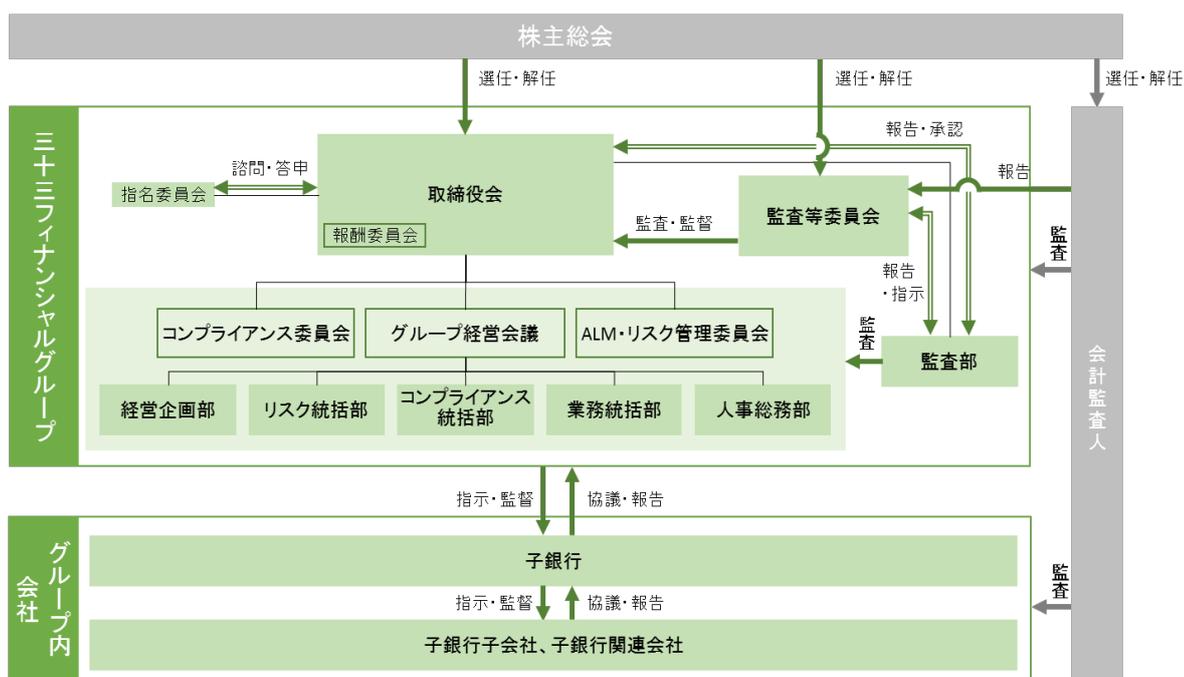
イ. 取締役会

業務執行に対する監査・監督機能の強化及び業務執行の意思決定の迅速性・機動性の向上を実現しうる経営管理体制を構築するため、監査等委員会設置会社としております。

取締役会は、取締役12名（うち監査等委員である取締役4名）で構成され、グループの基本方針及び重要事項に係る意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。

また、取締役会の業務執行に関する権限の一部を委任し、重要事項を協議・決定する機関としてグループ経営会議、コンプライアンス委員会及びALM・リスク管理委員会を設置しております。

【33FGのガバナンス体制】



ロ. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成されております。

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会の構成員として、会社法上の権限（業務監査権限、経営評価権限等）を有しており、業務執行者に対する適切な監査・監督機能を発揮できる体制としております。

また、常勤の監査等委員を選定し、当該常勤監査等委員がグループ経営会議等の重要な会議に出席することにより、監査等委員会において情報共有を図る体制としております。

さらに、任意の機関として指名委員会及び報酬委員会を設置し、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保する体制としております。

② 第三銀行の経営管理体制

イ. 取締役会

取締役会の牽制機能の強化を図るため、会長・頭取体制とし、会長は取締役会の議長として経営全般の管理にあたり、頭取は執行部門の最高責任者としての立場で直接経営の陣頭指揮を執っております。

また、平成27年6月に監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役に議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、重要な業務執行の決定の一部を、本店に勤務する常務取締役以上の取締役全員をもって構成する常務会に委任することで、業務執行の意思決定の迅速性・機動性の向上を図っております。

さらに、監査等委員会設置会社体制の下、業務執行の役割を担う取締役の位置づけを明確にし、経営の迅速な意思決定と取締役会の更なる実効性の向上を図るとともに、将来の経営を担う人材の育成に資する体制整備を図るため、平成30年6月に、執行役員制度の見直しを実施したほか、取締役会の多様性を十分確保するとともに、中長期的な企業価値向上を図るため、女性の監査等委員である社外取締役1名を選任いたしました。

ロ. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名（うち女性社外取締役1名））で構成しております。

また、監査等委員である社外取締役は、監査等委員会の構成員として、会社法上の権限（業務監査権限、経営評価権限等）を有しており、業務執行者に対する適切な監査・監督機能を発揮できる体制としております。

さらに、任意の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保する体制としております。

今後も、内部統制部門や33FGの監査等委員会との連携を図りながら、監査等委員会の監査機能の発揮等を通じ、業務執行に対する監査体制の強化を図ってまいります。

（2）リスク管理の体制の強化のための方策

① 33FGのリスク管理態勢

グループ全体のリスクを管理・統括するため、グループリスク管理の基本方針を定め、リスク管理統括部署としてリスク統括部を設置しております。

また、社長を委員長とし、代表取締役及び業務執行取締役を中心に構成する「ALM・リスク管理委員会」を設置し、毎月1回及び必要が生じた場合に開催して、リスク管理に係る取締役会議案の事前協議、グループリスク管理の

運営方針のほか子銀行の資本使用計画等について討議しております。

② 第三銀行のリスク管理態勢

銀行経営に係る各種リスクを掌握し、問題点及び課題を抽出のうえ、対応策を検討するとともに、銀行全体のリスクを管理・統括するため、リスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）を定め、リスク管理統括部署としてリスク統括部を設置しております。

また、銀行業務の中で発生するリスク全体をモニタリングし、適切な管理を行うため、頭取を委員長とし、取締役を中心に構成する「リスク管理委員会」を設置し、毎月1回及び必要が生じた場合に開催しております。

なお、このリスク管理委員会において、3ヶ月毎に経営強化計画の進捗管理を実施しております。

今後も、3ヶ月毎にリスク管理委員会において本経営強化計画の進捗管理を行い、適切な計画の実施を確保してまいります。

さらに、「リスク管理委員会」の下部組織として、関連各部長を構成員とする「リスク管理小委員会」を設置し、毎月1回及び必要が生じた場合に開催しております。

なお、当行では金融機能強化法の趣旨を踏まえ、地域経済の活性化の観点から、事業性融資の地域毎の信用リスクについて管理を実施しております。

具体的には、事業性融資について、毎月、地域毎のUL（非期待損失）を算出のうえ「Sangin Risk Report」に掲載し、「リスク管理委員会」において地域別の信用リスク量の状況を把握するとともに、適切なリスクテイクを通じて地域経済の活性化に取り組んでおります。

イ. 統合的リスク管理態勢強化のための方策

33FGのグループリスク管理体制の下、子銀行共通の統合的リスク管理を実施してまいります。

具体的には、統合リスク管理における自己資本額を、これまでの経過措置ベースから、バーゼルⅢ完全実施後の自己資本の額から一般貸倒引当金を控除したものに改め、これを信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを可能な限り統一的な尺度で計測・合算したものと比較対照し、その差額（バッファ）及びバッファに有価証券の含み損益を加減算した額（最終バッファ）をモニタリングすることで自己資本の十分性を確認してまいります。

また、引き続き、自己資本額を信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクにそれぞれ配賦し、各リスクの資本使用率をモニタリングすることにより、リスクカテゴリー毎の自己資本の十分性も管理してまいります。

さらに、テクニカル・ヒストリカル等の定例的なストレステストを月毎に実施するほか、各リスクカテゴリーを横断的な視野で捉えたストレスシナリオをリスク管理委員会で適宜に策定し、これに基づくストレステストの結果を踏まえて、リスク耐性を確認するとともに、実効的なリスク対応策の検討・実行に取り組むなどして、過大なリスクをとることがないように管理してまい

ります。

このほか、大口信用供与等規制や銀行勘定の金利リスク（IRRBB）等のリスク管理諸規制への対応も含めて、リスクを総体的に捉え、自己資本等の経営体力と比較対照することにより、自己管理型のリスク管理を実践してまいります。

今後も、33FG との連携を一層強化するとともに、統合リスク管理部門を中心として信用リスク担当部門と市場リスク担当部門等との連携強化により、当行の特性及びリスク・プロファイルに応じた実効性のある統合的リスク管理態勢の強化に取り組んでまいります。

ロ. 信用リスク管理態勢強化のための方策

「リスク・マネージメント・トータル・プラン」に信用リスク管理の基本方針、信用リスク管理規定、クレジットポリシーをそれぞれ定め、リスク管理を行っております。

今後も、「リスク・マネージメント・トータル・プラン」で定めた信用リスク管理の基本方針、信用リスク管理規定、クレジットポリシーに基づき、融資企画部による牽制機能を強化しつつ、融资本部内はもとより 33FG との連携を一層強化し、信用リスク管理態勢の強化を図ってまいります。

大口与信集中リスクについては、大口与信先管理規程のクレジットリミットに基づきモニタリングを行い、常務会における大口与信先レビューで個社・グループ別に今後の取組方針を決定のうえ、適切に事業先を管理してまいります。

与信ポートフォリオ管理については、大口与信先の動向や業種別、格付別、地域別の与信残高構成の推移を分析・検証するなどして、与信集中リスクを管理してまいります。

個別与信案件の審査については、引き続き、審査部門による営業店への臨店指導や拠点研修並びに主要先の個別管理を継続して実施し、営業店における第一次審査の能力向上を図るとともに、リレーションシート等を活用して要資事情を正確に把握のうえ、事業先の実態把握を行い、的確な与信判断に努めてまいります。

これらの取組みのほか、本部と営業店の連携をより一層強化するとともに、支店長席、渉外担当席、融資渉外及び地区渉外による重層的な事業先管理を強化することにより、短期倒産や突発破綻を防止するなど、信用リスク管理態勢の強化を図ってまいります。

ハ. 不良債権の適切な管理のための方策

大口債権の管理の強化、延滞管理の徹底、事業先の経営改善支援等ランクアップの推進、不良債権の適切な管理を引き続き強化することにより、健全な資産の維持・向上等に努めてまいります。

具体的には、実質破綻先・破綻先のうち大口債権、延滞が長期化している債権を中心に個別に回収計画を策定し、常務会への報告（管理債権上位 20

社のレビュー)等を通じ、債務者の実態把握を強化するとともに、本部・営業店が連携して回収促進を図るなど管理を強化してまいります。

また、突発破綻や短期倒産などデフォルト事象抑制に向けた債務者の信用力に応じた中間管理を徹底するなど、予兆管理の高度化を図ることで、不良債権の発生防止に努めるとともに、本部の企業支援部が担当する特定債権先や経営改善計画策定先などに対しては、より一層リレーションを強化し、本部と営業店が一体となり、経営改善支援等コンサルティング機能の発揮を通じて、ランクアップを推進してまいります。

このほか、短期倒産の検証・分析を実施のうえ、短期倒産事例として行内周知を行うことで、事業先に対する目利き力の向上を図ってまいります。

二. 市場リスク管理態勢強化のための方策

金融市場の急激な変動が生じた場合でも、財務基盤の安定を確保し、従来以上に中小規模事業者等への安定的かつ円滑な資金供給を維持・拡大する体制を構築するため、より一層市場リスク管理体制の強化を図る必要があるとの認識の下、価格変動の大きい株式や受益証券に対してはリスクを適切に把握し管理していくほか、保有する投資有価証券種類別のロスカット管理や、有価証券の損失限度管理を実効的に行うなど、ロスカットルールの実効性の確保を図ってまいります。

なお、33FGのグループリスク管理体制の下、これまで市場リスクとして定義してきた市場性信用リスクについては、信用リスクに含めて一元管理してまいります。

今後も、これまでの取組みを引き続き実施するとともに、投資信託や仕組系ローン等のリスク性資産の管理、及び低金利の長期化や金利の突発変動に対するデュレーション管理などを更に強化するとともに、有価証券運用に対して、フロント部門から独立したリスク統括部がミドル部門としての牽制機能をより一層発揮することにより、実効性あるリスク管理を実施してまいります。

(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

① 33FGの法令等遵守体制

法令等遵守をグループ経営の最重要課題の一つとして位置づけ、法令遵守態勢の基本方針として、取締役会で「経営理念」、「企業倫理」及び「行動規範」を制定するとともに、グループの役職員の法令等遵守の着実な実践を図るため、「コンプライアンスマニュアル」及び「コンプライアンス規程」を制定しております。

また、社長を委員長とし、代表取締役及び業務執行取締役を中心に構成する「コンプライアンス委員会」を設置しており、原則毎月1回及び必要が生じた場合に開催し、コンプライアンスプログラムの策定のほか法令等遵守全般及び顧客保護等管理全般に関する事項等について討議しております。

② 第三銀行の法令等遵守体制

法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、企業倫理の確立並びにコンプライアンス態勢の充実・強化を図っており、法令等遵守に係る管理を総合的・体系的に実施するため、基本方針として「コンプライアンスマニュアル」を制定しております。

今後も、全行的なコンプライアンス意識の醸成及び法令等遵守の実効性を高めるため、頭取を委員長とし、取締役を中心に構成する「コンプライアンス委員会」を最低月1回開催し、コンプライアンスマニュアルの改定やコンプライアンス・プログラムの策定等に取り組むとともに、個別のコンプライアンスに関する事案に対する協議や再発防止策の検討を実施してまいります。

また、営業店に対して日常業務における法令等遵守の意識の醸成を図るなど、組織的かつ職員全員が一丸となってその実現に取り組んでまいります。

具体的には、コンプライアンス・プログラムを年1回策定のうえ、その成果や改善状況の評価・検証をより長期的かつ継続的に実施し、翌期のコンプライアンス・プログラムへ有効に反映させてまいります。

また、コンプライアンス関連の研修を引き続き実施するとともに、本部は営業店が具体的に実践する「支店コンプライアンス・プログラム」に対して、検証やモニタリングを通じた指導を強化してまいります。

このほか、インサイダー取引、利益相反管理、外部委託先管理等管理体制の強化を図るとともに、反社会的勢力への対応等についても、取引排除に向け、関係遮断等適切な対応を通じ、より一層強固なコンプライアンス態勢の確立を目指してまいります。

これらの取組みについて、「コンプライアンス委員会」で深度ある協議を実施し、コンプライアンス態勢の強化とPDCAサイクルの改善を図ってまいります。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

① 33FGの経営に対する評価の客観性確保のための方策

任意の機関として指名委員会及び報酬委員会を設置し、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する協議・決定を行っております。

両委員会とも、代表取締役2名及び社外取締役3名の計5名で構成され、社外取締役が過半数を占めることにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定プロセスの透明性の確保を図っております。

② 第三銀行の経営に対する評価の客観性確保のための方策

経営に対する評価の客観性を確保するとともに、社外取締役による直接的な経営へのアクセスをより一層強化するため、監査等委員会設置会社としております。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名（うち女性社外取締役1名））で構成しており、取締役に対して監査・監督を行うほか、監査等委員でない取締役の指名や報酬等について、監査等委員会の意見の決定を行うなどにより、経営に対する客観性の確保を図っており

ます。

また、取締役会の任意の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保する体制としております。

今後も、内部統制部門や33FGの監査等委員会との連携強化を図るなど、より一層、監査等委員会の監査・監督機能の強化を図ってまいります。

(5) 情報開示の充実のための方策

① 33FGの四半期毎の情報開示の充実

証券取引所への適時開示、プレスリリース、ホームページへの掲載等を通じ、迅速かつ正確な四半期情報の開示を行い、多様なステークホルダーの皆様に対して、より広く分かりやすい開示に努めてまいります。

② 第三銀行の主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示の充実

取引先との交流や情報開示の場として、33FGが実施する地域別の取引先との懇親会を活用し、当行の地域への貢献に関する取組等の情報開示を行ってまいります。

また、地域密着型金融の推進を通じた地域の経済活性化への様々な取組みや、地域への積極的かつ円滑な資金供給の取組み、CSRの取組み等については、33FGのディスクロージャー誌のほか、当行のプレスリリース、ホームページ等で開示してまいります。

今後も開示内容及び活動の充実を図るとともに、積極的な開示を通じた地域の利用者の評価を各業務に適切に反映させてまいります。

(6) 持株会社における責任ある経営管理体制の確立に関する事項

① 子会社の議決権の保有

33FGは、当該経営強化計画を実施する子会社（第三銀行）の完全親会社であり、議決権100%を保有しております。

② 子会社の経営管理を担当する役員の配置

33FGは、グループに適用される各種法令の概要、顧客保護及び利便性の向上、グループが有する各種リスクの特性を理解するとともに、経営管理体制の構築を重要課題として位置付け、次のとおり子会社の経営管理を担当する役員を配置しております。

イ. 取締役

取締役12名のうち監査等委員である取締役4名を除く取締役は、子銀行となる第三銀行または三重銀行の取締役等を兼職しております。なお、代表取締役2名については、第三銀行及び三重銀行の代表取締役頭取が兼職しております。

また、監査等委員である取締役を除く取締役は、子銀行における取締役ま

たは執行役員としての経験及び知見を有していることから、ガバナンス機能を発揮するうえで、子銀行の経営管理を的確・円滑・公正に遂行することができ、かつ十分な社会的信用を有しております。

ロ. 監査等委員

監査等委員は、4名のうち3名を社外取締役としております。これにより第三者的な立場から公正かつ有効に監査機能が発揮できる体制としております。

また、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しており、当該常勤監査等委員がグループ経営会議など重要な会議に出席し、業務執行取締役等から情報収集を行い、監査等委員会において情報共有を図っております。

以上により、子銀行の管理をより確かなものとし、適切な経営管理と運営並びに銀行業務の健全かつ適切な運営に資する体制としております。

6. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

① 基本方針

当行は、三重県を中心として、中京圏と関西圏という2つの経済圏を結ぶ広い店舗網を有しており、この近隣他行にはない広い店舗網において、8つの地区営業部体制の下、地区特性に応じた営業戦略をきめ細かく立案・実践し、33FGの有するあらゆるネットワークを各地の商流に活用するとともに、グループ総合力の発揮を通じて地域経済の活性化に貢献してまいります。

具体的には、地域のお客さまとの圧倒的なリレーションの構築に取り組むとともに、33FGが有するノウハウや経営資源を最大限活用して地域の事業者のニーズや経営課題に対して最適なソリューションの提供により、中小規模事業者等の成長・発展を支援してまいります。

また、これまでの取組みの成果と課題及び33FGの営業戦略等を踏まえ、当行の主たる営業地域である三重県・愛知県を中心とした地域の中小規模事業者等の皆様へ円滑に資金供給を行ってまいります。

さらに、ミドルリスク先等に対する本業支援を強化することに加え、当行の従来からの営業基盤である三重県中南部地域のミドルリスク先を中心とした事業先に対する事業性評価に基づく融資や本業支援を強化することで、地域経済の活性化に積極的に貢献してまいります。

② 今後の具体的施策

少子高齢化など地域を取り巻く環境が厳しさを増す中で、お客さま一人ひとりの課題に対して最適な処方すべく、支援ツールの高度化や支援体制を整備することにより、お客さまとの対話を通じて地域の事業先とのリレーションを強化し、事業性評価に基づく融資や本業支援に取り組むとともに、ミドルリスク先に対する資金繰りの安定化に資する融資や経営改善支援などの本業支援に経営資源投下することで、地域経済の活性化に貢献してまいります。

そのため、具体的には次の取組みを強化してまいります。

イ. 中小規模事業者等とのリレーションを通じた事業性評価に基づく融資や本業支援の強化

- ・ リレーションシート等を活用した中小規模事業者等の経営課題等の把握と事業性評価に基づく融資や本業支援に向けた取組み
- ・ 非格付先や小規模事業先に対する事業性評価に基づく融資の取組み
- ・ ミドルリスク先に対する融資や経営改善支援等の本業支援の取組み
- ・ 資金需要の頻度の高い先等に対する支店長席及び渉外担当席による重層的な管理と取引基盤の拡充に向けた取組み
- ・ 中小規模事業者等のライフステージを踏まえた最適なソリューション

の提供等を通じた経営課題等の解決に向けた取組み

- ・ 産学官、政府系金融機関等との連携による創業・新事業支援の取組み
- ・ ビジネスマッチング支援や経営改善計画の策定支援等コンサルティング機能の活用等による経営改善支援の取組み
- ・ 地域経済活性化支援機構等の外部機関やコンサルタント等の専門的なノウハウを有する人材の活用などを通じた早期事業再生支援の取組み
- ・ 提携 M&A 専門会社等専門機関による事業性評価を活用した事業再生、事業承継、M&A など事業先のニーズ発掘とソリューション提案に向けた取組み

ロ. 地域の面的再生への積極的な参画

- ・ 産官学金労の連携の下、33FG の有するノウハウやネットワーク等を活用した地方版総合戦略等の推進に向けた取組み
- ・ 地域における金融機能の高度化に向けた取組みとして、地方創生推進プロジェクトによる具体的な施策の立案と推進に向けた取組み
- ・ 三重県中南部地域活性化推進プロジェクトによる三重県中南部地域での地域経済活性化への取組み
- ・ 地元大学との連携強化による研究会等への積極的な参画を通じた各種地域情報等の提供と地域資源の活用推進に向けた取組み
- ・ ビジネスマッチング支援を通じた地域経済活性化への取組み

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画策定にあたっての考え方

前計画において、取引基盤拡充地域では、融資増強をはじめ付随取引を推進することにより総合的な取引基盤の拡充を図るとともに、ビジネスマッチング等の企業情報の収集・蓄積をさらに強化するなど、これまで築いてきた取引基盤のより一層の拡充を図り、当行の有するあらゆるネットワークを経済規模の小さい活性化推進地域等の地域の商流に活用してまいりました。

また、活性化推進地域では、高齢化が進む中で成長が期待できる医療・介護分野や、地域の重要な産業である農林水産業及び地形等環境を活用した再生エネルギー事業などに対し、ソリューション営業部等の本部と営業店が一体となって、積極的に融資を推進するとともに、多様化する事業先のニーズに最適なソリューションを提供してまいりました。

こうした取組みの結果、取引基盤拡充地域と活性化推進地域の中小規模事業者等向け貸出金が増加したほか、広域ネットワークを活かしたビジネスマッチングの成約件数が中期経営計画で掲げる目標を上回るなど取組みが成果となって表れているものと評価しております。

一方で、収益面について、金融緩和政策が長期化する中、取引基盤拡充地域では、金融機関間の競争が一段と激化しており、三重県中南部地域と比較して、貸出金利回りは一段と低い水準となっており、採算の確保が課題となっております。

また、事業取引先数は、前計画期間中に全営業エリア合計で 487 先（約 3.5%）減少し、地域に対して円滑な資金供給を幅広く行う観点からは、事業先に対するリレーションや本業支援の更なる強化が必要と認識しております。

こうした課題や評価を踏まえ、当行では、本計画において、人口や事業所数の減少が加速している三重県中南部地域の活性化支援やミドルリスク先に対する支援に対して経営資源を投下し、適切なリスク管理の下、同地域でこれまで以上にリスクテイクすることに加え、リレーションの強化とソリューションの提供を通じて 33FG が地元としている三重県、愛知県を中心に中小規模事業者等向け貸出金の増強を図ってまいります。

こうした取組みにより公的資金を有効に活用し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

また、事業所数の減少率が大きく市場規模も小さい三重県中南部地域を中心とした融資の取組みは、大阪府等の経済規模も大きく事業所数の多い大都市での融資の取組みと比較して、小口融資が多くなることに加え、経営改善支援等の取組みには相応の時間を要することから、短期間のうちに結果が伴うものではないと認識しております。

加えて、本計画における中小規模事業者等向け貸出残高計画は、前計画における増加計画より 50 億円上乗せし 150 億円増加させる計画としており、決して容易な目標ではないものと捉えております。

このため、住宅ローンの採算が厳しい名古屋地区のローンプラザ 2 ヶ所の統合や新規事業融資開拓を担当する法人推進担当者の削減を行い、そこから創出した人員を、三重県中南部地域活性化推進プロジェクトなどに振り分けるなど経営資源の再配分を実施するとともに、本部と営業店が一体となって事業性評価に基づく融資や本業支援に積極的に取り組んでいくこととしております。

【事業性融資の信用リスク量 (UL) (表 23)】

(単位：百万円)

	平成27年3月末		平成28年3月末		平成29年3月末		平成30年3月末	
	UL	構成比	UL	構成比	UL	構成比	UL	構成比
三重県	6,414	48.6%	5,637	47.4%	5,472	49.2%	5,865	48.9%
うち中南部地域	3,830	29.0%	3,557	29.9%	3,755	33.8%	3,812	31.8%
愛知県	2,237	17.0%	1,773	14.9%	1,436	12.9%	1,829	15.3%
大阪府	1,486	11.3%	1,360	11.5%	1,025	9.2%	1,316	11.0%
その他	3,047	23.1%	3,119	26.2%	3,185	28.7%	2,975	24.8%
合計	13,187	100%	11,890	100%	11,120	100%	11,986	100%

【国内銀行の貸出金残高推移と当行の貸出金残高推移（表 24）】 （単位：億円）

三重県		27/3 末 (計画始期)	28/3 末	29/3 末	30/3 末	計画始期 対比	増減率
全体	貸出金推移	33,230	33,467	34,527	35,228	1,998	6.01%
	対前年伸び率	0.90%	0.71%	3.16%	2.03%	-	-
当行	貸出金推移	6,639	6,656	6,710	6,657	18	0.27%
	対前年伸び率	△0.07%	0.25%	0.81%	△0.78%	-	-
	中小規模事業者等向け残高	3,333	3,423	3,514	3,487	154	4.62%
	対前年伸び率	△0.68%	2.70%	2.65%	△0.76%	-	-
	北勢地域貸出金推移	2,531	2,524	2,563	2,582	51	2.01%
	対前年伸び率	1.28%	△0.27%	1.54%	0.74%	-	-
	北勢地域中小規模事業者等向け残高	1,363	1,381	1,393	1,382	18	1.32%
	対前年伸び率	1.03%	1.32%	0.86%	△0.78%	-	-
	中南部地域貸出金推移	3,760	3,788	3,793	3,717	△43	△1.14%
	対前年伸び率	△0.58%	0.74%	0.13%	△2.00%	-	-
中南部地域中小規模事業者等向け残高	1,805	1,860	1,907	1,890	85	4.70%	
対前年伸び率	△1.58%	3.04%	2.52%	△0.89%	-	-	

愛知県		27/3 末 (計画始期)	28/3 末	29/3 末	30/3 末	計画始期 対比	増減率
全体	貸出金推移	171,989	172,965	178,901	179,559	7,570	4.40%
	対前年伸び率	2.55%	0.56%	3.43%	0.36%	-	-
当行	貸出金推移	2,476	2,581	2,614	2,624	148	5.97%
	対前年伸び率	6.03%	4.24%	1.27%	0.38%	-	-
	中小規模事業者等向け残高	1,351	1,428	1,439	1,457	105	7.77%
	対前年伸び率	4.24%	5.69%	0.77%	1.25%	-	-

大阪府		27/3 末 (計画始期)	28/3 末	29/3 末	30/3 末	計画始期 対比	増減率
全体	貸出金推移	380,161	376,983	377,923	384,782	4,621	1.21%
	対前年伸び率	2.03%	△0.83%	0.24%	1.81%	-	-
当行	貸出金推移	896	930	904	949	53	5.91%
	対前年伸び率	19.14%	3.79%	△2.79%	4.97%	-	-
	中小規模事業者等向け残高	486	494	492	520	33	5.69%
	対前年伸び率	12.76%	1.64%	△0.40%	5.69%	-	-

※日本銀行都道府県別貸出

【事業所数の推移（表 25）】 （単位：事業所）

	平成 24 年	平成 28 年	増減	増減率
三重県	79,050	77,402	△1,648	△2.08%
うち中南部地域	39,053	37,630	△1,423	△3.64%
愛知県	316,912	310,992	△5,920	△1.87%
大阪府	408,713	395,929	△12,784	△3.13%

※総務省統計局調査

中小規模の事業者等に対する信用供与の円滑化のための方策

基本方針

1. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策
2. 担保又は保証に必要以上に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
3. 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策
4. 主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

基本戦略

- (イ) 融資や本業支援に対する推進体制の強化
 - (ロ) 地域の事業先の成長・発展への取組強化
 - (ハ) ソリューション提供力の強化
- (イ) 多様な信用供与手法の取組強化
 - (ロ) 経営者保証に関するガイドラインへの積極的な取組
- (イ) 事業性評価に基づく融資取組強化
 - (ロ) 成長分野向け貸出等に対する取組強化
- (イ) 創業・新事業支援
 - (ロ) 経営相談支援
 - (ハ) 早期事業再生支援
 - (ニ) 事業承継支援

- ★中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化
★地域経済の活性化

② 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画

【中小規模事業者等向け信用供与の残高・比率（表 26）】（単位：億円、％）

	27/9 期 実績	28/3 期 実績	28/9 期 実績	29/3 期 実績	29/9 期 実績	30/3 期 実績
中小規模事業者等向け貸出残高	6,073	6,185	6,283	6,352	6,359	6,374
総資産	19,624	20,119	20,057	20,094	20,238	20,286
総資産に対する比率	30.95	30.74	31.32	31.61	31.42	31.42

	30/9 期 計画	31/3 期 計画	31/9 期 計画	32/3 期 計画	32/9 期 計画	33/3 期 計画
中小規模事業者等向け貸出残高	6,384	6,394	6,424	6,459	6,489	6,524
始期（30/3）からの増加額	10	20	50	85	115	150
総資産	20,298	20,322	20,327	20,420	20,491	20,585
総資産に対する比率	31.45	31.46	31.60	31.63	31.66	31.69

* 中小規模事業者等向け貸出比率＝中小規模事業者等向け貸出残高／総資産

* 中小規模事業者等向け貸出とは、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ハに規定する別表第一における中小企業等から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外しておりません。

政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出等、大企業が保有する SPC 向け貸出、当行関連会社向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

【（参考）中小企業等向け貸出の残高・比率（表 27）】（単位：億円、％）

	27/9 期 実績	28/3 期 実績	28/9 期 実績	29/3 期 実績	29/9 期 実績	30/3 期 実績
中小企業等向け貸出残高	9,582	9,769	9,911	10,017	10,155	10,224
総資産に対する比率	48.83	48.55	49.41	49.85	50.17	50.40
	30/9 期 計画	31/3 期 計画	31/9 期 計画	32/3 期 計画	32/9 期 計画	33/3 期 計画
中小企業等向け貸出残高	10,274	10,324	10,394	10,469	10,539	10,614
総資産に対する比率	50.61	50.80	51.13	51.26	51.43	51.56

* 中小企業等向け貸出比率＝中小企業等向け貸出残高／総資産

* 中小企業等向け貸出とは、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ハに規定する別表第一における中小企業等に対する貸出金

③ 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

イ. 融資や本業支援に対する推進体制の強化

コンサルティング機能をより一層発揮し、様々なライフステージにある事業先のニーズに的確に対応するため、融資や本業支援に対する推進体制を強化してまいります。

具体的な取組み施策等については、「4. - (3) -①-イ. 事業先に対するリレーションとソリューションの強化」に記載のとおりです。

ロ. 地域の事業先の成長・発展への取組強化

地域の事業先の成長・発展に資する取組みとして、事業性評価に基づく融資や本業支援の推進に加え、本部のソリューション営業体制を強化し、多様なソリューションの提供に取り組んでまいります。

さらに、ミドルリスク先等に対する資金繰りの安定化に資する融資支援や経営改善支援等の本業支援を強化するとともに、三重県中南部地域活性化推進プロジェクトによる取組みを推進してまいります。

また、これらの取組みについては、行内で独自に設定した経営改善提案支援先数などの KPI に対する取組みの進捗管理を適切に実施するとともに、業績評価の中で割り増し評価することで、実効性のある取組みとしてまいります。具体的な取組み施策等については、「4. - (3) -①-イ. 事業先に対するリレーションとソリューションの強化」に記載のとおりです。

ハ. ソリューション提供力の強化

三重銀行とのノウハウの共有などによりソリューション提供力をこれまで以上に強化するとともに、本部によるソリューション営業体制をより充実してまいります。

具体的な取組み施策等については、「4. - (3) -①-イ. 事業先に対するリレーションとソリューションの強化」に記載のとおりです。

④ 担保又は保証に必要以上に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

中小規模事業者等の多様化するニーズに的確に対応するとともに、担保又は保証に必要以上に依存しない融資の促進を図るため、柔軟な融資スキームの設計が可能なコベナント活用型融資や在庫や売掛債権等の流動資産を担保とする ABL など、事業性評価に基づく融資の促進及び信用供与手法の多様化に向けた取組みを引き続き強化してまいります。

具体的には、次の施策を実施し、中小規模事業者等に対する円滑な資金供給を実施してまいります。

イ. 多様な信用供与手法の取組強化

中小規模事業者等とのリレーションの強化を通じて、事業先のニーズや課題に対して事業性評価に基づくコベナント活用型融資や ABL 等の多様な信用供与手法の積極的な取組みを図ってまいります。

さらに、三重銀行とのノウハウの共有や相互活用を通じたソリューション手法の多様化・高度化を図るとともに、本部にコンサルティング営業チームやデリバティブチーム等を設置することにより、ソリューション提供力を強化してまいります。

ロ. 経営者保証に関するガイドラインへの積極的な取組

クレジットポリシーに経営者保証に依存しない融資の促進を図り、経営者

または経営者に準ずる者以外の第三者による保証は原則として求めないことを方針として掲げ、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証に過度に依存しない融資の取組みのほか、同ガイドラインに則した保証契約の解除などに引き続き積極的に取り組んでまいります。

さらに、「店舗総合評価」における「管理部門評価」において、事業者とリレーションを構築することで、事業内容や成長の可能性、事業ニーズ・課題・今後の展開についての確に把握し、課題等の共有認識等に努めた結果、融資取組等を行った事例に対して加点項目を設けるなど、担保又は保証に必要以上に依存しない融資の促進を促す評価制度を引き続き実施してまいります。

今後も、こうした取組みを通じて、地域における円滑な資金供給を実施してまいります。

⑤ 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

中小規模事業者等向け貸出残高の着実な増加を図るため、中小規模事業者等とのリレーションを一層強化し、事業性評価に基づく融資や本業支援の取組みを強力に推進するほか、小規模事業者に対する貸出や成長分野への取組みを強化してまいります。

具体的には次のような施策を実施し、中小規模事業者等向け貸出残高の着実な増加を図ります。

イ. 事業性評価に基づく融資取組強化

地域の「かかりつけ医」として、リレーションシート等を活用した事業性評価に基づく融資や本業支援を強化してまいります。さらに、最も支援を必要としている地域のみドルリスク先に対する融資や本業支援を強化することで、地域の事業先の成長・発展に貢献してまいります。

具体的な取組み施策等については、「4. - (3) -①-イ. 事業先に対するリレーションとソリューションの強化」に記載のとおりです。

ロ. 成長分野向け貸出等に対する取組強化

医療・健康関連分野、農業分野、環境・エネルギー分野等の成長分野について、積極的にこれらの分野の貸出金増強を図るとともに、貸出残高の少ない非格付先や小規模事業先に対する融資取組みを強化してまいります。

具体的には、ソリューション営業部に配置している「農業経営アドバイザー」の資格を持つ担当者、環境・エネルギー担当者及び海外進出支援業務の担当者に加え、法人営業課の医療・介護担当者など各分野の専門の担当者が、直接事業先等へ営業推進活動を行うほか、営業店に対する積極的なサポートにより、成長分野に対する融資増強を図ってまいります。

また、非格付先や小規模事業先に対する融資取組みについては、これらの対象先に対する渉外担当者等のリレーションを強化することで、資金需要の掘り起こしによる融資増強や取引基盤の拡充を図ってまいります。

(3) 主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

① 経営改善支援等取組先の数の取引先の総数に占める割合

本計画においては、地域の事業先に対する事業性評価に基づく融資や本業支援、経営改善計画策定先等のミドルリスク先に対する経営改善支援等に経営資源を投下し、全行挙げてこれらの取組みを推進していくことで、地域経済の活性化に一層貢献していくこととしております。

そのため、これらの取組みの着実な実現と実効性の向上を図る観点から、経営改善支援等取組み先の定義やカウント方法を一部見直ししております。

主な変更点として、創業・新事業支援を強化する観点から、創業・新事業開拓支援において、創業時の融資支援のみならず、創業・第二創業から5年までのお客さまに対する融資支援先を定義に含めカウントするとともに、33FGが主催するビジネスプランコンテストを通じて事業化に向けたサポートを実施した先や創業・新事業に係る補助金・助成金の申請を支援した先などを定義に追加しております。

また、経営相談について、本部と営業店が一体となって取組みするリレーションシートや事業性評価サービスを活用し、取引先の経営課題の把握・分析を行ったうえで、具体的なソリューションを提案した先をカウントに含めてまいります。

このほか、事業承継支援として、M&A支援先や株式承継等の事業承継ニーズに対応した先を定義に追加し、これまで以上に事業承継支援に対する取組みを強化してまいります。

【経営改善支援等の取組み (表 28)】 (単位: 先、%)

	27/9 期 実績	28/3 期 実績	28/9 期 実績	29/3 期 実績	29/9 期 実績	30/3 期 実績
創業・新事業開拓支援	40	39	43	32	53	53
経営相談	82	123	99	102	113	90
早期事業再生支援	7	7	12	18	19	27
事業承継支援	4	2	3	5	11	33
担保・保証に必要以上に依存しない融資促進	231	266	290	491	336	308
合計 [経営改善支援等取組数]	364	437	447	648	532	511
取引先	13,859	13,860	13,855	13,754	13,617	13,470
経営改善支援等取組率 (=経営改善支援等取組数/取引先)	2.62	3.15	3.22	4.71	3.90	3.79

	30/3 期 実績	30/9 期 計画	31/3 期 計画	31/9 期 計画	32/3 期 計画	32/9 期 計画	33/3 期 計画
創業・新事業開拓支援	121 (53)	150	150	150	150	155	153
経営相談	176 (90)	298	302	300	300	297	303
早期事業再生支援	27 (27)	15	16	17	18	19	20
事業承継支援	40 (33)	100	100	100	100	100	100
担保・保証に必要以上に依存しない 融資促進	308	240	240	244	248	248	248
合計 [経営改善支援等取組数]	672 (511)	803	808	811	816	819	824
取引先	13,470	13,500	13,535	13,570	13,603	13,635	13,670
経営改善支援等取組率 (=経営改善支援等取組数/取引先)	4.98 (3.79)	5.94	5.96	5.97	5.99	6.00	6.02

(注1)「取引先」とは、企業及び消費者ローン・住宅ローンのみの先を除く個人事業者の融資残高のある先で、政府出資主要法人、特殊法人、地方公社、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るSPC、及び当行の関連会社を含んでおります。

(注2)計画始期(30/3期)の()の計数は、前計画の算出基準による実績を記載しております。

(注3)「経営改善支援取組先」とは、次の5項目への取組先といたします。

1. 創業・新事業開拓支援先

- (1) 三重大学との産学連携による農林水産品の商品化、販路開拓等のマーケティングの共同研究の対象として当行が紹介し具体的な取組みを行った先
- (2) 産学官連携による創業・新事業開拓支援として公的機関(大学、中小企業基盤整備機構等)に紹介を行った先
- (3) 創業期(創業、第二創業から5年まで)のお客さまに対して融資支援を行った先
- (4) 当行が創業計画の策定を支援した先、及びビジネスプランコンテストへの参加を支援した先
- (5) 創業・新事業開拓にかかる各種補助金・助成金の申請支援を行った先

2. 経営相談支援先

- (1) 当行が取引先の経営課題の把握・分析を行い、ビジネスマッチング等の課題解決に向けたソリューションを提案した先
- (2) 当行が取引先の課題解決に向けたソリューション等を織り込んだ経営改善計画の策定を支援した先
- (3) 当行が産学官連携による技術支援や、経営革新制度の策定・申請等を支援した先
- (4) 当行が紹介した外部の専門家(コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等)により、経営改善計画策定支援や、課題解決に向けたソリューションを実行した先
- (5) 海外ビジネスに関するニーズがある取引先に対して、担当部が具体的に提案・アドバイスを実施した先
- (6) 事業性評価などのノウハウを活かした経営支援として、「さんぎん成長事業応援投資事業有限責任組合」等からの出資を行った先

3. 早期事業再生先

- (1) 当行の職員を出向等により長期間派遣し、経営改善計画の策定や経営課題解決に向けたソリューションを実行した先
- (2) 当行が主体となって、外部機関(中小企業再生支援協議会、(株)地域経済活性化支援機構、経営改善支援センター、RCC、事業再生ADR、再生ファンド等)や専門家(弁護士、公認会計士、コンサルタント等)を活用して事業再生取組みを行った先
- (3) 当行が主体となって、DDS(資本金借入金を含む)、DES、DIPファイナンス、債権放棄等を伴う事業再生取組みを行った先
- (4) 当行が外部専門家等の活用を通じて転廃業や債務整理等を支援した先

4. 事業承継支援先

- (1) 事業承継ニーズを持つ取引先に対して、専門家（弁護士、税理士、コンサルタント、投資育成会社等）を紹介し共同して問題解決支援を行った先
 - (2) 取引先のM&A支援を行った先
 - (3) 取引先の株式承継等の事業承継ニーズに対応した先
5. 担保・保証に必要以上に依存しない融資促進先
- (1) シンジケートローン、コミットメントライン、財務制限条項（コベナンツ）を活用した融資商品で融資の取組みを行った先
 - (2) 財務諸表精度が高い中小企業者への特別プログラムの融資先として、当座貸越等、信用格付を利用した信用供与の取組みを行った先
 - (3) ABL（Asset Based Lending）手法の活用等、動産・債権担保融資を行った先
 - (4) 診療報酬、オートローン債権等、債権流動化の取組みを行った先
 - (5) PFIまたは地域開発プロジェクトの組成に向け、当行が地方公共団体または民間事業者に対して提案・アドバイス（研修会開催を含む）を行った先
 - (6) スコアリングモデル等を活かした無担保、第三者保証人不要のビジネスローンで融資商品の取組みを行った先（保証付ローンを含む）

② 事業先のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮

地域に寄り添う「かかりつけ医」として、お客さま一人ひとりのライフステージに応じた本業支援を強化してまいります。

具体的には、外部機関や三重銀行等との連携強化を図るとともに、コンサルティング機能を発揮し、事業先のライフステージ（創業・新事業段階、成長段階、経営改善、事業再生、転廃業や債務整理、事業承継）のそれぞれの段階で事業先のニーズや経営課題を適切に把握し、最適なソリューションを提供することにより、中小規模事業者等の成長・発展を通じて地域経済の活性化に貢献してまいります。

【当行の提携先等（抜粋）〔創業・新事業、事業承継、M&A、産学官連携〕（表 29）】

	提携先・外部機関	コンサルティング、ソリューションの内容	
創業・ 新事業支援	国立大学法人 三重大学	産学官連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農商工学連携を前提とした新製品マーケティング研究会 ・ 地域の活性化に必要な人材教育と三重県外に流出した人材の三重県への帰郷
	(財) 三重県産業支援センター	中小企業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農商工連携推進ファンド、地域コミュニティ応援ファンド ・ 高度人材イノベーションセンター
	(独) 中小企業基盤整備機構	中小企業支援 (新事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農商工連携、新連携、地域資源
	日本政策金融公庫	業務協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業、新事業支援、農業者向け融資
経営相談	㈱タナベ経営	コンサルティング業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営全般に係るコンサルティング業務
	㈱名南経営コンサルティング	コンサルティング業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業再編、相続事業承継コンサルティング等
	上海良図商務諮詢有限公司 (上海 LT 社)	コンサルティング業務 (中国ビジネス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国への製品販売、投資、その他中国ビジネス全般にわたる様々な問題に関するコンサルティング業務
	㈱エスネットワークス	コンサルティング業務 (ベトナムビジネス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベトナムビジネスに関するコンサルティング業務
	㈱FSI ASIA BUSINESS CONSULTING Co., Ltd	コンサルティング業務 (タイビジネス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイビジネスに関するコンサルティング業務

	提携先・外部機関	コンサルティング、ソリューションの内容	
	日本土地建物㈱	コンサルティング業務	・ CRE 戦略、不動産評価に係るコンサルティング業務
	㈱サーキュレーション	コンサルティング業務	・ 人材派遣業、経営コンサルティング業務
事業再生	中小企業再生支援協議会	事業再生支援	・ 財務、事業のデューデリジェンス ・ 事業再生計画の策定
	㈱地域経済活性化支援機構	事業再生支援	・ 財務、事業のデューデリジェンス ・ 事業再生計画の策定
	経営改善支援センター	事業再生支援	・ 財務、事業のデューデリジェンス ・ 事業再生計画の策定
事業承継	名古屋中小企業投資育成㈱	事業承継支援	・ 事業承継支援のための資本政策の提案、株式評価等
	㈱日本M&Aセンター	M&A 業務	・ M&A 業務全般
	㈱名南M&A	M&A 業務	・ M&A 業務全般
	山田コンサルティンググループ㈱	M&A・事業承継	・ M&A、事業承継、企業再編、資本戦略等
	㈱グラックス・アンド・アソシエイツ	M&A・事業承継	・ M&A、事業性評価、財務、事業デューデリジェンス等
	セレンディップ・コンサルティング㈱	M&A・事業承継	・ 事業承継支援のための M&A 及び資本政策の提案

③ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

当行の主要営業エリアである三重県などの人口・事業所数の減少傾向を踏まえ、これまで以上に地域の成長、発展に持続的に貢献するためには、創業・第二創業期、新事業支援の取組みの一層の強化が不可欠であります。

そのため、次の取組みを実施してまいります。

- ・ 三重大学との産学連携による地元農水産品の商品化や販路拡大等の共同研究及び 33FG のネットワークを活用した 6 次産業化支援など新事業の創出支援等
- ・ 地元大学、政府系金融機関や中小企業基盤整備機構等への紹介など産学官連携による創業・新事業開拓支援
- ・ 創業・新事業の価値の見極めと、事業立ち上げに必要な融資支援、創業・第二創業後 5 年未満の事業者に対する融資支援
- ・ 信用保証協会の創業・新分野進出等の保証制度活用のほか、政府系金融機関との連携等による創業・新事業支援
- ・ 創業計画策定支援や 33FG が主催するビジネスプランコンテストを通じて事業化に向けたサポートを実施
- ・ 創業・新事業開拓にかかる各種補助金・助成金の申請支援
- ・ 創業初期の貸出条件を優遇するなど創業・第二創業期の事業先に対する新たな融資商品の提供

④ 経営に関する相談その他の取引先企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

経営相談の取組みについては、企業支援部が条件変更対応先や債務超過先

などのうち、きめ細かい対応が必要な事業先を特定債権先として選定のうえ直接管理を行い、当該事業先の経営改善に取り組むとともに、担当する特定債権先以外に与信額 50 百万円以上かつ信用貸 20 百万円以上の事業先等円滑化対応先で優先的に管理が必要な先を本部・営業店一体支援先として選定し、営業店と一体となった深度ある経営改善支援を実施しております。

また、事業先の成長・発展に資する経営相談やサポートなどは、本部のソリューション営業部が中心となり実施しております。

地域に寄り添う「かかりつけ医」として、これまで以上に経営相談支援を一層強化していく必要があるとの認識の下、次の取組みを実施してまいります。

- ・ 企業支援部、営業店一体となった取引先の改善・再生方針の策定、モニタリングの実施、及び具体的なソリューションの実行支援
- ・ 企業支援部、営業店一体となった取引先の実態把握と、外部専門家・コンサルタント等の積極的な活用、及び実効性のある経営改善支援
- ・ 経営改善計画策定先等に対する経営改善支援に係る本部によるノウハウの営業店への提供
- ・ 正常化が見込まれる事業先に対するリファイナンスの検討・実施
- ・ 企業支援部やソリューション営業部によるビジネスマッチングや産学官連携、中小企業再生支援協議会などの外部機関との連携強化、弁護士、税理士、中小企業診断士等の外部専門家の知見の積極的な活用支援
- ・ 外部支援機関等や取引先への人材派遣を通じた経営改善支援等のノウハウの吸収

⑤ 早期の事業再生等に資する方策

地域経済の活性化を図る観点から、創業・第二創業期に対する支援とともに、早期の事業再生・転換に対する取組みに対しこれまで以上に経営資源を投入することとし、具体的には、次の取組みを実施してまいります。

- ・ 抜本的な事業再生が必要と判断する先を選定するとともに、企業支援部による具体的な事業再生の取組方針等の検討
- ・ 「経営者保証に関するガイドライン」の活用による保証契約の解除など事業先のきめ細かい再生支援
- ・ 事業先毎の事業再生の取組方針の策定や、中小企業再生支援協議会等との連携、及び債権放棄、DES 及び DDS(資本性借入金を含む)等を活用した取組など実効性のある事業再生支援の実施
- ・ 中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構の特定専門家派遣制度活用による専門的なノウハウの吸収や、外部機関、専門コンサルタント、弁護士、公認会計士などの専門家等との連携の強化と積極的な活用
- ・ 事業継続の可能性が低く事業の転廃業や債務整理が必要と判断した先に対する債務者の負担軽減と再スタートを図るための支援

⑥ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

創業・第二創業支援と並び事業再生・転換支援がとりわけ重要な支援と位置づけており、適切に事業承継支援を実施することで、事業先の成長・発展を通じた地域経済の活性化に貢献していくことが、ますます重要な課題であると認識しております。

こうした認識の下、外部機関等との連携を強化し、事業承継に関する様々な課題の認識や課題解決能力の向上を図り、積極的に事業承継問題等の解決を支援してまいります。

そのため、次の取組みを実施してまいります。

- ・ リレーションシート等を活用した事業承継ニーズの情報収集と、本部と営業店が一体となった事業先の事業承継問題の解決に向けたソリューションの提案・実行
- ・ 外部専門家、提携 M&A 専門会社、コンサルタント等との連携強化と、M&A アドバイザリー業務の強化
- ・ 取引先の自社株評価の実施と、株式承継に関するソリューションの強化
- ・ 事業承継セミナーや M&A セミナー、次世代向け経営塾の定期的な開催と、事業承継ニーズの把握の強化

7. 剰余金の処分の方針

(1) 配当に対する方針

① 33FGの配当に対する方針

株主に対する利益還元を最重要施策の一つと位置づけ、内部留保による自己資本の充実と長期安定的な経営基盤の拡充を図りつつ、安定した配当を維持することを基本方針としております。

なお、平成31年3月期は、普通株式については1株当たり72円（中間配当金36円、期末配当金36円）の配当を実施し、第一種優先株式については定款及び発行要項の定めに従い配当を実施することを予定しております。

② 第三銀行の配当に対する方針

当行は持株会社である33FGの完全子会社であり、配当については、当行から持株会社に対して行われることとなります。

今後も、経営強化計画の着実な実現に取り組むとともに、安定的な配当の実施に努めてまいります。

なお、平成30年3月期の配当については、普通株式、優先株式とも期末配当のみとし、普通株式については1株あたり50円の配当を実施し、優先株式については定款及び発行要項の定めに従い、所定の配当を実施いたしました。

(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針

① 33FGの報酬及び賞与に対する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、その役割と責務に相応しいものにするとともに、グループの安定的かつ持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向けた意欲を高めることができるよう、適切、公正かつバランスの取れたものとし、株主総会で承認された報酬額の範囲内で、社外取締役を委員長とする報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、取締役会において承認された方法に従って決定します。

また、監査等委員である取締役の報酬は、業務に関与する時間と職責が反映され、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含まない体系とし、株主総会で承認された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議に従って決定します。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、確定金額報酬のみの構成となっておりますが、当該取締役は子銀行の取締役等を兼職しており、子銀行のインセンティブ報酬等により、バランスのとれた報酬体系となっております。

② 第三銀行の報酬及び賞与に対する方針

役員に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬型ストック・オプションの構成としておりましたが、33FGの設立に伴い、株式報酬型ストック・オプション制度に代わるインセンティブ報酬として、平成30年8月より「株式給付信託（BBT）」を新たに導入する予定です。

また、監査等委員である取締役の報酬制度は、確定金額報酬のみとしております。

(3) 財源確保の方策

経営強化計画の着実な実行により、収益力の強化と業務の効率化を図り、安定した利益を確保することにより、計画に沿って利益剰余金を積み上げてまいります。

経営強化計画の着実な達成を確保するため、頭取を委員長とし、取締役を中心に構成する「リスク管理委員会」において、3ヶ月毎に計画の進捗管理を行い、適切な計画の実施を確保しております。

今後、経営強化計画の着実な実行により収益力を強化し、コア業務純益の安定的な増加を図ることによって、平成36年3月末において、利益剰余金は355億円まで積み上がる見込みで、公的資金300億円の返済原資となります。

【当期純利益、利益剰余金残高の実績・計画（表30）】 (単位：億円)

	21/3 月末 実績	22/3 月末 実績	23/3 月末 実績	24/3 月末 実績	25/3 月末 実績	26/3 月末 実績	27/3 月末 実績	28/3 月末 実績
当期純利益	△276	22	32	23	19	44	41	36
利益剰余金	7	18	39	49	54	87	111	134
	29/3 月末 実績	30/3 月末 実績	31/3 月末 計画	32/3 月末 計画	33/3 月末 計画	34/3 月末 計画	35/3 月末 計画	36/3 月末 計画
当期純利益	32	43	41	43	45	37	41	42
利益剰余金	154	187	209	240	273	297	325	355

*利益剰余金は、普通株式及び優先株式の配当額を当期純利益に対応する年度から控除しております。

*第4次経営強化計画期間においては、有価証券関係損益を各期11億円として試算しておりますが、第4次経営強化計画終了後の平成34年3月期の当期純利益について、有価証券関係損益を織り込んでいないため、平成33年3月期計画の水準を一旦は下回る見込みとしていますが、平成34年3月期以降についても、経営強化計画の諸施策の継続的な実行による収益増を見込み、当期純利益は、徐々に増加していく計画としています。

8. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等

① 33FG 及び第三銀行の内部統制基本方針

イ. 33FG の内部統制基本方針

33FG では、業務の適正を確保する体制を整備するにあたり、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議制定しております。

また、「グループ経営管理規程」に基づき、子銀行の意思決定及び業務執行に関して協議または報告を求めることとしております。

ロ. 第三銀行の内部統制基本方針

会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議制定しております。

また、連結子会社については、総合企画部が責任部署として、関連会社管理規程に基づき各連結子会社を適切に管理するとともに、関連会社に所在する各種リスクについては、リスク統括部が総合的に管理する仕組みとしております。

当行グループにおいては、取締役会及び監査等委員会による経営のモニタリングについて、主要な監督対象であるリスク管理態勢・コンプライアンス態勢を包括した内部管理態勢を構築しております。

② 33FG の財務報告に係る内部統制の基本方針

33FG は、「内部統制システムの基本方針」の中で、グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の適正な整備と運用を図るための態勢の構築を掲げております。

そのため、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」への対応として、取締役会において「財務報告に係るグループ内部統制規程」を制定し、経営企画部が、グループにおける財務報告に係る内部統制に関する全社的な管理を行うこととしております。

③ 33FG 及び第三銀行の内部監査、監査等委員会監査及び会計監査

イ. 33FG の内部監査、監査等委員会及び会計監査

33FG では、監査体制を充実させるため、取締役会直轄の組織として監査部を設置し、グループ内会社の内部監査部門を統括するとともに、33FG 各部門が行う業務を対象として監査を実施するほか、必要に応じて、法令等に抵触しない範囲で、グループ内会社の業務について直接監査を実施することとしております。

監査部は、取締役会で制定した「内部監査規程」に基づき、監査対象部門から不当な制約を受けることなく独立した組織として監査業務を遂行し、33FG 及びグループ内会社の業務全般にわたり、法令・規程・コンプライアンス違反等の有無を厳格に監視するとともに、リスク管理態勢や内部統制の有

効性及び効率性の検証を行い、監査結果を定期的に取り締役会へ報告することとしております。

なお、監査部は、監査等委員会や外部監査人と協力関係を維持し、情報の交換を行うなど、有効かつ効率的な監査の実施に努めることとしております。

監査等委員（会）は、監査等委員会で制定した「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に基づき、33FG 及びグループ内会社への業務監査を通じて、内部管理態勢を検証するとともに、取締役会での議決への関与を行い、取締役の職務執行の適法性と妥当性に関する監査・監督を行うこととしております。

33FG の会計監査人は、有限責任あずさ監査法人です。

ロ. 第三銀行の内部監査、監査等委員会及び会計監査

取締役会直轄の組織として監査部を設置し、行内の全般監査を実施しております。

監査部は、取締役会で制定した「内部監査規程」に基づき、執行部門から独立した内部監査部門として監査を遂行し、当行及び連結子会社の業務全般にわたり、法令・規程・コンプライアンス違反等の有無を厳格に監視するとともに、リスク管理態勢や内部統制の有効性及び効率性の検証を行っており、監査結果を定期的に取り締役会へ報告しております。

また、監査部は、監査計画、監査結果について当行の監査等委員会に定期的に報告を行うとともに、随時、意見・情報交換等を実施しているほか、本部各部の監査結果示達時には常勤の監査等委員である取締役も同席し認識の共有化を図っております。

今後も、経営強化計画を本部及び営業店が実践する中で、監査やオフサイトモニタリングを実施し、各リスク管理態勢の適切性及び有効性について、深度ある検証・評価するなど内部監査のアシュアランス機能を強化するとともに、要改善事項に対する改善方法の積極的な提言やフォローアップを行うなどコンサルティング機能を強化してまいります。

また、監査等委員会との連携を引き続き図るとともに、33FG の監査等委員会や監査部との連携を強化し、監査機能の発揮に努めてまいります。

監査等委員（会）は、監査等委員会で制定した「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に基づき、当行及び連結子会社への業務監査を通じて、内部管理態勢を検証するとともに、監査等委員は、取締役会での議決への関与を行い、取締役の職務執行の適法性と妥当性に関する監査・監督を行っております。

また、監査等委員（会）は、会計監査人及び内部統制部門とも定期的に会合を持つなど連携を保ち、効率的な監査・監督の実施に努めております。

当行の会計監査人は、新日本有限責任監査法人です。

A. コンプライアンス態勢の監査

法令等遵守体制、法令等違反の有無、職員のコンプライアンス認識・理解度、浸透度などを監査項目とし、監査を実施しております。

今後も、コンプライアンス態勢の検証の強化に努めてまいります。

B. 顧客保護等管理態勢の監査

リスク商品等に係る監査項目については、必要に応じ随時見直しを行い、見直しによる顧客説明態勢監査の充実を図る体制としております。

また、顧客サポート等に係る苦情、相談への対応、顧客情報管理、外部委託管理を中心として検証の強化に努めております。

今後も、お客さまの保護及び利便性の向上に係る実効性の確保を図るため、顧客保護等管理態勢の検証の強化に努めてまいります。

C. 各種リスク管理態勢の監査

信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク）について、担当部及び営業店での管理の状況と有効性の検証強化に努めるとともに、監査で認識された不備不適事項について所管部との議論を通じて改善策を検討するなど、監査の実効性の確保と不備不適事項の改善を図るため、各種リスク管理態勢の検証の強化に努めております。

（2）各種のリスク管理の状況及び今後の方針等

統合的リスク管理、信用リスク管理及び市場リスク管理については、前記「5. (2) リスク管理の体制の強化のための方策」に記載のとおりです。

その他のリスク管理の状況は次のとおりです。

① 流動性リスク管理

流動性リスク管理の基本方針に基づき、資金繰りリスク及び市場流動性リスクから成る流動性リスクを適切に把握しております。

また、流動性カバレッジ比率（簡易 LCR30 日考慮型）を算出するとともに、当該比率に基づく管理基準を設けております。

今後も、流動性リスク管理の基本方針に基づき、資金繰りリスク及び市場流動性リスクから成る流動性リスクを適切に把握してまいります。

② 事務リスク管理

事務リスクを適切に評価し軽減させるために、部室店内検査体制及び事務指導体制を整備し、その結果に基づく改善・指導を行っております。

具体的には、部室店内検査結果、本部監査結果、事務事故発生状況等を勘案したうえで指導店舗を選定し、それぞれの店舗の状況に応じた改善指導を実施しております。

また、事務事故発生原因の分析を高度化し、事務事故等発生者の属性分析

や時系列分析により、発生傾向や原因を分析し、再発防止策を講じていくことに加え、CSA（Control Self-Assessment）の視点を取入れ、事務事故等の発生事象毎に、想定損失や発生頻度等を指標とした事務リスクの計量化を試行的に実施のうえ、リスク管理委員会にその結果を報告するとともに、リスクの高い事務事故については、事務プロセス上の課題や事務体制上の課題等の検証を実施するなど再発防止策を講じております。

さらに、事務事故等削減会議等において、事後のフォローや再発防止策の検討を行い、適宜必要な対策を実施しております。

今後も、上記取組みを継続的に実施するとともに、試行的に実施している事務リスクの計量化について、これまで得られた情報の分析・精緻化を図り、より実効性のある再発防止策の検討・実施に繋げていくなど、事務品質の向上に向けた取組みを強化してまいります。

③ システムリスク管理

情報資産の保護及びシステム全般に係るリスクを把握し管理するという基本方針に基づき、自営システムにおいては、開発の委託先である日立製作所との定例会（週次、月次）の実施、EUCシステムを含むシステムリスク評価（年1回）の実施、システム性能及び資源容量の評価（年2回）の実施などにより、システム全般に係るリスクを適切に把握し管理しております。

また、基幹系システム（「NEXTBASE」）に対するシステムリスク管理は以下の態勢で取り組んでおります。

A. 運用状況の把握

毎月、日立製作所と共同で稼働報告会を実施し、システムの稼働状況、障害の発生状況や原因・対策、サービス水準に関する合意（SLA）の遵守状況、開発案件の進捗状況等の評価報告を受け、問題がないか確認する態勢とし、システムの運用状況を把握しております。

B. システム監査

加盟行共同によるFISC（財団法人 金融情報システムセンター）のシステム監査指針に基づいたシステム監査を毎年実施する態勢とし、「NEXTBASE」に対するシステム監査を実施しております。

今後も、上記取組みを継続し、システム障害やサイバー攻撃による顧客情報漏洩などシステムリスクに対する取組みを強化するとともに、適切な管理を実施してまいります。

④ 法務リスク管理

法令等の遵守違反及び取引上の契約関係において、法律関係における不確実性等が生じることにより被るリスクの軽減を図るという法務リスク管理の基本方針を「リスク・マネージメント・トータル・プラン」に定めるとも

に、その下位規定として「法務リスク管理規定」を制定し、全ての業務に存在する法務リスクについて適切に把握するため、行内文書、行外向文書、契約書類、その他リーガルチェックを必要とする取引及び業務について網羅的にリーガルチェックを実施する体制としております。

今後も、上記体制の下、チェックを一層強化すること等により、法務リスクの軽減に努めてまいります。

(3) 経営強化計画の適切な運営管理

頭取を委員長とし、取締役を中心に構成する「リスク管理委員会」において、3ヶ月毎に計画の進捗管理を行い、適切な計画の実施を確保しております。

また、収益状況、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化のための方策、中小規模事業者等向け信用供与の残高及び経営改善支援等の取組状況等については、関連部長で構成する「経営強化計画WG（ワーキンググループ）」で月次で管理するとともに、経営強化計画で掲げる施策について、地域別の収益状況を算出したうえで施策相互の関連分析や検証を実施するなど、今後の安定的な収益確保に向けた取組みを実施しているほか、リスク管理態勢の強化に関する関連部長を「経営強化計画WG」に加え、リスク管理態勢の強化に係る各施策に対する工程表を策定のうえ、その進捗管理を実施しております。

また、本計画における重要施策である「三重県中南部地域活性推進プロジェクト」、「事業性評価に基づく融資や本業支援の強化」並びに「経営改善計画策定先等のミドルリスク先への経営改善支援」に関する諸施策の実効性向上を図るため、「三重県中南部地域活性化推進プロジェクトワーキンググループ」を組成のうえ、同ワーキンググループの中で、適切な進捗管理を実施しております。

本経営強化計画においても、「リスク管理委員会」において、3ヶ月毎に計画の進捗管理を実施していくほか、毎月「経営強化計画WG」を開催のうえ、収益状況、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化のための方策、中小規模事業者等向け信用供与の残高及び経営改善支援等の取組状況はもとより、リスク管理態勢の強化策の進捗状況など、現計画で掲げる諸施策の取組状況を管理し、経営強化計画の着実な達成を確保してまいります。

また、33FGでは、取締役会及びグループ経営会議において、経営強化計画の策定及び履行状況について決議・報告を受ける体制を構築しており、PDCAサイクルを有効に機能させ、経営強化計画の進捗管理を適切に実施してまいります。

9. 協定銀行が現に保有する取得株式等に係る事項

平成 30 年 4 月の持株会社設立による三重銀行との経営統合に伴い、優先株式にかかる株式移転にあたり、株式移転比率に基づき、第三銀行 A 種優先株式 1 株につき三十三フィナンシャルグループ第一種優先株式 0.7 株の割合をもって割当交付いたしました。

種類		株式会社第三銀行 A 種優先株式	株式会社三十三フィナンシャルグループ 第一種優先株式	
払込期日／発行日		平成 21 年 9 月 30 日	平成 30 年 4 月 2 日	株式移転効力発生日に発行
発行済株式数 (株)		60,000,000 [6,000,000]	4,200,000	株式移転比率 1:0.7 で移転
発行総額 (百万円)		30,000	30,000	第三銀行 A 種優先株式と同条件
1 株あたり払込額 (円)		500 [5,000]	(5,000÷0.7)	株式移転比率で調整
剰余金の 配当	優先配当金 (円)	第三銀行 A 種優先株式 1 株につき、500 [5,000] × (日本円 TIBOR12 ヶ月物 +1.00%)	三十三フィナンシャルグループ第一種優先株式 1 株につき、5,000 円 ÷ 0.7 × (日本円 TIBOR12 ヶ月物 +1.00%)	第三銀行 A 種優先株式と同条件
	累積／非累積	非累積	非累積	第三銀行 A 種優先株式と同条件
	参加／非参加	非参加	非参加	第三銀行 A 種優先株式と同条件
残余財産 の分配	交付財産	金銭	金銭	第三銀行 A 種優先株式と同条件
	1 株あたり優先分配額 (円)	500 [5,000] + 経過優先配当金相当額	(5,000 ÷ 0.7) + 経過優先配当金相当額	株式移転比率で調整
	参加／非参加	非参加	非参加	第三銀行 A 種優先株式と同条件
議決権		なし (但し、優先配当支払停止時には議決権が発生)	なし (但し、優先配当支払停止時には議決権が発生)	第三銀行 A 種優先株式と同条件
取得請求 権 (株式 対価)	請求期間	平成 24 年 10 月 1 日 ～平成 36 年 9 月 30 日	平成 30 年 4 月 2 日 ～平成 36 年 9 月 30 日	新設持株会社設立の日より
	交付財産	第三銀行普通株式	株式会社三十三フィナンシャルグループ普通株式	新設持株会社株式に変更
	取得価額 修正期間	平成 24 年 10 月 1 日 ～平成 36 年 9 月 30 日	平成 30 年 4 月 2 日 ～平成 36 年 9 月 30 日	新設持株会社設立の日より
	取得価額 修正頻度	月次	月次	第三銀行 A 種優先株式と同条件
	取得価額 修正方法	毎月第 3 金曜日 (決定日) までの 5 連続取引日の終値の平均値を、決定日の翌日以降次回決定日まで適用 (但し、下限取得価額を下回る場合は下限取得価額を適用)	毎月第 3 金曜日 (決定日) までの 5 連続取引日の終値の平均値を、決定日の翌日以降次回決定日まで適用 (但し、下限取得価額を下回る場合は下限取得価額を適用)	第三銀行 A 種優先株式と同条件
取得請求 権 (株式 対価)	当初取得価額 (円)	148	2,271	
	決定方法	平成 24 年 10 月 1 日に先立つ 5 連続取引日の終値の平均値 (但し、下限取得価額を下回る場合は下限取得価額を適用)	平成 30 年 3 月の第 3 金曜日までの直近の 5 連続取引日の第三銀行の普通株式の終値の平均値 ÷ 0.7 (但し、下限取得価額を下回る場合は下限取得価額を適用)	
	下限取得価額 (円)	101 [1,005]	1,005 ÷ 0.7	株式移転比率で調整
	一般的な調整条項	あり	あり	第三銀行 A 種優先株式と同条件
取得条項 (株式対 価)	一斉取得日	平成 36 年 10 月 1 日	平成 36 年 10 月 1 日	第三銀行 A 種優先株式と同条件
	交付財産	第三銀行普通株式	株式会社三十三フィナンシャルグループ普通株式	新設持株会社株式に変更
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の終値の平均値に相当する金額 (但し、下限取得価額を下回る場合は下限取得価額を適用)	一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の終値の平均値に相当する金額 (但し、下限取得価額を下回る場合は下限取得価額を適用)	第三銀行 A 種優先株式と同条件
取得条項 (金銭対)	取得可能期間	平成 31 年 10 月 1 日～	平成 31 年 10 月 1 日～	第三銀行 A 種優先株式と同条件
	取得条件	取得の決議をする取締役会	取得の決議をする取締役会	第三銀行 A 種優先株式と同条件

価)		開催日までの 30 連続取引日の全ての日において終値が下限取得価額を下回る場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合	開催日までの 30 連続取引日の全ての日において終値が下限取得価額を下回る場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合	
	1 株あたり交付財産 (円)	500 [5,000] +経過優先配当金相当額	(5,000÷0.7)+経過優先配当金相当額	株式移転比率で調整

平成 28 年 10 月 1 日付で A 種優先株式 10 株につき 1 株の割合で株式併合を実施しております。

[] 内の数値は当該株式併合を実施した後の数値です。

① 33FG が株式会社整理回収機構に対して発行した株式の発行金額・条件
発行金額・条件については、下記の通りです。

	項目	内容
1	種類	株式会社三十三フィナンシャルグループ第一種優先株式
2	申込期日（払込日）	平成 30 年 4 月 2 日
3	発行価額	1 株につき 5,000 円 ÷ 0.7
4	発行総額	30,000 百万円
5	発行株式数	4,200,000 株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、本優先株式の発行時に第三銀行が発行する A 種優先株式の株主が同銀行株主総会において全ての事項について議決権を行使することができるときはその発行時より、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	12 ヶ月 日本円 TIBOR+1.00% ただし、8%を上限とする
	優先中間配当	本優先配当金の 2 分の 1 を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の配分	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式 1 株につき、5,000 円を 0.7 で除した金額に経過本優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の配分は行わない。
9	取得請求権 （転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当社が本優先株式を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成 30 年 4 月 2 日
	取得請求期間の終了日	平成 36 年 9 月 30 日
	当初取得価額 （当初転換価額）	平成 30 年 4 月 2 日の時価 ただし、当該時価が下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。平成 30 年 4 月 2 日の時価とは、平成 30 年 3 月の第 3 金曜日（当日を含む。）までの直近の 5 連続取引日の株式会社東京証券取引所における第三銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額を 0.7 で除した金額。（※終値：第三銀行の普通株式の終値。気配表示を含む。以下同様）
	取得請求期間中の取得価額修正	毎月第 3 金曜日の翌日以降、決定日（当日を含む。）までの直近の 5 連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	1,005 円 ÷ 0.7
10	金銭を対価とする取得条項	当社は、平成 31 年 10 月 1 日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会開催日までの 30 連続取引日（当該日含む）の全ての日において当社の普通株式の終値が取得価額の下限を下回っており、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に限り）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を金銭を取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式 1 株につき、5,000 円を 0.7 で除した金額に経過本優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という）をもって取得する。当社は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、各本優先株主に対し、その有する本優先株式に 5,000 円を 0.7 で除した金額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	1,005 円 ÷ 0.7

② 第三銀行が33FGに対して発行した株式の発行金額・条件

発行金額・条件については、下記の通りです。

	項目	内容
1	種類	株式会社第三銀行 A 種優先株式
2	申込期日 (払込日)	平成 21 年 9 月 30 日
3	発行価額	1 株につき 500 円 [5,000]
	非資本組入れ額	1 株につき 250 円 [2,500]
4	発行総額	30,000 百万円
5	発行株式数	60 百万株 [6 百万株]
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部 (本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額) の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部 (本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額) の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	12 ヶ月 日本円 TIBOR+1.00% (平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成 22 年 3 月 31 日までの間の日数で日割計算により算出される割合とする) ただし、8%を上限とする
	優先中間配当	本優先配当金の 2 分の 1 を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の配分	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の配分は行わない。
9	取得請求権 (転換予約権)	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成 24 年 10 月 1 日
	取得請求期間の終了日	平成 36 年 9 月 30 日
	当初取得価額 (当初転換価額)	取得請求期間の初日に先立つ 5 連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。 (※5 連続取引日は、取得請求期間の初日を含まず、東京証券取引所における当銀行の普通株式の終値が算出されない日を除く。)
	取得請求期間中の取得価額修正	取得価額請求期間において、毎月第 3 金曜日の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の 5 連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	発行決議日から(当該日含まない)の 5 連続取引日における終値の平均値の 50%に相当する金額
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成 31 年 10 月 1 日以降、取締役会が別に定める日(当該取締役会開催日までの 30 連続取引日(当該日含む)の全ての日において終値が取得価額の下限を下回っており、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に限り)が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式 1 株につき、本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の終了日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日(以下、「一斉取得日」という)をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	発行決議日から(当該日含まない)の 5 連続取引日における終値の平均値の 50%に相当する金額

平成 28 年 10 月 1 日付で A 種優先株式 10 株につき 1 株の割合で株式併合を実施しております。

[] 内の数値は当該株式併合を考慮した数値です。

10. 機能強化のための計画の前提条件

(前提となる経済環境)

国内経済は、世界の IT 需要の増加や中国経済の改善を背景に、外需主導で緩やかに回復し、企業収益は改善していることに加え、公共投資の下支えもあることから、景気は回復基調を維持しております。

一方、平成 31 年 10 月に予定されている消費増税による駆け込み需要の反動減から落ち込む時期も想定されますが、計画期間における国内経済は、全般に緩やかな回復基調で推移するものと予想しております。

(金利)

デフレ脱却に向け、日本銀行による金融緩和政策は長期化していることから、政策金利は引き続き低水準で据え置かれると予想しております。

こうしたことから、計画期間における国内金利は、現行程度の水準で推移するものと予想しております。

(為替)

日本の貿易収支は、世界経済の緩やかな回復を受け、先行き黒字基調にて推移すると予想されることから、貿易を通じた為替需給の面からは、円安圧力が加わるものと予想されます。また、米国の政策金利の上昇も予想されますが、計画期間における為替（円／ドル）は、現状の水準で推移するものと予想しております。

(株価)

世界経済の緩やかな回復及びオリンピック関連の投資等による企業業績の更なる改善が期待されるものの、平成 31 年 10 月に予定されている消費税増税後の国内景気の見通しも不透明であることから、計画期間における株価は、保守的に予想しております。

【各種指標（表 31）】

指標	30/3 実績	30/5 実績	30/9 前提	31/3 前提	31/9 前提	32/3 前提	32/9 前提	33/3 前提
無担保コール翌日物(%)	△0.068	△0.065	△0.065	△0.065	△0.065	△0.065	△0.065	△0.065
TIBOR 3M(%)	0.069	0.069	0.069	0.069	0.069	0.069	0.069	0.069
新発 10 年国債利回り(%)	0.045	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
ドル/円 為替レート(円)	106.24	108.70	108.00	108.00	108.00	108.00	108.00	108.00
日経平均株価(円)	21,454	22,171	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000

*平成 30 年 3 月及び平成 30 年 5 月の各実績値は、以下によります。

1. 無担保コール翌日物は、短資協会が公表する加重平均レート
2. TIBOR 3M は、全国銀行協会が公表する全銀協 TIBOR
3. 新発 10 年国債利回りは、日本相互証券㈱が公表する終値（単利）レート
4. ドル/円 為替レートは、三菱 UFJ 銀行が公表する午前 10 時時点の仲値レート
5. 日経平均株価は、終値

内閣府令第3条第1項第2号に掲げる書類

1. 株式会社三十三フィナンシャルグループ	
・ 持株会社の収支見込み	・・・ 1
・ 持株会社、三重銀行（連結）及び第三銀行（連結）合算の収支見込み	・・・ 2
・ 持株会社、三重銀行（連結）及び第三銀行（連結）合算の自己資本比率見込み	・・・ 3
・ 持株会社、三重銀行（連結）及び第三銀行（連結）合算の貸借対照表見込み	・・・ 5
2. 株式会社第三銀行	
● 貸借対照表等	
〔連結〕	
・ 第109期末（平成30年3月31日現在）連結貸借対照表	・・・ 6
・ 第109期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 連結損益計算書	・・・ 7
・ 第109期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 連結株主資本等変動計算書	・・・ 8
・ 連結注記表	・・・ 9
〔単体〕	
・ 第109期末（平成30年3月31日現在）貸借対照表	・・・ 27
・ 第109期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）損益計算書	・・・ 28
・ 第109期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 株主資本等変動計算書	・・・ 29
・ 個別注記表	・・・ 30
● 自己資本比率を記載した書面	
〔連結〕	
・ 連結自己資本比率の状況	・・・ 42
〔単体〕	
・ 自己資本比率の状況	・・・ 42
● 最近の日計表	
・ 末残日計表（平成30年5月末現在）	・・・ 43
・ 月中平残日計表（平成30年5月中平残）	・・・ 44

1. 株式会社三十三フィナンシャルグループ

持株会社の収支見込み

(単位：百万円)

	計画		
	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	2,881	2,828	2,828
受取配当金	2,214	2,214	2,214
経営管理料	667	614	614
営業費用	594	585	585
販売費及び一般管理費	594	585	585
営業利益	2,287	2,243	2,243
営業外収益			
営業外費用	41		
経常利益	2,246	2,243	2,243
特別利益			
特別損失			
税引前当期純利益	2,246	2,243	2,243
法人税等合計	10	9	9
当期純利益	2,236	2,234	2,234

持株会社、三重銀行（連結）及び第三銀行（連結）合算の収支見込み

（単位：百万円）

	実績		計画		
	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
経常収益	58,752	57,973	57,084	57,017	57,281
資金運用収益	41,115	40,576	39,762	39,343	39,235
貸出金利息	31,077	29,864	29,428	29,210	29,229
有価証券利息配当金	9,844	10,520	10,129	9,936	9,790
コールローン利息及び買入手形利息	23	24	25	25	25
預け金利息	103	115	117	117	117
その他の受入利息	64	50	63	55	74
役務取引等収益	12,050	12,222	13,547	13,934	14,424
その他業務収益	2,017	1,709	1,384	1,414	1,444
その他経常収益	3,566	3,463	2,391	2,326	2,178
経常費用	49,011	47,792	45,485	45,136	45,124
資金調達費用	3,093	1,784	1,411	1,172	1,020
預金利息	2,129	1,222	1,077	983	940
譲渡性預金利息	48	9	10	10	10
コールマネー利息及び売渡手形利息					
債券貸借取引支払利息	14	19	19	19	19
借用金利息	185	5			
社債利息	27				
その他の支払利息	688	526	305	160	51
役務取引等費用	4,199	4,378	4,145	4,273	4,402
その他業務費用	181	475	40	40	40
営業経費	38,852	38,753	38,593	38,277	38,275
その他経常費用	2,681	2,398	1,296	1,374	1,387
貸倒引当金繰入額	1,285	1,233	1,070	1,183	1,214
その他の経常費用	1,156	945	226	191	173
単体経常利益	9,741	10,180	11,599	11,881	12,157
（参考）連単差	1,079	654	1,187	1,184	1,184
連結経常利益	10,820	10,834	12,786	13,065	13,341
特別損益	▲ 260	▲ 519	▲ 500	▲ 150	▲ 150
税金等調整前当期純利益	9,479	9,660	11,099	11,731	12,007
法人税等合計	3,037	1,793	3,189	3,389	3,490
単体当期純利益	6,441	7,867	7,910	8,340	8,520
（参考）連単差	664	246	48,843	740	740
連結当期純利益	7,105	8,113	56,753	9,080	9,260
非支配株主に帰属する当期純利益	263	110	290	290	290
親会社株主に帰属する当期純利益	6,841	8,002	56,463	8,790	8,970

持株会社、三重銀行（連結）及び第三銀行（連結）合算の自己資本比率見込み

（単位：百万円、％）

	実績		計画		
	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	150,165	156,047	160,772	166,898	173,204
うち、資本金及び資本剰余金の額	66,596	65,574	65,576	65,576	65,576
うち、利益剰余金の額	86,354	92,155	96,926	103,052	109,358
うち、自己株式の額（▲）	1,085				
うち、社外流出予定額（▲）	1,700	1,682	1,730	1,730	1,730
うち、上記以外に該当するものの額					
普通株式又は強制転換条件付優先株式に係る新株予約権の額	133				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,597	2,798	2,525	2,508	2,452
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,597	2,798	2,525	2,508	2,452
うち、適格引当金コア資本算入額					
適格旧非累積永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	4,909	1,511			
公的機関による資本増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
土地再評価と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,060	1,711	1,444	1,155	866
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	189,865	192,069	194,741	200,561	206,522
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3,102	3,074	4,380	4,196	4,011
うち、のれんに係るものの額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,102	3,074	4,380	4,196	4,011
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
前払年金費用の額	1,476	1,817	2,257	2,391	2,421
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	3	2	4	4	4
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少額出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る十パーセント基準超過額					
特定項目に係る十五パーセント基準超過額					
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4,582	4,894	6,641	6,591	6,436
自己資本					
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	185,282	187,174	188,100	193,970	200,086
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額	2,199,115	2,254,632	2,301,904	2,344,154	2,390,561
うち、経過措置によりリスク・アセット等	▲13,123	▲7,246	▲3,392	▲2,942	▲1,442

うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	▲22,719	▲14,808	▲9,932	▲9,482	▲7,982
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	2,068	768			
うち、繰延税金資産					
うち、前払年金費用	984	454			
うち、上記以外に該当するものの額	6,542	6,339	6,540	6,540	6,540
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	91,073	90,166	92,268	92,968	93,468
信用リスク・アセット調整額					
オペレーショナル・リスク相当額調整額					
リスク・アセット等の額の合計額（二）	2,290,189	2,344,799	2,394,172	2,437,122	2,484,028
自己資本比率					
自己資本比率（（ハ）／（二））	8.09%	7.98%	7.86%	7.96%	8.05%
連結自己資本比率					
連結自己資本	192,489	193,926	213,008	219,245	225,727
（参考）連単差	7,207	6,752	24,909	25,275	25,641
連結リスク・アセット	2,318,792	2,378,930	2,445,310	2,489,264	2,537,175
（参考）連単差	28,603	34,131	51,138	52,142	53,146
連結自己資本比率	8.30%	8.15%	8.71%	8.81%	8.90%

持株会社、三重銀行（連結）及び第三銀行（連結）合算の貸借対照表見込み

（単位：百万円）

	実績		計画		
	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
現金預け金	231,443	282,335	225,662	224,817	225,231
コールローン及び買入手形	3,527	1,593	1,812	1,812	1,812
有価証券	1,035,228	995,601	1,028,087	1,033,087	1,038,087
貸出金	2,641,328	2,646,045	2,689,479	2,726,479	2,766,479
貸倒引当金	▲12,538	▲11,150	▲10,576	▲10,576	▲10,506
単体資産の部合計	3,979,182	4,001,273	4,011,404	4,052,530	4,097,836
（参考）連単差	24,021	30,483	17,716	18,536	19,356
連結資産の部合計	4,003,203	4,031,756	4,029,120	4,071,066	4,117,192
預金	3,457,833	3,490,841	3,512,612	3,548,612	3,587,612
譲渡性預金	99,400	91,202	87,000	87,000	87,000
コールマネー及び売渡手形					
借入金	129,454	112,579	97,590	96,590	96,590
社債	6,989	6,989			
その他引当金	3,201	2,914	2,290	2,290	2,290
単体負債の部合計	3,753,665	3,763,706	3,768,210	3,803,210	3,842,210
（参考）連単差	15,295	21,166	12,941	13,141	13,341
連結負債の部合計	3,768,960	3,784,872	3,781,151	3,816,351	3,855,551
資本金	52,756	52,756	52,756	52,756	52,756
資本剰余金	43,839	42,818	42,816	42,816	42,816
利益剰余金	86,354	92,155	96,975	103,101	109,407
自己株式	▲1,084				
単体純資産の部合計	225,515	237,567	243,194	249,320	255,626
（参考）連単差	8,727	9,315	4,775	5,395	6,015
連結純資産の部合計	234,242	246,882	247,969	254,715	261,641
単体負債及び純資産の部合計	3,979,182	4,001,273	4,011,404	4,052,530	4,097,836
（参考）連単差	24,021	30,483	17,716	18,536	19,356
連結負債及び純資産の部合計	4,003,203	4,031,756	4,029,120	4,071,066	4,117,192

※以上の書類について、実績は三重銀行（連結）と第三銀行（連結）の単純合算であります。
また、計画は持株会社設立に係る許認可申請時に策定した計数であります。

2. 株式会社第三銀行

第109期末（平成30年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	149,404	預 金	1,805,951
商 品 有 価 証 券	1,205	譲 渡 性 預 金	3,000
金 銭 の 信 託	2,446	借 用 金	86,990
有 価 証 券	568,744	外 国 為 替	47
貸 出 金	1,273,240	新 株 予 約 権 付 社 債	6,989
外 国 為 替	5,587	そ の 他 負 債	10,932
そ の 他 資 産	21,896	賞 与 引 当 金	704
有 形 固 定 資 産	23,523	役 員 賞 与 引 当 金	8
建 物	4,856	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,640
土 地	17,187	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	23
リ ー ス 資 産	3	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	276
建 設 仮 勘 定	1	偶 発 損 失 引 当 金	671
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,474	繰 延 税 金 負 債	3,401
無 形 固 定 資 産	3,203	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,660
ソ フ ト ウ ェ ア	3,034	支 払 承 諾	1,692
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	28	負 債 の 部 合 計	1,924,991
リ ー ス 資 産	60	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	80	資 本 金	37,461
繰 延 税 金 資 産	58	資 本 剰 余 金	31,644
支 払 承 諾 見 返	1,692	利 益 剰 余 金	20,065
貸 倒 引 当 金	△ 8,849	(株 主 資 本 合 計)	89,171
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	20,394
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,677
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 780
		(そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計)	23,291
		非 支 配 株 主 持 分	4,699
		純 資 産 の 部 合 計	117,162
資 産 の 部 合 計	2,042,154	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,042,154

第109期 { 平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで } 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		37,141
資金運用収益	22,694	
貸出金利	16,104	
有価証券利息配当金	6,518	
預け金利	39	
その他の受入利息	31	
役員取引等収益	6,491	
その他業務収益	159	
その他経常収益	7,796	
償却債権取立益	3	
その他の経常収益	7,793	
経常費用		31,692
資金調達費用	823	
預金利息	738	
譲渡性預金利息	0	
債券貸借取引支払利息	2	
借入金利息	65	
その他の支払利息	16	
役員取引等費用	2,528	
その他業務費用	65	
営業経費	21,075	
その他経常費用	7,200	
貸倒引当金繰入額	1,501	
その他の経常費用	5,698	
経常利益		5,449
特別利益		162
固定資産処分益	0	
新株予約権戻入益	162	
特別損失		593
固定資産処分損失	24	
減損損失	396	
その他の特別損失	172	
税金等調整前当期純利益		5,018
法人税、住民税及び事業税	688	
法人税等調整額	137	
法人税等合計		825
当期純利益		4,192
非支配株主に帰属する当期純利益		65
親会社株主に帰属する当期純利益		4,127

第109期

〔平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで〕

連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,461	32,665	17,063	△1,023	86,166
当期変動額					
剰余金の配当			△1,262		△1,262
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,127		4,127
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△6		12	6
自己株式の消却		△1,014		1,014	-
土地再評価差額金の取崩			137		137
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△1,021	3,002	1,023	3,004
当期末残高	37,461	31,644	20,065	-	89,171

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	18,796	3,815	△900	21,711	132	4,437	112,447
当期変動額							
剰余金の配当							△1,262
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,127
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							6
自己株式の消却							-
土地再評価差額金の取崩							137
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,598	△137	119	1,580	△132	262	1,710
当期変動額合計	1,598	△137	119	1,580	△132	262	4,715
当期末残高	20,394	3,677	△780	23,291	-	4,699	117,162

連結注記表

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 6社

三銀ビジネス・サービス株式会社
三銀コンピューターサービス株式会社
三銀不動産調査株式会社
三重総合信用株式会社
第三カードサービス株式会社
三重リース株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 2社

さんぎん農業法人投資事業有限責任組合
さんぎん成長事業応援投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

さんぎん農業法人投資事業有限責任組合
さんぎん成長事業応援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上して

おります。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,118百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金

の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12 年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 平成 14 年 2 月 13 日。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、一部の会社で借入金の金利リスクをヘッジするため、金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 142 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 570 百万円、延滞債権額は 28,303 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 239 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 360 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 29,473 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 7,987 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	88,519 百万円
未経過リース料	7 百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,719 百万円
借入金	76,500 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引及び公金事務取扱等の取引の担保として、有価証券 31,112 百万円及びその他資産 159 百万円を差し入れております。

非連結の子会社及び子法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他資産には、保証金 334 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等の額面金額はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 574,664 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるものが 562,461 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

4,834 百万円

- 1 0. 有形固定資産の減価償却累計額 21,267 百万円
- 1 1. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,995 百万円
- 1 2. 新株予約権付社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）6,989 百万円であります。
- 1 3. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 11,263 百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 4 百万円、債権売却損 112 百万円、株式等償却 2 百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落により以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、396 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失
三重県内	営業店舗	土地	172 百万円
	遊休資産	土地	6 百万円
三重県外	営業店舗	土地	214 百万円
	遊休資産	土地	2 百万円

資産のグルーピングについては、営業店舗、ATM コーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。また、連結される子会社及び子法人等は各社を一つの単位としてグルーピングしております。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。また、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを 2.83% で割り引いて算定しております。

3. その他の特別損失は、完全親会社である株式会社三十三フィナンシャルグループ設立に関連して、株式報酬型ストック・オプションとして割り当てていた全ての新株予約権を、平成 30 年 3 月 30 日付をもって当行が無償で取得、消却したことに伴い、その代替措置として新株予約権を保有していた取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員が、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執

行役員のいずれの地位も喪失した時に、相当額を退職慰労金として支給することとし、未払金として計上したものであります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	18,435	—	284	18,151	
A種優先株式	6,000	—	—	6,000	
合計	24,435	—	284	24,151	
自己株式					
普通株式	285	1	287	—	(注)
合計	285	1	287	—	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加 1 千株であります。自己株式の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少が 3 千株、自己株式の消却による減少が 284 千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成 29 年 6 月 23 日 定時株主総 会	普通株式	907 百万円	50.00 円	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 26 日
	A 種優先株式	355 百万円	59.20 円	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 26 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総 額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発 生日
平成 30 年 6 月 19 日 定時株主総 会	普通株式	907 百万円	利益剰余金	50.00 円	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 20 日
	A 種優先株式	338 百万円	利益剰余金	56.40 円	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 20 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、主に中小規模事業者等に対する事業資金のご融資、個人のお客様に対する住宅資金や消費資金等のご融資を行うとともに、リースやクレジットカード等、金融に係る幅広いニーズにお応えする金融サービス事業を行っております。

また、預金者の皆様から預金をお預りするとともに、社債の発行等により資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として中小規模事業者等に対する事業資金や、個人のお客様に対する住宅資金や消費資金等の貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券については、主に国債等債券や株式による運用を行っておりますが、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

預金、社債等については、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、流動性リスクに晒されています。

また、固定金利の貸出金や預金につきましては、市場金利の変動に伴う金利変動リスクに晒されていますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しています。

外貨建の資産、負債につきましては、為替の変動リスクに晒されていますが、一部は為替予約等を行うことにより当該リスクを回避しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、クレジット・ポリシーや融資管理規程等、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部門により行われ、また、権限によっては、経営陣による常務会を開催し審議・報告を行っております。更に、与信管理の状況については、監査部門がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMの手法によって金利の変動リスクを管理しています。リスク管理の基本方針(リスク・マネージメント・トータル・プラン)に基づき、市場関連リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、金利リスク状況の把握、今後の対応等の協議を行っています。日常的には、総合企画部ALM課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次でリスク管理委員会に報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、リスク管理の基本方針(リスク・マネージメント・トータル・プラン)に基づき、市場関連リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、実施状況の把握、今後の対応等の協議を行っています。また、為替予約を利用するなど、為替の変動リスクの低減を図っています。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行グループは、価格の変動リスクに関して、リスク管理の基本方針(リスク・マネージメント・トータル・プラン)に基づき、市場関連リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、実施状況の把握、今後の対応等の協議を行っています。有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会や常務会で検討されており、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門を分離し内部牽制を確立するとともに、「ヘッジとしてのデリバティブ取引取扱規定」に基づき実施されています。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される株式及び債券等、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等です。

当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、過去10年間のリスク変数の推移をもとに、保有期間を60営業日とした場合の合理的な予想変動幅に基づき計算した時価の変動額を市場リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利リスクについては、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、平成 30 年 3 月 31 日現在、合理的な金利の変動として、指標となる長期金利が 13.6 ベーシス・ポイント上昇したものと想定した場合には、当該金融資産と金融負債を相殺した後の純額（資産側）の時価は 3,980 百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

価格変動リスクについては、TOPIX または REIT 指数以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、平成 30 年 3 月 31 日現在、合理的なリスク変数の変動が TOPIX の場合は 10.3%、REIT 指数の場合は 10.9%下落したものと想定した場合には、当該金融資産の時価は 6,373 百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、TOPIX または REIT 指数を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、TOPIX または REIT 指数とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

なお、将来においてリスク変数の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。また、BPV（ベーシス・ポイント・バリュー）等の感応度による市場リスクの定量情報は、前提条件等に基づいて算定した値であり、最大損失の予測を意図するものではありません。さらに、将来の市場の状況は、過去とは大幅に異なることがあります。

③ 流動性リスクの管理

当行グループは、流動性リスクに関して、リスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に基づき、流動性リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、資産・負債の両面から流動性についての評価を行い、資金調達可能時点と金額等を把握するなど、流動性リスクの低減を図っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注 2）参照。

(単位：百万円)

	連結貸借対 照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	149,404	149,404	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	1,205	1,205	—
(3) 有価証券 その他有価証券	565,547	565,547	—
(4) 貸出金 貸倒引当金 (* 1)	1,273,240 △ 7,380		
	1,265,859	1,271,441	5,581
資産計	1,982,017	1,987,599	5,581
(1) 預金	1,805,951	1,806,122	170
(2) 譲渡性預金	3,000	3,000	—
(3) 借用金	86,990	86,877	△ 114
負債計	1,895,942	1,895,999	57
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	882	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	△ 0	—
デリバティブ取引計	—	881	—

- (* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (* 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」は、金利スワップの特例処理によるものであります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものを市場金利で割引くことで時価を算出する方式にて現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものを市場金利で割引くことにより時価を算定しております。ただし、固定金利によるもののうち、住宅ローン等の消費者ローンについては、ローンの種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、約定期間が短期間（1年以内）のもの、又は変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間（1年超）で固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の

合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)及び通貨関連取引(為替予約、通貨オプション)であり、割引現在価値・取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1) (*2)	2,172
② 非上場外国証券(*1)	8
③ 組合出資金(*3)	873
合 計	3,053

- (*1) 非上場株式及び非上場外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 当連結会計年度において、非上場株式について2百万円減損処理額を行っております。
- (*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	113,767	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	97,041	154,656	105,662	61,847	43,719	47,469
貸出金(*)	245,034	251,768	146,133	97,861	106,619	256,598
合 計	455,842	406,424	251,795	159,708	150,338	304,067

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない28,874百万円、期間の定めのないもの140,353百万円は含めてお

りません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,659,390	128,580	14,116	1,447	2,418	—
譲渡性預金	3,000	—	—	—	—	—
借入金	80,918	4,555	1,517	—	—	—
合計	1,743,308	133,135	15,633	1,447	2,418	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成30年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	4

2. 満期保有目的の債券 (平成30年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券 (平成30年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	31,266	14,966	16,300
	債券	307,287	301,774	5,512
	国債	162,502	159,318	3,183
	地方債	64,182	63,293	888
	社債	80,602	79,162	1,440
	その他	84,340	75,252	9,088
	小計	422,895	391,993	30,901
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	5,165	5,798	△633
	債券	39,101	39,312	△210
	国債	5,932	6,006	△73
	地方債	13,634	13,678	△43
	社債	19,534	19,627	△93
	その他	98,386	101,696	△3,310
	小計	142,652	146,806	△4,154
合計		565,547	538,800	26,747

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）
該当ありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	15,112	1,708	140
債券	14,546	31	-
国債	14,038	26	-
地方債	-	-	-
社債	507	4	-
その他	8,006	100	54
合計	37,664	1,839	194

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

当連結会計年度における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末における時価の簿価に対する下落率が 50%以上の銘柄について一律減損処理することとしております。

下落率が 30%以上 50%未満の銘柄については、時価の推移や発行会社の業績の推移、信用状況を考慮のうえ、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成 30 年 3 月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,446	-

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成 30 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 30 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 36 百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

全てのストック・オプションを平成 30 年 3 月 30 日付けで当行が取得し、消却致しました。

（1 株当たり情報）

1 株当たりの純資産額	4,524 円 37 銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	208 円 72 銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	105 円 90 銭

（重要な後発事象）

当行と株式会社三重銀行との経営統合について

当行と株式会社三重銀行（取締役頭取 渡辺三憲、以下、「三重銀行」といい、当行と三重銀行を総称して、以下、「両行」といいます。）は、平成 29 年 2 月 28 日に両行間で締結した基本合意書（以下、「本基本合意書」といいます。）に基づき、平成 29 年 9 月 15 日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の認可等が得られることを前提として、株式移転の方式により平成 30 年 4 月 2 日をもって両行の完全親会社となる「株式会社三十三フィナンシャルグループ」（以下、「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下、「本件株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本件株式移転の条件等について決議し、同日、当該決議に基づき、両行間で経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成いたしました。

また、平成 29 年 12 月 15 日に開催された両行の臨時株主総会並びに当行の普通株主による種類株主総会及び A 種優先株主による種類株主総会において、株式移転計画は承認され、平成 30 年 4 月 2 日付で共同持株会社が設立されました。

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及び事業の内容

第三銀行 銀行業

（2）企業結合を行った主な理由

両行は、三重県に本店を置く地域金融機関としての社会的使命を果たすことで、地域の皆様の厚いご愛顧の下、確固たる営業基盤と安定的な収益基盤を構築してまいり

ました。しかし、近年、人口減少や高齢化の進展等社会の構造的な問題が及ぼす地域経済への影響の増大に加え、FinTech等の技術革新を通じた異業種からの金融分野への進出による新たな金融競争の発生、市場金利の低下等の金融環境変化がもたらす金融機関同士の競争激化等、地域金融機関の経営環境は大きく変化してきており、こうした環境変化への対応力がこれまで以上に求められているものと認識しております。

こうした環境変化の中、両行は、地域金融機関として地域経済の発展・成長に向けて持続的に貢献していくためには、三重県、愛知県及び近接地域におけるプレゼンスをこれまで以上に発揮できる強固な経営基盤を確立し、将来を見据えた新たなビジネスモデルを確立していく必要があると判断しました。両行は、本基本合意書に基づき、平成30年4月2日を目処に共同株式移転の方式により共同持株会社を設立し経営統合を行うことに向け、協議・検討を進めてまいりましたが、平成29年9月15日、両行が「対等の精神」において経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

(3) 企業結合日

平成30年4月2日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転による共同持株会社の設立

(5) 結合後企業の名称

株式会社三十三フィナンシャルグループ

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準上の取得決定要素に基づいております。

2. 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類別の移転比率

- ① 第三銀行の普通株式1株に対し、共同持株会社の普通株式0.7株
- ② 第三銀行のA種優先株式1株に対し、共同持株会社の第一種優先株式0.7株
- ③ 三重銀行の普通株式1株に対し、共同持株会社の普通株式1株

(2) 算定方法

第三銀行はみずほ証券株式会社を、三重銀行はSMB C日興証券株式会社を、第三者算定機関としてそれぞれ選定しております。

これらの第三者算定機関による算定・分析結果を踏まえて、両行間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、株式移転比率を決定し、合意いたしました。

(3) 交付株式数

- ① 普通株式：26,167,585株
- ② 第一種優先株式：4,200,000株

第109期末（平成30年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	149,368	預 金	1,812,092
現 金	35,636	当 座 預 金	85,818
預 け 金	113,731	普 通 預 金	751,205
商 品 有 価 証 券	1,205	貯 蓄 預 金	10,841
商 品 国 債	581	通 知 預 金	12,476
商 品 地 方 債	623	定 期 預 金	930,867
金 銭 の 信 託	2,446	定 期 積 金	10,695
有 価 証 券	568,007	そ の 他 の 預 金	10,185
国 債	168,434	譲 渡 性 預 金	3,000
地 方 債	77,817	借 用 金	76,579
社 債	100,137	借 入 金	76,579
株 式	37,867	外 国 為 替	47
そ の 他 の 証 券	183,751	売 渡 外 国 為 替	45
貸 出 金	1,276,526	未 払 外 国 為 替	2
手 形 貸 付	39,727	そ の 他 負 債	6,710
証 書 貸 付	1,084,128	未 決 済 為 替 借	246
当 座 貸 越	144,708	未 払 法 人 税 等	116
外 国 為 替	5,587	未 払 費 用	1,737
外 国 他 店 預 け	5,457	前 受 収 益	602
買 入 外 国 為 替	25	給 付 補 填 備 金	2
取 立 外 国 為 替	104	金 融 派 生 商 品	13
そ の 他 資 産	5,006	リ ー ス 債 務	585
未 決 済 為 替 貸	177	資 産 除 去 債 務	205
未 収 収 益	2,009	賞 与 引 当 金	655
金 融 派 生 商 品	16	退 職 給 付 引 当 金	448
そ の 他 の 資 産	2,755	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	276
有 形 固 定 資 産	22,903	偶 発 損 失 引 当 金	671
建 物	4,778	繰 延 税 金 負 債	3,668
土 地	16,981	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,660
リ ー ス 資 産	545	支 払 承 諾	1,692
建 設 仮 勘 定	1	負 債 の 部 合 計	1,915,492
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	596	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	3,128	資 本 金	37,461
ソ フ ト ウ ェ ア	3,023	資 本 剰 余 金	31,674
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	28	資 本 準 備 金	15,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	76	そ の 他 資 本 剰 余 金	16,674
支 払 承 諾 見 返	1,692	利 益 剰 余 金	19,972
貸 倒 引 当 金	△7,225	利 益 準 備 金	2,099
		そ の 他 利 益 剰 余 金	17,873
		繰 越 利 益 剰 余 金	17,873
		株 主 資 本 合 計	89,108
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	20,368
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,677
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	24,046
		純 資 産 の 部 合 計	113,155
資 産 の 部 合 計	2,028,647	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,028,647

第109期 { 平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで } 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	37,461	15,000	17,695	32,695	1,847	14,903	16,750	△ 1,023	85,883
当期変動額									
剰余金の配当						△ 1,262	△ 1,262		△ 1,262
当期純利益						4,347	4,347		4,347
利益準備金の積立					252	△ 252	-		-
自己株式の取得								△ 3	△ 3
自己株式の処分			△ 6	△ 6				12	6
自己株式の消却			△ 1,014	△ 1,014				1,014	-
土地再評価差額金の取崩						137	137		137
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	△ 1,021	△ 1,021	252	2,969	3,222	1,023	3,225
当期末残高	37,461	15,000	16,674	31,674	2,099	17,873	19,972	-	89,108

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	18,788	3,815	22,604	132	108,620
当期変動額					
剰余金の配当					△ 1,262
当期純利益					4,347
利益準備金の積立					-
自己株式の取得					△ 3
自己株式の処分					6
自己株式の消却					-
土地再評価差額金の取崩					137
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,580	△ 137	1,442	△ 132	1,309
当期変動額合計	1,580	△ 137	1,442	△ 132	4,535
当期末残高	20,368	3,677	24,046	-	113,155

個別注記表

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,118百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）により定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引

当てております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。平成 14 年 2 月 13 日。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 226 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 570 百万円、延滞債権額は 27,847 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 238 百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 358 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、

金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,016百万円であります。

なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,987百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 88,519百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,719百万円

借入金 76,500百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引及び公金事務取扱等の取引の担保として、有価証券31,112百万円及びその他資産159百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他の資産には、保証金は323百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等の額面金額はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は572,881百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるものが560,679百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再

評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令
(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号) 第 2 条第 4 号に定める地価
税法に基づいて、(奥行価格補正、
時点修正、近隣売買事例による補
正等) 合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合
計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

4,834 百万円

- | | |
|--|------------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 21,005 百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 1,995 百万円 |
| 12. 新株予約権付社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付され
た無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付) 6,989 百万円であります。 | |
| 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募 (金融商品取引法第 2 条第 3 項) によ
る社債に対する当行の保証債務の額は 11,263 百万円であります。 | |
| 14. 関係会社に対する金銭債権総額 | 3,947 百万円 |
| 15. 関係会社に対する金銭債務総額 | 6,190 百万円 |
| 16. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 | |

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項 (資本金の額及び準備金の額)
の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じ
て得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、252 百万円であ
ります。

(損益計算書関係)

- | | |
|--|-----------|
| 1. 関係会社との取引による収益 | |
| 資金運用取引に係る収益総額 | 47 百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 80 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | -百万円 |
| 関係会社との取引による費用 | |
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0 百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 125 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 1,097 百万円 |
| 2. 当事業年度において、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落により以下の資
産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、396 百万円を減損損失として特別損失
に計上しております。 | |

地域	用途	種類	減損損失
三重県内	営業店舗	土地	172 百万円
	遊休資産	土地	6 百万円
三重県外	営業店舗	土地	214 百万円
	遊休資産	土地	2 百万円

資産のグルーピングについては、営業店舗、ATM コーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。また、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを2.83%で割り引いて算定しております。

3. 関連当事者との取引

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	三重総合信用株式会社	5.0%	貸出金の被保証	当行の債権に対する被保証	303,016 百万円 (注 1)	—	—
				保証料の支払	124 百万円 (注 2)	未払費用	10 百万円
				代位弁済の受入	149 百万円	—	—

(注 1) 当行の債権に対する被保証の取引金額は、被保証額の期末残高であります。

(注 2) 住宅ローンの貸付先から三重総合信用株式会社に直接支払われた保証料は含まれておりません。

4. その他の特別損失は、完全親会社である株式会社三十三フィナンシャルグループ設立に関連して、株式報酬型ストック・オプションとして割り当てていた全ての新株予約権を、平成 30 年 3 月 30 日付をもって当行が無償で取得、消却したことに伴い、その代替措置として新株予約権を保有していた取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員が、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員のいずれの地位も喪失した時に、相当額を退職慰労金として支給することとし、未払金として計上したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	285	1	287	—	(注)
合計	285	1	287	—	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。自己株式の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少が3千株、自己株式の消却による減少が284千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成30年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含ま れた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	4

2. 満期保有目的の債券（平成30年3月31日現在）

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成30年3月31日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は該当ありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	83
組合出資金	142
合計	226

4. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	30,623	14,767	15,855
	債券	307,287	301,774	5,512
	国債	162,502	159,318	3,183
	地方債	64,182	63,293	888
	社債	80,602	79,162	1,440
	その他	84,340	75,252	9,088
	小計	422,251	391,794	30,456
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,143	5,773	△629
	債券	39,101	39,312	△210
	国債	5,932	6,006	△73
	地方債	13,634	13,678	△43
	社債	19,534	19,627	△93
	その他	98,386	101,696	△3,310
	小計	142,631	146,782	△4,150
合計	564,882	538,576	26,306	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,016
その他	881
合計	2,898

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	15,112	1,708	140
債券	14,546	31	-
国債	14,038	26	-
地方債	-	-	-
社債	507	4	-
その他	8,006	100	54
合計	37,664	1,839	194

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

当事業年度における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末における時価の簿価に対する下落率が 50%以上の銘柄について一律減損処理することとしております。

下落率が 30%以上 50%未満の銘柄については、時価の推移や発行会社の業績の推移、信用状況を考慮のうえ、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成 30 年 3 月 31 日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	2,446	-

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成 30 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 30 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,678 百万円
退職給付引当金	732
賞与引当金	196
減価償却費	101
有価証券評価損	3,233
その他	943
繰延税金資産小計	8,885
評価性引当額	△6,599
繰延税金資産合計	2,286
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,936
その他	△17
繰延税金負債合計	△5,954
繰延税金資産(負債)の純額	△3,668 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	4,562円50銭
1株当たりの当期純利益金額	220円85銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	111円55銭

(重要な後発事象)

当行と株式会社三重銀行との経営統合について

当行と株式会社三重銀行(取締役頭取 渡辺三憲、以下、「三重銀行」といい、当行と三重銀行を総称して、以下、「両行」といいます。)は、平成29年2月28日に両行間で締結した基本合意書(以下、「本基本合意書」といいます。)に基づき、平成29年9月15日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の認可等が得られることを前提として、株式移転の方式により平成30年4月2日をもって両行の完全親会社となる「株式会社三十三フィナンシャルグループ」(以下、「共同持株会社」といいます。)を設立すること(以下、「本件株式移転」といいます。)、並びに共同持株会社の概要及び本件株式移転の条件等について決議し、同日、当該決議に基づき、両行間で経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成いたしました。

また、平成29年12月15日に開催された両行の臨時株主総会並びに当行の普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会において、株式移転計画は承認され、平成30年4月2日付で共同持株会社が設立されました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

第三銀行 銀行業

(2) 企業結合を行った主な理由

両行は、三重県に本店を置く地域金融機関としての社会的使命を果たすことで、地域の皆様の厚いご愛顧の下、確固たる営業基盤と安定的な収益基盤を構築してまいりました。しかし、近年、人口減少や高齢化の進展等社会の構造的な問題が及ぼす地域経済への影響の増大に加え、FinTech等の技術革新を通じた異業種からの金融分野への進出による新たな金融競争の発生、市場金利の低下等の金融環境変化がもたらす金融機関同士の競争激化等、地域金融機関の経営環境は大きく変化してきており、こうした環境変化への対応力がこれまで以上に求められているものと認識しております。

こうした環境変化の中、両行は、地域金融機関として地域経済の発展・成長に向けて持続的に貢献していくためには、三重県、愛知県及び近接地域におけるプレゼンスをこれまで以上に発揮できる強固な経営基盤を確立し、将来を見据えた新たなビジネスモデルを確立していく必要があると判断しました。両行は、本基本合意書に基づき、平成30年4月2日を目処に共同株式移転の方式により共同持株会社を設立し経営統合を行うことに向け、協議・検討を進めてまいりましたが、平成29年9月15日、両行が「対等の精神」において経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

(3) 企業結合日

平成30年4月2日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転による共同持株会社の設立

(5) 結合後企業の名称

株式会社三十三フィナンシャルグループ

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準上の取得決定要素に基づいております。

2. 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類別の移転比率

- ①第三銀行の普通株式1株に対し、共同持株会社の普通株式0.7株
- ②第三銀行のA種優先株式1株に対し、共同持株会社の第一種優先株式0.7株
- ③三重銀行の普通株式1株に対し、共同持株会社の普通株式1株

(2) 算定方法

第三銀行はみずほ証券株式会社を、三重銀行はSMB C日興証券株式会社を、第三者算定機関としてそれぞれ選定しております。

これらの第三者算定機関による算定・分析結果を踏まえて、両行間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、株式移転比率を決定し、合意いたしました。

(3) 交付株式数

①普通株式：26,167,585株

②第一種優先株式：4,200,000株

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成30年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.27
2. 連結における自己資本の額	943
3. リスク・アセットの額	11,400
4. 連結総所要自己資本額	456

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成30年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	8.16
2. 単体における自己資本の額	917
3. リスク・アセットの額	11,236
4. 単体総所要自己資本額	449

計表ID	FN001	Ver.201403
基準日(西暦年/月)	2018	5
金融機関コード	0546	
金融機関名	第三銀行	
担当部署	総合企画部財務課	

別紙様式1-1の1

未残日計表(銀行勘定、国内店)
(平成30年5月末現在)

(単位:百万円)

借方			貸方		
科目	コード	金額	科目	コード	金額
現金預け金	16058014	149,171	預当座預金	16059824	1,785,172
(うち切手手形)	16058024	33,409	当座預金	16059844	61,334
外金通貨	16058034	(1,108)	普通預金	16059854	736,958
預け金	16058044	43	貯蓄預金	16109974	10,629
(うち目録預け金)	16058074	115,718	特定定期預金	16059864	5,038
(うち譲渡性預け金)	16058094	(114,863)	定期預金	16059904	947,852
コルマネー	16058104	()	定期預金	16059944	10,645
買入証券	16058124	()	定期預金	16059874	6,317
現預金	16151044	()	定期預金	16059884	242
債券借取引手形	16178174	()	定期預金	16059974	9
入金手形	16058134	()	定期預金	16059984	6,348
有価証券	16058184	()	定期預金	16060004	(10,395)
商品債	16058224	1,239	定期預金	16060054	7,300
商品債	16058234	627	定期預金	16060064	()
商品債	16058244	612	定期預金	16151074	()
商品債	16058254	()	定期預金	16178194	24,594
商品債	16140994	()	定期預金	16060074	()
商品債	16058114	2,422	定期預金	16141004	()
商品債	16058264	556,050	定期預金	16060094	76,563
商品債	16058274	185,324	定期預金	1606104	()
商品債	16058284	(88,645)	定期預金	1606114	()
商品債	16058294	82,452	定期預金	1606124	76,563
商品債	16178184	()	定期預金	1606134	(76,500)
商品債	16058304	97,878	定期預金	1606144	()
商品債	16058314	(2,961)	定期預金	1606164	0
商品債	16058324	2,900	定期預金	1606174	()
商品債	16058334	(72,016)	定期預金	1606184	()
商品債	16058344	22,916	定期預金	1606194	0
商品債	16058354	107,147	定期預金	1606204	()
商品債	16058404	80,331	定期預金	16178204	()
商品債	16058444	1,264,141	定期預金	16138284	()
商品債	16058494	6,280	定期預金	16060024	()
商品債	16058504	(6,280)	定期預金	16060214	()
商品債	16058514	1,257,860	定期預金	16060224	10,595
商品債	16058524	(37,540)	定期預金	16060234	100
商品債	16058534	(1,083,873)	定期預金	16060304	28
商品債	16058564	(136,447)	定期預金	16060314	997
商品債	16058574	5,151	定期預金	16060324	132
商品債	16058584	4,893	定期預金	16060334	()
商品債	16058604	137	定期預金	16060344	2
商品債	16058614	120	定期預金	16097964	()
商品債	16058624	3,712	定期預金	16097974	()
商品債	16058634	120	定期預金	16097984	()
商品債	16058644	47	定期預金	16060354	()
商品債	16097924	2,009	定期預金	16108854	()
商品債	16097934	()	定期預金	16108864	()
商品債	16097944	()	定期預金	16108874	()
商品債	16151054	5	定期預金	16108884	()
商品債	16321854	18	定期預金	16108894	()
商品債	16149934	()	定期預金	16321964	80
商品債	16321724	()	定期預金	16321974	513
商品債	16058724	()	定期預金	16321984	()
商品債	16058714	742	定期預金	16321994	205
商品債	16058734	769	定期預金	16060364	0
商品債	16058674	()	定期預金	16060384	20
商品債	16192024	22,916	定期預金	16060244	0
商品債	16192034	4,791	定期預金	16060394	62
商品債	16192044	16,981	定期預金	16060404	6,582
商品債	16312774	566	定期預金	16060414	1,811
商品債	16058834	4	定期預金	16060254	()
商品債	16192054	573	定期預金	16162594	655
商品債	16192064	3,169	定期預金	16188634	()
商品債	16192074	3,092	定期預金	16060524	448
商品債	16192084	()	定期預金	16311584	()
商品債	16312784	()	定期預金	16060534	947
商品債	16192094	76	定期預金	16060544	()
商品債	16327664	()	定期預金	16146184	()
商品債	16146174	2,268	定期預金	16147214	2,680
商品債	16147204	12,527	定期預金	16060574	12,527
商品債	16058884	()	定期預金	16060594	92,786
商品債	16060504	△7,225	定期預金	16060604	37,461
商品債	16149944	()	定期預金	16192114	()
			定期預金	16178214	31,674
			定期預金	16060634	15,000
			定期預金	16165514	16,674
			定期預金	16178254	19,972
			定期預金	16060644	2,099
			定期預金	16192124	17,873
			定期預金	16060664	()
			定期預金	16192134	17,873
			定期預金	16192144	()
			定期預金	16192154	()
			定期預金	16147224	3,677
			定期預金	16192164	()
			定期預金	16060744	()
			定期預金	16060754	1,294
合計	16058894	2,015,547	合計		2,015,547

コールローン(外貨建分を除く)のうち無担保分
コールローンのうち外貨建分
割引手形のうち手形割引市場関係分
貸付金のうち金融機関貸付金
貸付金のうち現地貸付

16065974

コールマネー(外貨建分を除く)のうち無担保分
コールマネーのうち外貨建分
再割引手形のうち手形割引市場関係分
借入金のうち金融機関借入金
定期預金のうち円デポ取引

16066004

計表ID	FN003	Ver.201403
基準日(西暦年/月)	2018	5
金融機関コード	0546	
金融機関名	第三銀行	
担当部署	総合企画部財務課	

別紙様式1-201

月中平残日計表 (銀行勘定、国内店)
(平成30年5月中平残)

(単位:百万円)

借方			貸方		
科目	コード	金額	科目	コード	金額
現金預け	16058934	128,054	預金	16060764	1,767,924
(うち切手手形)	16058944	33,823	預当座	16060794	82,265
外国金通	16058954	1,163	普通預金	16060804	733,642
預け金	16058964	23	貯通定期	16109994	10,896
(うち日銀預け金)	16058974	94,207	通知定期	16060814	4,466
(うち譲渡性預け金)	16059014	93,112	短期定期	16060854	934,210
コ買入	16059024		定期預金	16060894	10,824
債券	16059044		非居住者	16060824	4,999
債借取引支払保証	16178264		税準備	16060834	343
買入	16178264		外貨	16060924	9
入金	16059054		預金	16060934	6,465
入金	16059104	1,237	(金融機関預金)	16060954	7,949
商品	16059144	826	譲渡性マ	16061004	7,300
商品	16059154	611	先マ	16061014	
商品	16059174		先受	16151144	
商品	16141014	2,422	取引	16178284	18,040
有価証券	16059184	557,097	手形	16061024	
国債	16059194	165,324	借入金	16141024	76,563
地方債	16059214	82,507	再割引	16061044	
短期社債	16178274	98,217	(うち日銀)	16061064	
(公社債)	16059224	23,071	借入金	16061074	76,563
(公債)	16059244	3,054	当座	16061084	76,500
(株外)	16059254	72,091	外	16061094	
その他	16059264	22,533	外国	16061114	19
貸出	16059274	108,871	他店	16061124	
割引	16059324	79,532	外	16061134	
(うち商業)	16059414	6,048	未済	16061144	17
手形	16059424	6,048	済	16061154	1
形	16059434	1,250,343	未済	16178294	
手形	16059454	37,638	未済	16138314	
(当座)	16059474	1,081,228	未済	16060974	0
外	16059484	131,476	株	16061164	
国	16059494	5,844	託の	16061174	9,703
他	16059504	5,706	決済	16061184	283
店	16059514	128	未済	16061194	354
外	16059524	109	未済	16061254	1,689
取	16059534	4,543	未済	16061274	572
決	16059544	219	未済	16061284	2
未済	16059554	47	未済	16098064	
先物	16059574	2,009	未済	16098074	
取	16098024		未済	16098084	
引	16098034		未済	16061304	
差	16098044	6	未済	16109874	
入	16151124	61	未済	16109884	
金	16321874		未済	16151154	19
融	16150374		未済	16321884	88
商	16321734		未済	16312824	513
品	16059634	1,198	未済	16318624	205
派	16059624	1,000	未済	16061314	1
生	1604614	22,803	未済	16061334	20
入	16192174	4,780	未済	16061194	0
担	16192184	16,881	未済	16061344	48
保	16312804	566	未済	16061354	2,685
有	16059744	2	未済	16061364	3,218
価	16192204	572	未済	16061204	
値	16192214	3,148	未済	16162614	655
の	16192224	3,071	未済	1618664	448
一	16192234		未済	16061474	
の	16192244	76	未済	16311594	947
他	16327674	2,268	未済	16061484	
無	16146194		未済	16146204	
形	16147234	12,610	未済	16147244	2,660
定	16059794	12,610	未済	16061524	12,610
額	16061454	△7,225	未済	16061544	92,797
支	16150384		未済	16061554	37,461
損			未済	16192264	
引			未済	16178304	31,674
当			未済	16061584	15,000
			未済	16165524	16,674
			未済	16178344	19,883
			未済	16061594	2,089
			未済	16192274	17,884
			未済	16061614	
			未済	16192284	17,884
			未済	16162624	
			未済	16192294	
			未済	16151174	
			未済	16192304	
			未済	16147254	
			未済	16192314	
			未済	16061694	
			未済	16061704	△284
合	16059804	1,989,386	計		1,989,386
貸付金のうち金融機関貸付金	16060684		定期預金のうち円デポ取引		